

長崎市手数料・使用料改正に伴う関係資料集（HP 掲載用）

<目 次>

【参考 1】	使用料・手数料の算定方針について・・・(P. 1)
【参考 2】	使用料の改定について・・・(P. 7)
【参考 3】	使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について・・・(P. 9)
第 93 号議案	長崎市手数料条例・・・(P. 12)
第 96 号議案	長崎市チトセピアホール条例の一部を改正する条例・・・(P. 19)
第 97 号議案	長崎ブリックホール条例の一部を改正する条例・・・(P. 24)
第 98 号議案	長崎市市民活動センター条例の一部を改正する条例・・・(P. 34)
第 100 号議案	長崎市庁舎の会議室等の市民利用に関する条例の一部を改正する条例・・・(P. 37)
第 102 号議案	長崎市立学校施設使用料等条例の一部を改正する条例・・・(P. 40)
第 105 号議案	長崎市科学館条例の一部を改正する条例・・・(P. 43)
第 106 号議案	長崎市恐竜博物館条例の一部を改正する条例・・・(P. 48)
第 107 号議案	長崎市公民館条例の一部を改正する条例・・・(P. 50)
第 108 号議案	日吉自然の家条例の一部を改正する条例・・・(P. 60)
第 109 号議案	長崎市図書館条例の一部を改正する条例・・・(P. 65)
第 110 号議案	長崎市民会館条例の一部を改正する条例・・・(P. 71)
第 111 号議案	長崎市文化センター条例の一部を改正する条例・・・(P. 58)
第 112 号議案	長崎市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例・・・(P. 90)
第 113 号議案	長崎市障害福祉センター条例の一部を改正する条例・・・(P. 109)
第 114 号議案	長崎市市民センター条例の一部を改正する条例・・・(P. 93)
第 115 号議案	長崎市銭座地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例・・・(P. 105)
第 116 号議案	長崎市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例・・・(P. 109)
第 117 号議案	長崎市外海ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例・・・(P. 114)

第 118 号議案	長崎市池島中央会館条例の一部を改正する条例・・・(P. 118)
第 119 号議案	長崎市離島振興センター条例の一部を改正する条例・・・(P. 123)
第 120 号議案	長崎市健康づくりセンター条例の一部を改正する条例・・・(P. 126)
第 121 号議案	長崎市公衆浴場条例の一部を改正する条例・・・(P. 130)
第 122 号議案	長崎のもぎき恐竜パーク条例の一部を改正する条例・・・(P. 134)
第 123 号議案	長崎市あぐりの丘条例の一部を改正する条例・・・(P. 149)
第 124 号議案	長崎市体育館条例の一部を改正する条例・・・(P. 138)
第 125 号議案	長崎市民水泳プール条例の一部を改正する条例・・・(P. 143)
第 126 号議案	長崎市民アーチェリー場条例の一部を改正する条例・・・(P. 148)
第 127 号議案	長崎市市民生活プラザ条例の一部を改正する条例・・・(P. 152)
第 128 号議案	長崎市漁港管理条例の一部を改正する条例・・・(P. 159)
第 129 号議案	長崎市高島ふれあい海岸条例の一部を改正する条例・・・(P. 160)
第 130 号議案	長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例の一部を改正する条例・・・(P. 162)
第 131 号議案	長崎市さくらの里条例の一部を改正する条例・・・(P. 196)
第 132 号議案	長崎市体験の森条例の一部を改正する条例・・・(P. 163)
第 133 号議案	長崎市植木センター条例の一部を改正する条例・・・(P. 164)
第 134 号議案	長崎市農業活性化センター条例の一部を改正する条例
第 135 号議案	長崎原爆資料館条例の一部を改正する条例・・・(P. 297)
第 137 号議案	長崎市永井隆記念館条例の一部を改正する条例・・・(P. 305)
第 138 号議案	グラバー園条例の一部を改正する条例・・・(P. 173)
第 139 号議案	長崎市索道施設条例（長崎ロープウェイ）の一部を改正する条例・・・(P. 185)
第 140 号議案	長崎ペンギン水族館条例の一部を改正する条例・・・(P. 158)
第 141 号議案	長崎市亀山社中記念館条例の一部を改正する条例・・・(P. 187)
第 142 号議案	長崎市博物館条例（シーボルト記念館等）の一部を改正する条例・・・(P. 190)
第 143 号議案	長崎市遠藤周作文学館条例の一部を改正する条例・・・(P. 202)

第 144 号議案	長崎市ド・ロ神父記念館条例の一部を改正する条例・・・(P. 174)
第 145 号議案	出島条例の一部を改正する条例・・・(P. 175)
第 146 号議案	長崎市旧居留地建造物条例の一部を改正する条例・・・(P. 176～P. 181)
第 147 号議案	長崎市中の茶屋条例の一部を改正する条例・・・(P. 182)
第 148 号議案	長崎市心田庵条例の一部を改正する条例・・・(P. 183)
第 149 号議案	長崎市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例・・・(P. 193)
第 150 号議案	長崎市伊王島灯台記念館条例の一部を改正する条例・・・(P. 184)
第 151 号議案	長崎市高島石炭資料館条例の一部を改正する条例・・・(P. 195)
第 152 号議案	長崎市端島見学施設条例の一部を改正する条例・・・(P. 188)
第 153 号議案	長崎市軍艦島資料館条例の一部を改正する条例・・・(P. 189)
第 154 号議案	長崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例・・・(P. 205)
第 155 号議案	長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例・・・(P. 208)
第 156 号議案	長崎市有墓地条例の一部を改正する条例・・・(P. 216)
第 157 号議案	長崎市もみじ谷葬斎場条例の一部を改正する条例・・・(P. 222)
第 158 号議案	長崎市夜間急患センター条例の一部を改正する条例・・・(P. 110)
第 159 号議案	長崎市診療所条例の一部を改正する条例・・・(P. 110)
第 160 号議案	長崎市都市公園条例の一部を改正する条例・・・(P. 225)
第 161 号議案	長崎市公園条例の一部を改正する条例・・・(P. 253)
第 162 号議案	長崎市黒崎海岸有料シャワー施設条例の一部を改正する条例・・・(P. 260)
第 163 号議案	長崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例・・・(P. 262)
第 164 号議案	長崎市港湾施設条例の一部を改正する条例・・・(P. 265)
第 165 号議案	長崎市駐車場条例の一部を改正する条例・・・(P. 273)
第 166 号議案	長崎市二輪車等駐車場条例の一部を改正する条例・・・(P. 283)
第 167 号議案	長崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例・・・(P. 289)
第 168 号議案	長崎市下水道条例の一部を改正する条例・・・(P. 293)

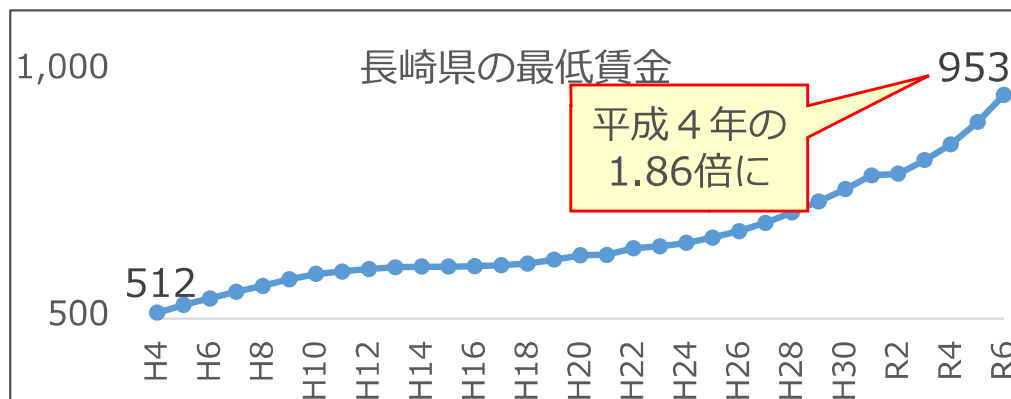
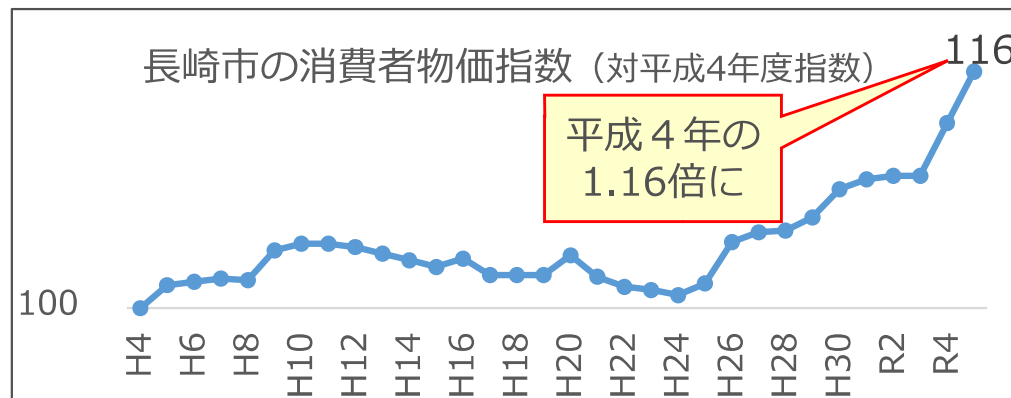
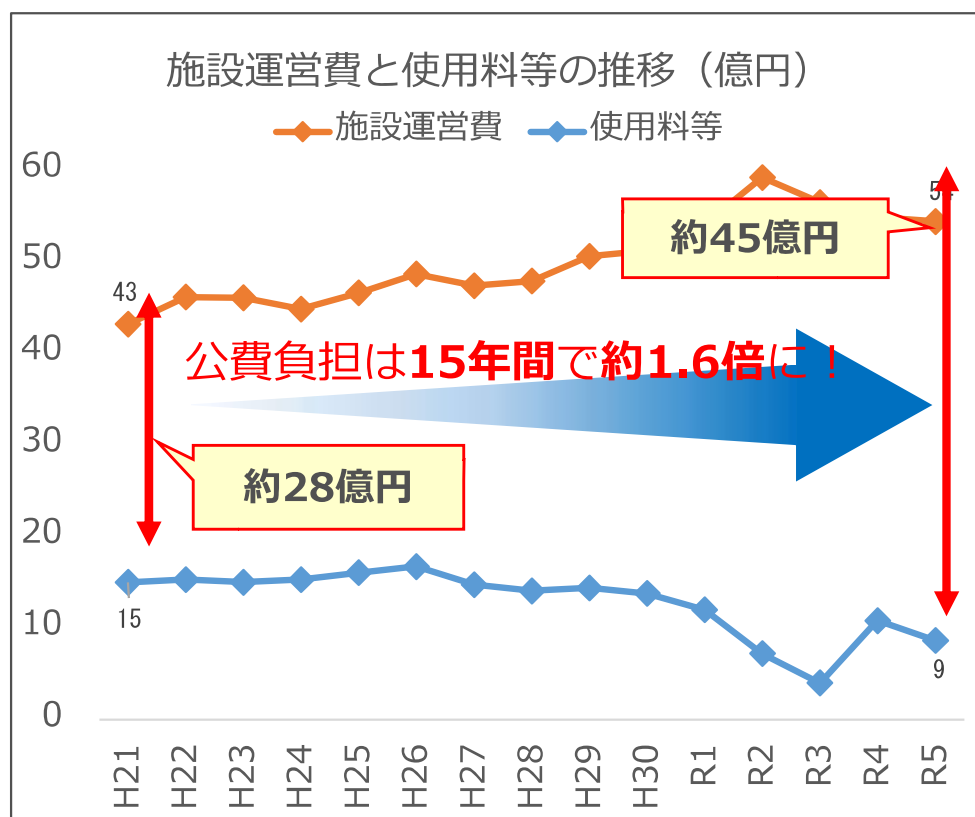
【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降**約30年間改定していない**。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費は増加し続けている**ため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費（税金等）で補っている**状況である。
なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和 6 年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化及び持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策や運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。

受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■ 入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■ 貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考1】使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
 高い ← 市民生活上の必要性 → 低い			

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

エ 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2 倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

オ 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方法

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア）人件費	1 分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
（イ）物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

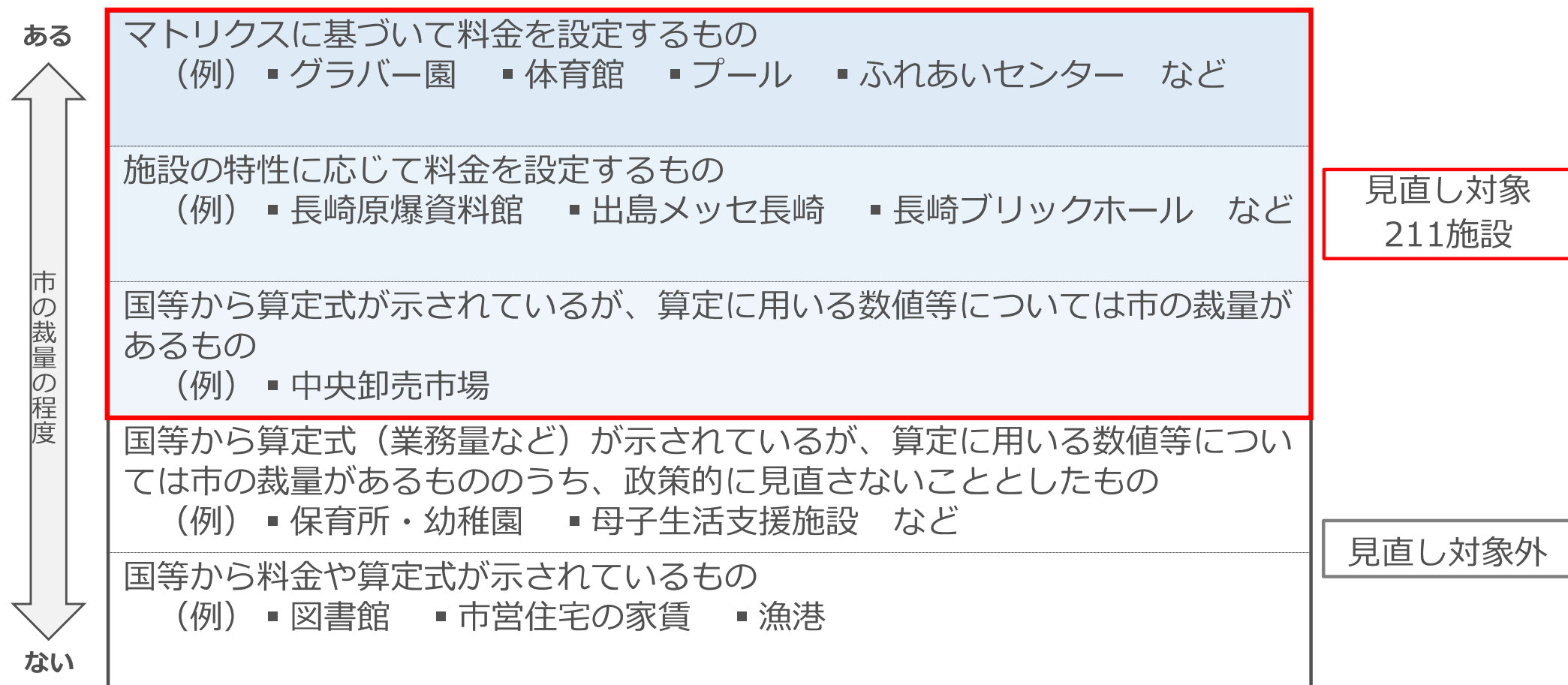
使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として 5 年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

【参考2】使用料の改定

(1) 見直しの対象



【参考2】使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（入ロフカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学習・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）
高い ← 市民生活上の必要性 → 低い			

【参考3】

使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

1 見直しの背景と対応

- 指定管理者制度導入施設のうち利用料金制を適用している施設については、利用料金収入額を変更し、指定管理委託料又は固定納付金の見直しを行う必要がある。
- 一方で、これまで使用料・手数料（以下「使用料等」という。）の見直しを30年以上行っておらず、指定管理者による集客努力をもってしても、十分に使用料等改定の効果が発揮できない場合も想定される。
- 協定書の責任分担表においては、「施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更」及び「長崎市の事情による利用者の減」の責任は長崎市が負うものとしている。
- 市の施策として使用料等の見直しを進める中、それに伴うリスクを指定管理者に負わせることがなく、安定した施設の管理運営を行うことができるよう、指定管理者にとって不利とならない対応を行う。

（参考）協定書における責任分担表（抜粋）

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○

2 令和8年度における対応について

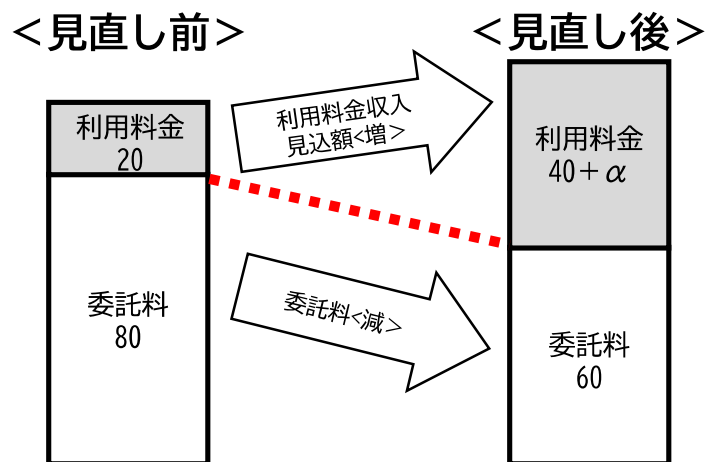
利用料金併用制の施設

※一部を市からの指定管理委託料で、残りを利用料金で賄う
(使用料等の見直しに伴い利用料金の改定を行う施設)

- 原則として、利用料金制の適用施設は、見直し後の利用料金の基準額（以下「新料金」という。）を踏まえて、委託料の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の委託料を据え置くこととする。

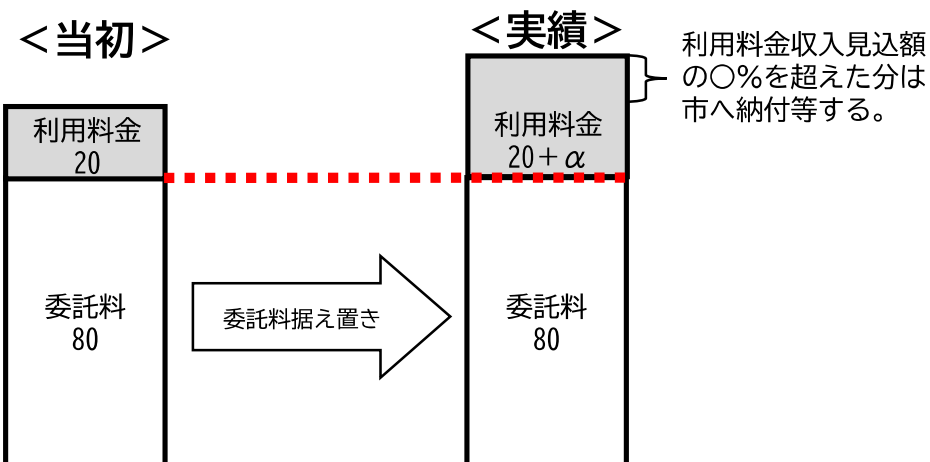
原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、委託料は「減」となる。



令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の委託料を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の〇%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元にあてるものとする。



3 使用料等の見直しに伴う経費の対応

- 指定管理業務として対応するものは、指定管理者と協議のうえ、令和8年4月からの見直しに向けた準備行為として、令和7年度に負担金等の必要な財政措置を講じる。

（広報物の印刷製本費や券売機改修委託料など）

4 スケジュール

時期	指定管理者制度導入施設
令和7年 8月 9月	9月市議会条例改正 （各施設の使用料等の見直し） - 指定管理者と協議 ※必要に応じ補正予算計上
10月 11月 12月	
令和8年 1月 2月 3月 4月	
	2月市議会（当初予算） - 新料金の運用開始

第93号議案

長崎市手数料条例

目 次	ページ
第 1 改正の概要	2
第 2 改正の内容	
1 手数料を改定するもの	3 ～ 222
2 本則を改正するもの	223 ～ 224
3 関係条文を整理するもの	225
【参考 1】使用料・手数料の算定方針（手数料関係抜粋） .	226 ～ 227
【参考 2】手数料の改定	228

第1 改正の概要

1 概 要

受益者負担の適正化を図るため手数料を改正するとともに、手数料の徴収時期の明確化、減免規定の見直し及び手数料の規定など本則を改正することから、条例の全部を改正するもの。

併せて、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い関係条文を整理するもの。

2 改正理由

(1) 手数料の見直しに関するもの

ア 手数料の改正

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も人件費及び物件費は増加していることから、受益者負担を原則として、手数料を改正するもの。

イ 本則の改正

次の項目について改正するもの

- 手数料の徴収時期の明確化
- 減免規定の見直し
- 手数料の規定方法の見直し

(2) 関係条文を整理するもの

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い関係条文を整理するもの

3 施行期日

令和8年4月1日

第2 改正の内容

1 手数料を改正するもの

(1) 別表1（諸証明手数料）関係

ア 件数

33件（うち料金改定は32件）

イ 考え方

諸証明手数料については、現行料金が300円に統一されているが、料金に差が生じると窓口での混乱が想定されるため、統一した料金設定とする。

ウ 算定方法

（ア）窓口交付

$$\begin{aligned} & \text{現行料金} \quad \times \quad \text{各手数料の算定結果の上昇率の平均} \\ = & \quad 300\text{円} \quad \times \quad 1.4 \\ = & \quad 420\text{円} \\ \div & \quad 400\text{円（郵便小為替を考慮し、50円単位（端数切捨て））} \end{aligned}$$

（イ）コンビニ交付

窓口の混雑緩和及びコンビニ交付の利用促進を図るため、現行交付料金300円から100円を差し引いた200円で料金設定している。

コンビニ交付の割合は増加傾向であるが、更なるコンビニ交付の推進及び窓口の混雑緩和を図るため、現行の200円を次期見直しまで継続する。

第2 改正の内容

1 手数料を改正するもの

(1) 別表1（諸証明手数料）

工 別 表

【表中の表記】

赤文字 ▶ 改定するもの
黒文字 ▶ 据え置くもの

区 分	単 位	改正案	現 行	算定方法
(1) 税その他の公課に関する証明手数料 ア 窓口又は郵送で交付するもの	1 件	400円（1通をもって2件以上の証明の請求があったときは、1件を増すごとに200円を加えた金額）	300円（1通をもって2件以上の証明の請求があったときは、1件を増すごとに150円を加えた金額）	●通常料金 ・現行料金 × 再算定結果の平均伸び率 = 300円 × 1.4 = 420円 ≒ 400円（端数処理） （以下「諸証明手数料統一料金」という。） 【理 由】 (1) 各種証明手数料・交付手数料の金額に差が生じると、窓口での混乱が想定されるため。 (2) 郵便小為替（50円単位）を考慮し、50円単位とする。
イ 多機能端末機で交付するもの	1 件	200円	200円	
(2) 営業又は職業に関する証明手数料	1 件	400円	300円	
(3) 固定資産税に関する受理証明手数料	1 件	400円	300円	
(4) 土地、建物その他の物件に関する証明手数料又は写しの交付手数料	1 件	400円（1通をもって2件以上の証明の請求があったときは、1件を増すごとに200円を加えた金額）	300円（1通をもって2件以上の証明の請求があったときは、1件を増すごとに150円を加えた金額）	●多機能端末機での交付 ・現行料金を据え置く。 （以下「多機能端末交付統一料金」という。） 【理 由】 (1) 窓口の混雑緩和及びコンビニ交付の利用促進を図るため。

第2 改正の内容

1 手数料を改正するもの

(1) 別表1（諸証明手数料）

工 別 表

区 分	単 位	改正案	現 行	算定方法
(5) 戸籍、本籍、住所又は居住に関する証明手数料	1 件	400円	300円	●諸証明手数料統一料金
(6) 身元又は身分に関する証明手数料	1 件	400円	300円	
(7) 資格又は経歴に関する証明手数料	1 件	400円	300円	
(8) 埋葬、火葬又は改葬に関する証明手数料	1 件	400円	300円	
(9) 原爆死没者名簿登載証明手数料	1 件	400円	300円	
(10) 福祉事業に関する証明手数料	1 件	400円	300円	
(11) 長崎市立高等看護学院に関する証明手数料	1 件	400円	300円	
(12) 保健所における申請若しくは届出の受理又は許可に関する証明手数料	1 件	400円	300円	
(13) 食品衛生監視票交付手数料	1 件	400円	300円	
(14) 飲食店等営業届出に関する受理証明手数料	1 件	400円	300円	
(15) 管理医療機器販売業届出に関する受理証明手数料	1 件	400円	300円	
(16) 旅館業等営業届出に関する受理証明手数料	1 件	400円	300円	

第2 改正の内容

1 手数料を改正するもの

(1) 別表1（諸証明手数料）

工 別 表

区 分	単 位	改正案	現 行	算定方法
(17) 国民健康保険の資格に関する証明手数料	1 件	400円	300円	●諸証明手数料統一料金
(18) 国民健康保険保険給付費の返還に関する証明手数料	1 件	400円	300円	
(19) 保育所の入所等に関する証明手数料	1 件	400円	300円	
(20) 市道に関する証明手数料	1 件	400円	300円	
(21) 市営住宅に関する証明手数料	1 件	400円	300円	
(22) 建築確認台帳記載事項証明手数料	1 件	400円	300円	
(23) 被相続人居住用家屋確認書又は低未利用土地確認書交付手数料	1 件	400円	300円	
(24) 生活保護受給証明書等交付手数料	1 件	400円	300円	
(25) 道路、水路、市有地等の境界等に関する確認証明手数料	1 件	400円	300円	
(26) 防火管理資格講習修了証明手数料	1 件	400円	300円	
(27) 防火対象物点検報告特例認定通知証明手数料	1 件	400円	300円	
(28) 防災管理点検報告特例認定通知証明手数料	1 件	400円	300円	

第2 改正の内容

1 手数料を改正するもの

(1) 別表1（諸証明手数料）

工 別 表

区 分	単 位	改正案	現 行	算定方法
(29) 救急搬送証明手数料	1 件	400円	300円	●諸証明手数料統一料金 ●（31）非農地証明手数料については、現行料金が統一されていないことから通常通りの算定。
(30) 農地又は採草放牧地に関する証明手数料	1 件	400円	300円	
(31) 非農地証明手数料	1 件	750円	500円	
(32) 農業従事者証明手数料	1 件	400円	300円	

令和 7 年 9 月市議会 総務委員会資料

第96号議案

長崎市チトセピアホール条例の一部を改正する条例

第97号議案

長崎ブリックホール条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正の内容	3 ～ 15
3 使用料の再算定	16 ～ 57
4 新旧対照表	58 ～ 65
【参考 1】使用料・手数料の算定方針	66 ～ 71
【参考 2】使用料の改定	72 ～ 73
【参考 3】使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度 導入施設への対応について	74 ～ 76

市 民 生 活 部
令和 7 年 9 月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（市民生活部所管分）

条 例	施設名
長崎市チトセピアホール条例	長崎市チトセピアホール
長崎ブリックホール条例	長崎ブリックホール

2 改正の内容

(1) 長崎市チトセピアホール

ア 使用料（利用料金の基準額）の改定（別表（第8条関係））

区 分	現 行	冷暖房	現行+冷暖房	改正案
入場料等を徴収しない場合、平日、9時～12時	8,632円	10,998円	19,630円	21,190円
入場料等を徴収しない場合、平日、13時～17時	17,264円	14,664円	31,928円	31,930円
入場料等を徴収しない場合、平日、18時～22時	21,580円	14,664円	36,244円	36,250円
入場料等を徴収しない場合、土日祝、9時～12時	10,790円	10,998円	21,788円	24,640円
入場料等を徴収しない場合、土日祝、13時～17時	21,580円	14,664円	36,244円	36,250円
入場料等を徴収しない場合、土日祝、18時～22時	26,976円	14,664円	41,640円	41,640円
入場料等3,142円以下、平日、9時～12時	12,948円	10,998円	23,946円	31,590円
入場料等3,142円以下、平日、13時～17時	25,897円	14,664円	40,561円	45,950円
入場料等3,142円以下、平日、18時～22時	32,371円	14,664円	47,035円	51,110円
入場料等3,142円以下、土日祝、9時～12時	16,185円	10,998円	27,183円	36,830円

2 改正の内容

区 分	現 行	冷暖房	現行+冷暖房	改正案
入場料等3,142円以下、土日祝、13時～17時	32,371円	14,664円	47,035円	53,700円
入場料等3,142円以下、土日祝、18時～22時	39,924円	14,664円	54,588円	60,820円
入場料等3,142円超、平日、9時～12時	17,264円	10,998円	28,262円	36,080円
入場料等3,142円超、平日、13時～17時	34,529円	14,664円	49,193円	53,020円
入場料等3,142円超、平日、18時～22時	43,161円	14,664円	57,825円	59,070円
入場料等3,142円超、土日祝、9時～12時	21,580円	10,998円	32,578円	42,100円
入場料等3,142円超、土日祝、13時～17時	43,161円	14,664円	57,825円	62,090円
入場料等3,142円超、土日祝、18時～22時	53,952円	14,664円	68,616円	71,190円

項目	現 行	改正案
利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額	この表に掲げる額の4割に相当する額	この表に掲げる額の5割に相当する額

2 改正の内容

イ 施行期日

令和8年4月1日

(経過措置)

改正後の規定は、施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

2 改正の内容

(2) 長崎ブリックホール

ア 使用料（利用料金の基準額）の改定（別表（第8条関係））

区 分	現 行	冷暖房	現行+冷暖房	改正案
大ホール（入場料等を徴収しない場合、平日、9時～12時）	34,676円	18,855円	53,531円	56,020円
大ホール（入場料等を徴収しない場合、平日、13時～17時）	76,266円	25,140円	101,406円	101,410円
大ホール（入場料等を徴収しない場合、平日、18時～22時）	90,200円	25,140円	115,340円	115,340円
大ホール（入場料等を徴収しない場合、土日祝、9時～12時）	41,590円	18,855円	60,445円	64,010円
大ホール（入場料等を徴収しない場合、土日祝、13時～17時）	91,561円	25,140円	116,701円	116,710円
大ホール（入場料等を徴収しない場合、土日祝、18時～22時）	108,219円	25,140円	133,359円	133,360円
大ホール（入場料等3,142円以下、平日、9時～12時）	41,590円	18,855円	60,445円	83,170円
大ホール（入場料等3,142円以下、平日、13時～17時）	91,561円	25,140円	116,701円	133,630円
大ホール（入場料等3,142円以下、平日、18時～22時）	108,219円	25,140円	133,359円	155,260円
大ホール（入場料等3,142円以下、土日祝、9時～12時）	49,866円	18,855円	68,721円	95,410円
大ホール（入場料等3,142円以下、土日祝、13時～17時）	109,895円	25,140円	135,035円	154,090円
大ホール（入場料等3,142円以下、土日祝、18時～22時）	129,904円	25,140円	155,044円	178,830円
大ホール（入場料等3,142円超～5,238円、平日、9時～12時）	52,066円	18,855円	70,921円	90,490円

2 改正の内容

区 分	現 行	冷暖房	現行+冷暖房	改正案
大ホール（入場料等3,142円超～5,238円、平日、13時～17時）	114,400円	25,140円	139,540円	144,700円
大ホール（入場料等3,142円超～5,238円、平日、18時～22時）	135,247円	25,140円	160,387円	169,040円
大ホール（入場料等3,142円超～5,238円、土日祝、9時～12時）	62,438円	18,855円	81,293円	103,790円
大ホール（入場料等3,142円超～5,238円、土日祝、13時～17時）	137,342円	25,140円	162,482円	166,720円
大ホール（入場料等3,142円超～5,238円、土日祝、18時～22時）	162,276円	25,140円	187,416円	194,580円
大ホール（入場料等5,238円超、平日、9時～12時）	69,352円	18,855円	88,207円	110,910円
大ホール（入場料等5,238円超、平日、13時～17時）	152,533円	25,140円	177,673円	186,180円
大ホール（入場料等5,238円超、平日、18時～22時）	180,400円	25,140円	205,540円	219,670円
大ホール（入場料等5,238円超、土日祝、9時～12時）	83,180円	18,855円	102,035円	128,330円
大ホール（入場料等5,238円超、土日祝、13時～17時）	183,123円	25,140円	208,263円	216,310円
大ホール（入場料等5,238円超、土日祝、18時～22時）	216,438円	25,140円	241,578円	255,290円
国際会議場（入場料等を徴収しない場合、平日、9時～12時）	17,180円	4,713円	21,893円	21,900円
国際会議場（入場料等を徴収しない場合、平日、13時～17時）	22,838円	6,284円	29,122円	29,130円
国際会議場（入場料等を徴収しない場合、平日、18時～22時）	22,838円	6,284円	29,122円	31,650円
国際会議場（入場料等を徴収しない場合、土日祝、9時～12時）	20,533円	4,713円	25,246円	25,250円

2 改正の内容

区 分	現 行	冷暖房	現行+冷暖房	改正案
国際会議場（入場料等を徴収しない場合、土日祝、13時～17時）	27,447円	6,284円	33,731円	33,740円
国際会議場（入場料等を徴収しない場合、土日祝、18時～22時）	27,447円	6,284円	33,731円	36,550円
国際会議場（入場料等3,142円以下、平日、9時～12時）	20,533円	4,713円	25,246円	25,250円
国際会議場（入場料等3,142円以下、平日、13時～17時）	27,447円	6,284円	33,731円	39,740円
国際会議場（入場料等3,142円以下、平日、18時～22時）	27,447円	6,284円	33,731円	46,360円
国際会議場（入場料等3,142円以下、土日祝、9時～12時）	24,723円	4,713円	29,436円	29,440円
国際会議場（入場料等3,142円以下、土日祝、13時～17時）	32,895円	6,284円	39,179円	46,350円
国際会議場（入場料等3,142円以下、土日祝、18時～22時）	32,895円	6,284円	39,179円	53,710円
国際会議場（入場料等3,142円超、平日、9時～12時）	25,771円	4,713円	30,484円	32,260円
国際会議場（入場料等3,142円超、平日、13時～17時）	34,257円	6,284円	40,541円	55,120円
国際会議場（入場料等3,142円超、平日、18時～22時）	34,257円	6,284円	40,541円	65,140円
国際会議場（入場料等3,142円超、土日祝、9時～12時）	30,800円	4,713円	35,513円	37,460円
国際会議場（入場料等3,142円超、土日祝、13時～17時）	41,171円	6,284円	47,455円	64,600円
国際会議場（入場料等3,142円超、土日祝、18時～22時）	41,171円	6,284円	47,455円	76,000円
楽屋1（9～12時）	1,152円	0円	1,152円	1,400円 - 8 -

2 改正の内容

区 分	現 行	冷暖房	現行+冷暖房	改正案
楽屋1（13～17時）	1,571円	0円	1,571円	1,850円
楽屋1（18～22時）	1,571円	0円	1,571円	1,970円
楽屋1（9～22時）	4,294円	0円	4,294円	5,600円
楽屋2（9～12時）	1,257円	0円	1,257円	1,400円
楽屋2（13～17時）	1,676円	0円	1,676円	1,850円
楽屋2（18～22時）	1,676円	0円	1,676円	1,970円
楽屋2（9～22時）	4,609円	0円	4,609円	5,600円
楽屋3（9～12時）	1,152円	0円	1,152円	1,400円
楽屋3（13～17時）	1,571円	0円	1,571円	1,850円
楽屋3（18～22時）	1,571円	0円	1,571円	1,970円
楽屋3（9～22時）	4,294円	0円	4,294円	5,600円
楽屋4（9～12時）	838円	0円	838円	950円
楽屋4（13～17時）	1,047円	0円	1,047円	1,230円
楽屋4（18～22時）	1,047円	0円	1,047円	1,340円
楽屋4（9～22時）	2,932円	0円	2,932円	3,710円

2 改正の内容

区 分	現 行	冷暖房	現行+冷暖房	改正案
楽屋5（9～12時）	838円	0円	838円	950円
楽屋5（13～17時）	1,047円	0円	1,047円	1,230円
楽屋5（18～22時）	1,047円	0円	1,047円	1,340円
楽屋5（9～22時）	2,932円	0円	2,932円	3,710円
楽屋6（9～12時）	838円	0円	838円	950円
楽屋6（13～17時）	1,047円	0円	1,047円	1,230円
楽屋6（18～22時）	1,047円	0円	1,047円	1,340円
楽屋6（9～22時）	2,932円	0円	2,932円	3,710円
楽屋7（9～12時）	1,257円	0円	1,257円	1,400円
楽屋7（13～17時）	1,676円	0円	1,676円	1,850円
楽屋7（18～22時）	1,676円	0円	1,676円	1,970円
楽屋7（9～22時）	4,609円	0円	4,609円	5,600円
楽屋8（9～12時）	1,152円	0円	1,152円	1,400円
楽屋8（13～17時）	1,571円	0円	1,571円	1,850円
楽屋8（18～22時）	1,571円	0円	1,571円	1,970円

2 改正の内容

区 分	現 行	冷暖房	現行+冷暖房	改正案
楽屋8 (9～22時)	4,294円	0円	4,294円	5,600円
楽屋9 (9～12時)	1,676円	0円	1,676円	1,680円
楽屋9 (13～17時)	2,200円	0円	2,200円	2,200円
楽屋9 (18～22時)	2,200円	0円	2,200円	2,200円
楽屋9 (9～22時)	6,076円	0円	6,076円	6,080円
リハーサル室 (9～12時)	6,076円	1,884円	7,960円	7,960円
リハーサル室 (13～17時)	8,066円	2,512円	10,578円	10,580円
リハーサル室 (18～22時)	8,066円	2,512円	10,578円	10,580円
リハーサル室 (9～22時)	22,208円	8,164円	30,372円	30,380円
練習室1 (9～12時)	2,409円	627円	3,036円	3,510円
練習室1 (13～17時)	3,247円	836円	4,083円	4,890円
練習室1 (18～22時)	3,247円	836円	4,083円	4,920円
練習室1 (9～22時)	8,903円	2,717円	11,620円	14,920円
練習室2 (9～12時)	2,409円	627円	3,036円	3,510円
練習室2 (13～17時)	3,247円	836円	4,083円	4,890円

2 改正の内容

区 分	現 行	冷暖房	現行+冷暖房	改正案
練習室2（18～22時）	3,247円	836円	4,083円	4,920円
練習室2（9～22時）	8,903円	2,717円	11,620円	14,920円
練習室3（9～12時）	1,571円	312円	1,883円	2,580円
練習室3（13～17時）	2,095円	416円	2,511円	3,670円
練習室3（18～22時）	2,095円	416円	2,511円	3,630円
練習室3（9～22時）	5,761円	1,352円	7,113円	11,110円
会議室(1室につき)（9～12時）	3,142円	312円	3,454円	3,460円
会議室(1室につき)（13～17時）	4,190円	416円	4,606円	4,610円
会議室(1室につき)（18～22時）	4,190円	416円	4,606円	4,610円
会議室(1室につき)（9～22時）	11,522円	1,352円	12,874円	12,880円
和室1（9～12時）	2,304円	312円	2,616円	2,800円
和室1（13～17時）	3,142円	416円	3,558円	3,670円
和室1（18～22時）	3,142円	416円	3,558円	3,840円
和室1（9～22時）	8,588円	1,352円	9,940円	10,900円
和室2（9～12時）	1,571円	312円	1,883円	1,990円

2 改正の内容

区 分	現 行	冷暖房	現行+冷暖房	改正案
和室2（13～17時）	2,095円	416円	2,511円	2,590円
和室2（18～22時）	2,095円	416円	2,511円	2,760円
和室2（9～22時）	5,761円	1,352円	7,113円	7,630円
茶室（9～12時）	2,304円	312円	2,616円	3,010円
茶室（13～17時）	3,142円	416円	3,558円	3,970円
茶室（18～22時）	3,142円	416円	3,558円	4,310円
茶室（9～22時）	8,588円	1,352円	9,940円	11,780円
特別室1（9～12時）	6,285円	627円	6,912円	6,920円
特別室1（13～17時）	8,380円	836円	9,216円	9,220円
特別室1（18～22時）	8,380円	836円	9,216円	9,220円
特別室1（9～22時）	23,045円	2,717円	25,762円	25,770円
特別室2（9～12時）	3,142円	312円	3,454円	3,460円
特別室2（13～17時）	4,190円	416円	4,606円	4,610円
特別室2（18～22時）	4,190円	416円	4,606円	4,610円
特別室2（9～22時）	11,522円	1,352円	12,874円	12,880円

2 改正の内容

区 分	現 行	冷暖房	現行+冷暖房	改正案
特別室3（9～12時）	3,142円	312円	3,454円	3,460円
特別室3（13～17時）	4,190円	416円	4,606円	4,610円
特別室3（18～22時）	4,190円	416円	4,606円	4,610円
特別室3（9～22時）	11,522円	1,352円	12,874円	12,880円

項目	現 行	改正案
大ホール又は国際会議場の利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために大ホール又は国際会議場を利用する場合の使用料	この表に掲げる額の4割に相当する額	この表に掲げる額の5割に相当する額

2 改正の内容

イ 施行期日

令和8年4月1日

改正後の規定は施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和7年9月市議会 総務委員会資料

第98号議案

長崎市市民活動センター条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 使用料の再算定・・・・・・・・・・	4 ～ 6
4 新旧対照表・・・・・・・・・・	7 ～ 8
【参考1】 条例施行規則で制定するもの・・・・・・・・	9 ～ 10
共通資料	
【参考2】 使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	11 ～ 16
【参考3】 使用料の改定・・・・・・・・・・	17 ～ 18
【参考4】 使用料・手数料の見直しに伴う 指定管理者制度導入施設への対応について・・	19 ～ 22

市 民 生 活 部

令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

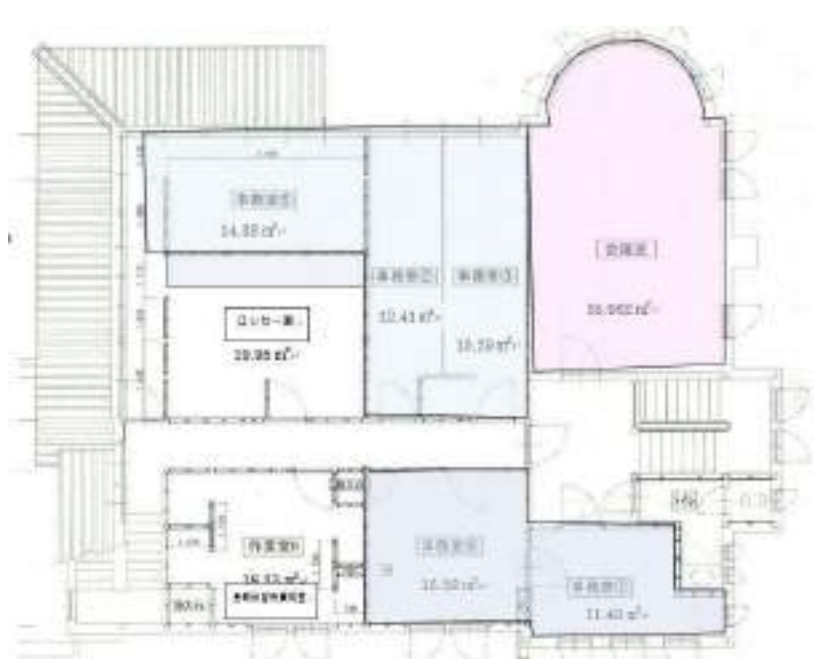
(2) 対象条例（市民生活部所管 市民活動施設）

条 例	施設名
長崎市市民活動センター条例	長崎市市民活動センター

長崎市市民活動センター 1 階



長崎市市民活動センター 2 階



2 改正の内容

(1) 長崎市市民活動センター

ア 使用料（利用料金の基準額）の改定（別表（第9条関係））

（ア）1月当たり

（単位：円）

区 分	現 行	改正案
事務室 1	10,371	12,440
事務室 2	12,257	14,570
事務室 3	13,200	15,840
事務室 4	14,142	16,820
事務室 5	15,085	18,100
ロッカー（大型）	523	470
ロッカー（小型）	314	340

（イ）1時間当たり

（単位：円）

区分	現行	冷暖房	現行＋冷暖房	改正案
会議室	104	104	208	280

イ 施行期日

令和8年4月1日

改正後の長崎市市民活動センター条例の規定は、この条例の施行の日以降にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月市議会 総務委員会資料

第100号議案

長崎市庁舎の会議室等の市民利用に関する条例の一部を改正する
条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正の内容	3
3 使用料の再算定	4 ～ 7
4 新旧対照表	8
【参考 1】 条例施行規則で規定するもの	9 ～ 14
【参考 2】 使用料・手数料の算定方針	15 ～ 20
【参考 3】 使用料の改定	21 ～ 22

1 改正の概要

(1) 概 要

受益者負担の適正化を図るため、長崎市庁舎の市民利用会議室等の使用（目的外使用）料について改定するもの。

(2) 対象条例（総務部所管分）

条 例	施設名
長崎市庁舎の会議室等の市民利用に関する条例	長崎市庁舎

2 改正の内容

(1) 長崎市庁舎の市民利用スペース

ア 使用料：1時間あたりの改定（別表第1（第5条関係））

区 分	現 行	改正案
市民利用会議室	226円	450円
多目的スペース	686円	960円
庁舎前広場	1,786円	2,500円

※市民利用会議室及び多目的スペースの改正案の使用料には、現行の使用料に含まれていない冷暖房設備及びコンセントの使用料を含む。

【参考】 現行の冷暖房設備の使用料

市民利用会議室：1時間につき44円

多目的スペース：1時間につき134円

現行のコンセント使用料

1口・1時間につき10円

イ 施行期日

令和8年4月1日

令和7年9月市議会 教育厚生委員会資料

第102号議案 長崎市立学校施設使用料等条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正の内容	3
3 使用料の再算定	4 ～ 5
4 新旧対照表	6 ～ 7
【参考】使用料・手数料の算定方針	8 ～ 10

教 育 委 員 会
令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

長崎市立の小学校・中学校・長崎商業高等学校の施設は、行政財産の目的外使用許可によってスポーツ、レクリエーション、集会その他の目的で利用できるようにしており（いわゆる「学校開放」）、その使用料は『長崎市立学校施設使用料等条例』によって定められている。

この条例は、平成16年9月に施行されており、当時、1市6町の合併を見据えて新長崎市の料金体系を統一し明示した内容となっている。

その後、料金改正はなされていないが、その間も学校施設の維持管理経費は増加していることから、受益者負担の適正化を図るため、全庁的な使用料・手数料の見直しに合わせて、学校開放に係る目的外の使用料についても、見直しを行うもの。

(2) 対象条例

条 例	施設名
長崎市立学校施設使用料等条例	長崎市立学校施設

(3) 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(1) 使用料(1時間あたり)の改定(別表(第2条関係))

区 分	現 行			改正案
	施設使用料	照明設備使用料	合計※	
体育館(卓球・1台)	62円	41円	103円	200円
体育館(バドミントン・1面)	78円	52円	130円	260円
体育館(バレーボール・1面)	314円	209円	523円	730円
体育館(バスケットボール・1面)	314円	209円	523円	730円
体育館(スポーツ以外)	314円	209円	523円	730円
武道場又は柔剣道場	314円	209円	523円	730円
テニスコート(中学校・1コート)	52円	—	52円	100円
テニスコート(長崎商業高等学校・1コート)	188円	(628円)	188円	370円
運動場(小中学校)	209円	(1,361円)	209円	350円
運動場(長崎商業高等学校)	534円	—	534円	740円
長崎商業高等学校ソフトボール場	209円	(1,990円)	209円	350円
長崎商業高等学校野球場	534円	—	534円	740円

※ 体育館、武道場又は柔剣道場については、昼夜必要な照明設備使用料を含む。

※ テニスコート、運動場、ソフトボール場の照明設備使用料については、改正案の使用料に含めず、別途、規則等で定める附属設備使用料を使用に応じて負担いただく。

令和7年9月市議会 教育厚生委員会資料

第105号議案 長崎市科学館条例の一部を改正する条例

第106号議案 長崎市恐竜博物館条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 改正内容及び算定結果	
(1) 長崎市科学館・・・・・・・・	3 ～ 5
(2) 長崎市恐竜博物館・・・・・・・・	6 ～ 7
3 新旧対照表	
(1) 長崎市科学館・・・・・・・・	8 ～ 11
(2) 長崎市恐竜博物館・・・・・・・・	12 ～ 13
【参考1】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	14 ～ 19
【参考2】使用料の改定・・・・・・・・	20 ～ 21
【参考3】使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度 導入施設への対応について・・・・・・・・	22 ～ 24

教 育 委 員 会

令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

本市の使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例

条 例	施設名
長崎市科学館条例	長崎市科学館
長崎市恐竜博物館条例	長崎市恐竜博物館

(3) 施行期日

令和8年4月1日

2 改正内容及び算定結果

(1) 長崎市科学館

ア 観覧料（1回当たり）

(ア) 改正内容（別表第1（第9条関係））

区 分			現 行	改正案 (※1)
常設展示	一般	個人	410円	610円
		団体	320円	廃止
	小学校の児童、中学校の生徒、高等学校の生徒(※2)	個人	200円	310円
		団体	160円	廃止
スペースシアター	一般	個人	520円	720円
		団体	410円	廃止
	小学校の児童、中学校の生徒、高等学校の生徒(※2)	個人	260円	360円
		団体	200円	廃止
年間観覧料 (※3)	一般		2,320円	3,330円
	小学校の児童、中学校の生徒、高等学校の生徒(※2)		1,150円	1,680円

※1 算定方針により子ども料金は一般の5割とする。

※1 算定方針により団体料金は廃止する。

※2 高等学校の生徒については、現行は一般料金だが、算定方針により子ども料金とする。また、幼児（未就学児）は、算定方針により無料とする。

※3 年間観覧料については、常設展示及びスペースシアターの合計額の2.5倍で設定する。

2 改正内容及び算定結果

(1) 長崎市科学館

ア 観覧料（1回当たり）

(イ) 算定結果

カテゴリー	施設名称	区分	総コスト ①	年間 目標者数 ②	コスト/人 ③=①÷②	受益者 負担率 ④
博物館	長崎市科学館	常設展示	80,342,535円	57,936人	1,387円	50%
		スペースシアター	65,866,367円	36,406人	1,809円	50%

区分	項目	現行料金 ⑤	再算定 結果 ⑥=③×④	激変緩和 措 置 ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨	増 減 ⑩=⑨-⑤
					金 額 ⑧	理 由		
常設展示	一 般	410円	694円	610円	-		610円	200円
	こども	200円	-	-	310円	一般の5割	310円	110円
スペース シアター	一 般	520円	905円	720円	-		720円	200円
	こども	260円	-	-	360円	一般の5割	360円	100円
年間観覧料	一 般	2,320円	-	-	3,330円	常設展示と スペースシアター の合計額の2.5倍	3,330円	1,010円
	こども	1,150円	-	-	1,680円		1,680円	530円

2 改正内容及び算定結果

(1) 長崎市科学館

イ 学習室使用料（1時間当たり）

(ア) 改正内容（別表第2（第9条関係））

区 分	現 行				改正案※
	貸 室	冷暖房	コンセント	合計	
90平方メートル未満⇒ 学習室(1室につき)	523円	272円	52円	847円	1,180円
90平方メートル以上160平方メートル未満	1,047円	544円	104円	1,695円	廃止
160平方メートル以上	1,571円	817円	156円	2,544円	廃止

※ 冷暖房設備使用料及びコンセント使用料を含む。

※ 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の倍額規定は維持する。

(イ) 算定結果

カテゴリー	施設名称	区分	総コスト ①	施設全体の貸出 可能面積 ②	稼働状況			コスト/㎡ ⑥=①÷②÷⑤	受益者 負担率 ⑦
					年間稼働 可能時間 ③	実稼働率 ④	年間 実稼働時間 ⑤=③×④		
その他の会議室	長崎市科学館	学習室	257,955円	222㎡	105 h	1.0%	1.05 h	1,106.63円	25%

区分	面積 ⑧	現行料金 ⑨	1hあたり コスト/室 ⑩=⑥×⑧	再算定結果 ⑪=⑩×⑦	激変緩和 措 置 ⑫	最終結果 (⑪と⑫の小さい方) ⑬	増 減 ⑭=⑬－⑨
学習室	74㎡	847円	81,891円	20,473円	1,180円	1,180円	333円

2 改正内容及び算定結果

(2) 長崎市恐竜博物館

ア 観覧料

(ア) 改正内容（別表（第5条関係））

区 分			現 行	改正案 (※1)
常設展示	一般	個人	500円	500円
		団体	400円	廃止
	小学校の児童、中学校の生徒、高等学校の生徒(※2)	個人	200円	250円
		団体	160円	廃止
年間観覧料 (※3)	一般		1,250円	1,250円
	小学校の児童、中学校の生徒、高等学校の生徒(※2)		500円	630円

※1 算定方針により子ども料金は一般の5割とする。

※1 算定方針により団体料金は廃止する。

※2 高等学校の生徒については、現行は一般料金だが、算定方針により子ども料金とする。また、幼児（未就学児）は、算定方針により無料とする。

※3 年間観覧料は、常設展示の2.5倍で設定する。

2 改正内容及び算定結果

(2) 長崎市恐竜博物館

ア 観覧料

(イ) 算定結果

カテゴリー	施設名称	区分	総コスト ①	年間 目標者数 ②	コスト/人 ③=①÷②	受益者 負担率 ④
博物館	長崎市恐竜博物館	常設展示	92,581,720円	92,911人	996円	50%

区分	項目	現行料金 ⑤	再算定 結果 ⑥=③×④	激変緩和 措 置 ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨	増 減 ⑩=⑨-⑤
					金 額 ⑧	理 由		
常設展示	一 般	500円	498円	750円	-		500円	-円
	こども	200円	-	-	250円	一般の5割	250円	50円
年間観覧料	一 般	1,250円	-	-	1,250円	常設展示の2.5倍	1,250円	-円
	こども	500円	-	-	630円		630円	130円

令和7年9月市議会 教育厚生委員会資料

第107号議案 長崎市公民館条例の一部を改正する条例

第111号議案 長崎市文化センター条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ～ 10
3 使用料の再算定・・・・・・・・・・・・・・・・	11 ～ 18
4 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	19 ～ 43
【参考1】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	44 ～ 49
【参考2】使用料の改定・・・・・・・・・・・・・・・・	50 ～ 51
【参考3】使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度 導入施設への対応について・・・・・・・・	52 ～ 54

教 育 総 務 部

令和7年9月

P.50

1 改正の概要

(1) 概 要

本市の使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例

条 例	施設名
長崎市公民館条例	東公民館、西公民館、南公民館、滑石公民館、戸石地区公民館、三重地区公民館、香焼公民館、高浜地区公民館、野母地区公民館、外海公民館、黒崎地区公民館、三和公民館、川原地区公民館、為石地区公民館、北公民館
長崎市文化センター条例	琴海文化センター、琴海南部文化センター、野母崎文化センター

(3) 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(1) コミュニティ活動施設

ア 使用料の改定（長崎市公民館条例別表第1（第11条関係））

施設名	区 分	現 行				改正案※
		貸 室	冷暖房	ｺﾝﾍﾞﾝ	合 計	
東公民館	多目的ホール	1,990円	1,853円	21円	3,864円	5,020円
	研修室1	261円	146円	21円	428円	640円
	研修室2	597円	293円	21円	911円	1,230円
	研修室3	104円	52円	21円	177円	350円
	研修室4	209円	104円	21円	334円	500円
	研修室5	125円	52円	21円	198円	390円
	和室1	178円	62円	21円	261円	390円
	和室2	335円	146円	21円	502円	700円
	調理実習室	282円	167円	21円	470円	700円
西公民館	講堂	578円	209円	63円	850円	1,190円
	研修室1	233円	73円	63円	369円	550円
	研修室2	233円	73円	63円	369円	550円
	研修室3	233円	73円	63円	369円	550円
	研修室4	151円	52円	63円	266円	390円
	研修室5	233円	73円	63円	369円	550円
	研修室6	151円	52円	63円	266円	390円
	和室	185円	52円	63円	300円	450円
	調理実習室	335円	83円	63円	481円	720円

2 改正の内容

(1) コミュニティ活動施設

ア 使用料の改定（長崎市公民館条例別表第1（第11条関係））

施設名	区 分	現 行				改正案※
		貸 室	冷暖房	ｺﾝﾍﾞ	合 計	
南公民館	講堂	699円	261円	63円	1,023円	1,430円
	研修室1	233円	73円	63円	369円	550円
	研修室2	151円	52円	63円	266円	390円
	研修室3	151円	52円	63円	266円	390円
	会議室	151円	52円	63円	266円	390円
	和室	185円	52円	63円	300円	450円
	調理実習室	335円	83円	63円	481円	720円
滑石公民館	講堂	456円	146円	63円	665円	930円
	研修室1	233円	73円	63円	369円	550円
	研修室2	233円	73円	63円	369円	550円
	研修室3	151円	52円	63円	266円	390円
	小研修室	151円	52円	63円	266円	390円
	和室1	185円	52円	63円	300円	450円
	和室2	185円	52円	63円	300円	450円
	調理実習室	335円	83円	63円	481円	720円
戸石地区公民館	研修室1	233円	73円	63円	369円	550円
	研修室2	235円	62円	63円	360円	530円
	研修室3	185円	52円	63円	300円	450円
	調理実習室	121円	41円	63円	225円	450円

2 改正の内容

(1) コミュニティ活動施設

ア 使用料の改定（長崎市公民館条例別表第1（第11条関係））

施設名	区 分	現 行				改正案※
		貸 室	冷暖房	ｺﾝﾍﾞ	合 計	
三重地区公民館	講堂	699円	261円	63円	1,023円	1,430円
	会議室1	151円	52円	63円	266円	390円
	会議室2	106円	31円	63円	200円	400円
	会議室3	106円	31円	63円	200円	400円
	会議室4	106円	31円	63円	200円	400円
	和室	106円	31円	63円	200円	400円
	調理実習室	335円	83円	63円	481円	720円
香焼公民館	ホール	3,142円	3,142円	0円	6,284円	6,590円
	会議室1	419円	419円	0円	838円	700円
	会議室2	419円	419円	0円	838円	700円
	会議室3	261円	261円	0円	522円	490円
	和室	261円	261円	0円	522円	490円
	調理実習室	314円	314円	0円	628円	680円
高浜地区公民館	講堂	220円	220円	0円	440円	660円
	研修室	104円	104円	0円	208円	410円
	会議室	104円	104円	0円	208円	410円
	和室	104円	104円	0円	208円	410円
	調理実習室	324円	104円	0円	428円	640円

2 改正の内容

(1) コミュニティ活動施設

ア 使用料の改定（長崎市公民館条例別表第1（第11条関係））

施設名	区 分	現 行				改正案※
		貸 室	冷暖房	ｺﾝﾍﾞ	合 計	
野母地区公民館	講堂	578円	209円	63円	850円	1,190円
	会議室	151円	52円	63円	266円	390円
	和室	185円	52円	63円	300円	450円
	調理実習室	335円	83円	63円	481円	720円
外海公民館	講堂	262円	209円	0円	471円	700円
	研修室	108円	52円	0円	160円	310円
	会議室	199円	73円	0円	272円	400円
	視聴覚室	138円	73円	0円	211円	420円
	和室	230円	52円	0円	282円	420円
	調理実習室	199円	41円	0円	240円	480円
黒崎地区公民館	講堂	578円	209円	63円	850円	1,190円
	会議室	151円	52円	63円	266円	390円
	和室	185円	52円	63円	300円	450円
	調理実習室	121円	41円	63円	225円	450円

2 改正の内容

(1) コミュニティ活動施設

ア 使用料の改定（長崎市公民館条例別表第1（第11条関係））

施設名	区 分	現 行				改正案※
		貸 室	冷暖房	ｺﾝﾍﾞ	合 計	
三和公民館	ホール	3,929円	5,500円	46円	9,475円	12,310円
	会議室1	283円	157円	46円	486円	700円
	会議室2	361円	157円	46円	564円	490円
	会議室3	283円	157円	46円	486円	490円
	会議室4	283円	157円	46円	486円	490円
	視聴覚室	706円	220円	46円	972円	700円
	和室	283円	157円	46円	486円	700円
川原地区公民館	講堂	549円	440円	0円	989円	1,150円
	会議室1	283円	220円	0円	503円	490円
	会議室2	283円	220円	0円	503円	700円
	和室	283円	220円	0円	503円	490円
	調理実習室	549円	174円	0円	723円	680円
為石地区公民館	講堂	549円	440円	0円	989円	1,230円
	会議室1	283円	220円	0円	503円	490円
	会議室2	283円	220円	0円	503円	490円
	会議室3	283円	220円	0円	503円	700円
	和室1	283円	220円	0円	503円	700円
	和室2	283円	220円	0円	503円	490円
	調理実習室	549円	174円	0円	723円	680円

2 改正の内容

(1) コミュニティ活動施設

イ 利用料金の基準額の改定（長崎市公民館条例別表第2（第13条関係））

施設名	区 分	現 行				改正案※
		貸 室	冷暖房	ｺﾝﾍﾞﾝ	合 計	
北公民館	講堂	769円	261円	63円	1,093円	1,460円
	研修室1	258円	73円	63円	394円	590円
	研修室2	258円	73円	63円	394円	590円
	研修室3	258円	73円	63円	394円	590円
	会議室1	164円	52円	63円	279円	410円
	会議室2	164円	52円	63円	279円	410円
	会議室3	164円	52円	63円	279円	410円
	視聴覚室	789円	188円	63円	1,040円	1,230円
	和室1	201円	52円	63円	316円	470円
	和室2	201円	52円	63円	316円	470円
	調理実習室	369円	83円	63円	515円	720円

2 改正の内容

(1) コミュニティ活動施設

ウ 使用料（利用料金の基準額）の改定

（長崎市文化センター条例別表第1（第5条関係）、別表第2（第8条関係））

施設名	区 分	現 行				改正案※
		貸 室	冷暖房	ｺﾝﾍﾞ	合 計	
琴海文化センター	多目的ホール	1,424円	2,200円	0円	3,624円	4,710円
	会議室1	220円	272円	0円	492円	490円
	会議室2	220円	272円	0円	492円	700円
	会議室3	220円	272円	0円	492円	700円
	和室	220円	272円	0円	492円	700円
琴海南部文化センター	会議室1	220円	272円	0円	492円	700円
	会議室2	220円	272円	0円	492円	700円
	会議室3	220円	272円	0円	492円	700円
	和室1	220円	272円	0円	492円	490円
	和室2	220円	272円	0円	492円	490円
	調理実習室	220円	272円	0円	492円	730円
野母崎文化センター	多目的ホール	2,200円	2,200円	0円	4,400円	5,210円
	会議室	104円	272円	0円	376円	560円
	視聴覚室	104円	272円	0円	376円	560円

2 改正の内容

- ※ 公民館の統一単価により算定（ただし激変緩和単価を超える場合は激変緩和単価）
- ※ 「時間帯区分」は廃止し、1時間あたりの料金設定のみに変更する。
- ※ 冷暖房使用料及びコンセント使用料を含む。
- ※ 入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は倍額とする規定は維持する。
- ※ 文化センターの多目的ホール利用における、準備・リハーサルのための利用に係る4割徴収の規定は、5割徴収に見直す。

令和7年9月市議会 教育厚生委員会資料

第108号議案 日吉自然の家条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 改正内容及び算定結果・・・・・・・・	3 ～ 5
(1) 施設使用料（宿泊又は日帰り）	
(2) 体育館使用料	
3 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	6 ～ 9
【参考1】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	10 ～ 15
【参考2】使用料の改定・・・・・・・・・・・・・・・・	16 ～ 17
【参考3】使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度 導入施設への対応について・・・・・・・・	18 ～ 21

教 育 委 員 会

令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

本市の使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例

条 例	施設名
日吉自然の家条例	日吉自然の家

(3) 施行期日

令和8年4月1日

2 改正内容及び算定結果

(1) 施設使用料（宿泊 1 泊又は日帰り 1 日当たり）

ア 改正内容

区 分		現 行	改正案 (※1)
宿泊する場合	一般	1,084円	1,500円
	高等学校の生徒	540円	750円
	小学校の児童、中学校の生徒(※ 2)	270円	
宿泊しない場合	一般	330円	490円
	高等学校の生徒	無料	250円
	小学校の児童、中学校の生徒(※ 2)	無料	

※1 現行は「幼児、小学校の児童又は中学校の生徒」と「高等学校の生徒等」の区分があるが、算定方針により幼児（未就学児）は無料とし、小学生、中学生及び高校生の単価をこども料金として統一する。

※1 算定方針により、こども料金は一般の5割とする。

※2 「宿泊しない場合」の区分に、こども料金（「宿泊する場合」と同様、一般の半額）を新たに設定する。

2 改正内容及び算定結果

イ 算定結果

カテゴリー	区分	総コスト ①	年間 目標者数 ②	コスト/人 ③=①÷②	受益者 負担率 ④
自主学習・研修施設	宿泊する場合	74,346,905円	12,462人	5,966円	25%
	宿泊しない場合	15,315,776円	6,988人	2,192円	25%

区分	項目	現行料金 ⑤	再算定 結果 ⑥=③×④	激変緩和 措 置 ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨	増 減 ⑩=⑧-⑤
					金 額 ⑧	理 由		
宿泊する 場合	一 般	1,084円	1,491円	1,510円	-		1,500円	416円
	こども	高 540円	-	-	750円	一般の5割	750円	210円
		小中 270円	-	-				480円
宿泊しない 場合	一 般	330円	548円	490円	-		490円	160円
	こども	無料	-	-	250円	一般の5割 【新設】	250円	皆増

2 改正内容及び算定結果

(2) 体育館使用料（1時間当たり）

ア 改正内容

区 分	現 行			改正案
	貸 室	照明設備	合計	
全面	313円	209円	522円	730円
半面につき	156円	104円	260円	廃止

※ 照明設備使用料を含む。

イ 算定結果

カテゴリー	区分	総コスト ①	施設全体の貸出 可能面積 ②	稼働状況			コスト/㎡ ⑥ = ① ÷ ② ÷ ⑤	受益者 負担率 ⑦
				年間稼働 可能時間 ③	実稼働率 ④	年間 実稼働時間 ⑤ = ③ × ④		
自主学习・研修施設	体育館	2,101,864円	750㎡	702 h	28.9%	203 h	13.81円	25%

区分	面積 ⑧	現行料金 ⑨	1 hあたり コスト/室 ⑩ = ⑥ × ⑧	再算定結果 ⑪ = ⑩ × ⑦	激変緩和 措 置 ⑫	最終結果 ⑬ = ⑫ - ⑨	増 減 ⑭ = ⑬ - ⑨
体育館	750㎡	522円	10,358円	2,589円	730円	730円	208円

令和 7 年 9 月市議会 教育厚生委員会資料

第 109 号議案 長崎市図書館条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正内容及び算定結果	3～6
(1) 施設使用料（貸室）	
(2) 施設使用料（駐車場）	
(3) 編集室の廃止	
3 新旧対照表	7～12
【参考 1】 使用料・手数料の算定方針	13～18
【参考 2】 使用料の改定	19～20
【参考 3】 使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度 導入施設への対応について	21～23

令和 7 年 9 月
教育委員会

1 改正の概要

(1) 概 要

本市の使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

また、長崎市立図書館の編集室について、利用状況等を総合的に勘案し、廃止するもの。

(2) 対象条例

条 例	施設名
長崎市図書館条例	長崎市立図書館

(3) 施行期日

令和8年4月1日（ただし、編集室の廃止は公布の日）

2 改正内容及び算定結果

(1) 施設使用料（貸室・1時間あたり）

ア 改正内容

区 分		現 行				改正案※
		貸 室	冷暖房	コンセント	合 計	
多目的ホール		1,100円	419円	52円	1,571円	2,190円
新興善 メモリアル	ホール	911円	366円	52円	1,329円	1,790円
	会議室 1	356円	261円	52円	669円	500円
	会議室 2	314円	261円	52円	627円	750円
研修室 1		94円	104円	52円	250円	240円
研修室 2		94円	104円	52円	250円	240円
研修室 3		94円	104円	52円	250円	240円
研修室 4		94円	104円	52円	250円	240円
スタジオ		513円	104円	52円	669円	930円
編集室 ※2		922円	104円	52円	1,078円	廃止
パソコン室		461円	104円	52円	617円	670円

※1 冷暖房設備使用料及びコンセント使用料を含む。

※1 「時間帯区分」は廃止し、1時間当たりの料金設定のみに変更する。

※1 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の倍額規定は維持する。

※2 編集室については、利用実態がないことから廃止する。

イ 算定結果

カテゴリー	区分	総コスト ①	施設全体の貸出 可能面積 ②	稼働状況			コスト/㎡ ⑥ = ① ÷ ② ÷ ⑤	受益者 負担率 ⑦
				年間稼働 可能時間 ③	実稼働率 ④	年間 実稼働時間 ⑤ = ③ × ④		
その他の会議室	スタジオ以外	18,121,176円	611㎡	3,366 h	17.5%	589h	50.35円	25%
	スタジオ				2.5%	84h	353.07円	

区分		面積 ⑧	現行料金 ⑨	1hあたり コスト/室 ⑩ = ⑥ × ⑧	再算定結果 ⑪ = ⑩ × ⑦	激変緩和 措置 ⑫	最終結果 ⑪と⑫の小さい方 ⑬	増 減 ⑭ = ⑬ - ⑨
多目的ホール		186.7㎡	1,571円	9,400円	2,350円	2,190円	2,190円	619円
新興善 メモリアル	ホール	141.9㎡	1,329円	7,145円	1,786円	1,860円	1,790円	461円
	会議室 1	39.7㎡	669円	1,999円	500円	930円	500円	△169円
	会議室 2	59.1㎡	627円	2,976円	744円	870円	750円	123円
研修室 1		18.9㎡	250円	952円	238円	500円	240円	△10円
研修室 2		18.9㎡	250円	952円	238円	500円	240円	△10円
研修室 3		18.9㎡	250円	952円	238円	500円	240円	△10円
研修室 4		18.9㎡	250円	952円	238円	500円	240円	△10円
スタジオ		15.9㎡	669円	5,614円	1,404円	930円	930円	261円
パソコン室		52.7㎡	617円	2,653円	663円	860円	670円	53円

(2) 施設使用料（駐車場）

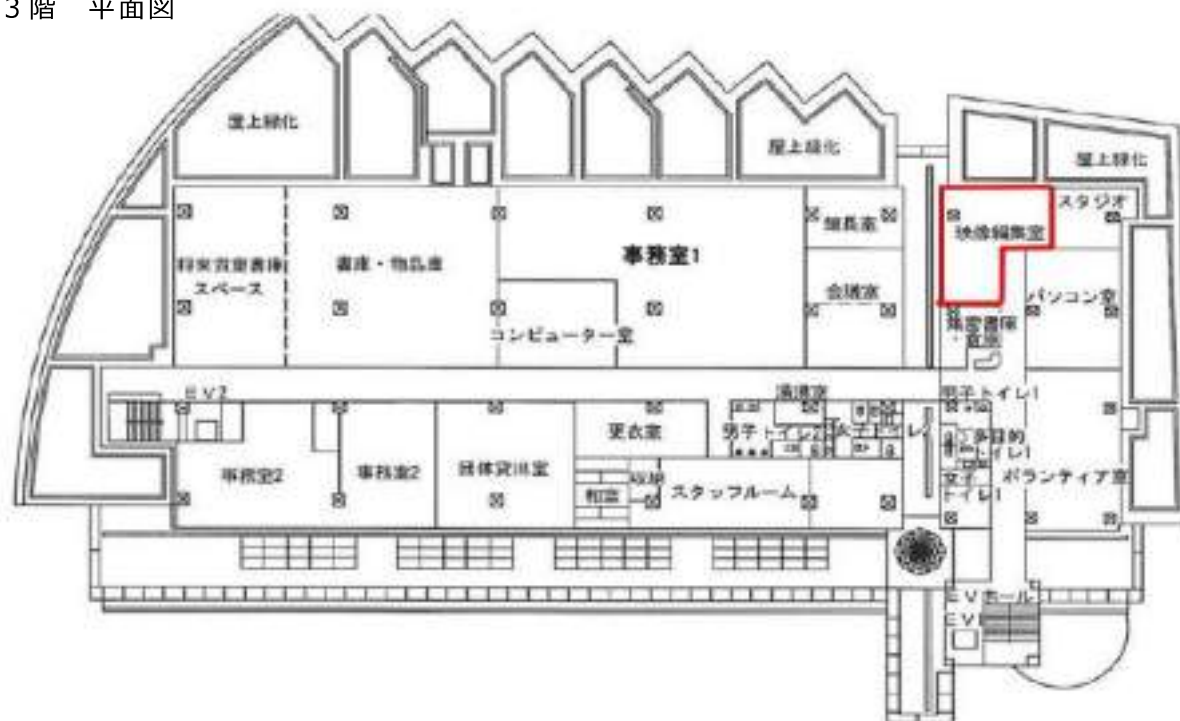
駐車場料金は、市立図書館周辺の市営駐車場（桜町・市民会館地下）の料金体系と均衡を図るため現行を維持する。

項 目		現 行	見直し(案)
普通自動車、小型自動車、軽自動車	最初の30分まで	140円	現行維持
	その後の30分までごと	130円	現行維持

(3) 編集室の廃止

ア 施設の概要

3 階 平面図



編集室		
	席数	7
	机	2
	面積	約39.4㎡
		幅約4m、長さ約8m、高さ約2.7m

イ 経緯及び理由

長崎市立図書館の編集室は、平成20年1月の図書館開館当初から、市民が音声や録画を編集するための貸室として使用している。

しかしながら、貸室としての稼働率は、開館当初から低い水準で推移しており、備え付けの編集用機材が開館当時から更新されていない旧式の機材であることや、スマートフォンの普及により編集ソフトが身近になったこともあって、特に直近3年では1%未満にとどまっている。

また、既存の研修室及び会議室等で充足していることから、研修室及び会議室への用途変更はせず廃止するもの。

ウ 廃止後の活用

開館から17年が経過し、資料保管等のスペースが手狭になってきていることから、図書館資料の整理や保管等の場所に資するほか、各種イベント時の準備等の図書館の円滑な管理運営を行うための諸室として活用することとしたい。

エ 編集室の稼働状況

年 度	コマ数	稼働数	稼働率	人数
令和2年度	852コマ	40コマ	4.7%	67人
令和3年度	681コマ	31コマ	4.6%	89人
令和4年度	891コマ	1コマ	0.1%	10人
令和5年度	903コマ	3コマ	0.3%	2人
令和6年度	903コマ	6コマ	0.7%	13人

令和 7 年 9 月市議会 教育厚生委員会資料

第 110 号議案 長崎市民会館条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正内容及び算定結果	3～19
(1) 文化ホール（ホール）	
(2) 文化ホール（ホール以外）	
(3) 市民体育館（競技場：専用利用）	
(4) 市民体育館（競技場：練習利用）	
(5) 市民体育館（軽スポーツ室）	
(6) 市民体育館（卓球室）	
(7) 市民体育館（トレーニング室）	
(8) 中央公民館	
(9) 男女共同参画推進センター	
3 新旧対照表	20～39
【参考 1】使用料・手数料の算定方針	40～45
【参考 2】使用料の改定	46～47
【参考 3】使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度 導入施設への対応について	48～50

教育委員会
市民生活部
令和 7 年 9 月

1 改正の概要

(1) 概 要

本市の使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

また、その他所要の整備を行うもの。

(2) 対象条例

条 例	施設名
長崎市民会館条例	長崎市民会館

(3) 施行期日

令和8年4月1日（ただし、所要の整備は公布の日）

2 改正内容及び算定結果

(1) 文化ホール（ホール）（貸室・1時間当たり）

ア 改正内容

区 分		現 行				改正案※
		貸 室	冷暖房	コンセント	合 計	
平日	9時～12時	3,883円	5,782円	70円	9,735円	11,120円
	13時～17時	6,409円	5,782円	52円	12,243円	12,410円
	18時～22時	7,574円	5,782円	52円	13,408円	15,080円
土日休日	9時～12時	4,658円	5,782円	70円	10,510円	12,080円
	13時～17時	7,574円	5,782円	52円	13,408円	13,520円
	18時～22時	9,030円	5,782円	52円	14,864円	15,930円

※ 見直し額は九州管内他都市類似施設（1,000席程度のホール）の平均とする。

※ 「平日・土日休日区分」は維持する。また、「時間帯区分」は維持するが、区分ごとの1時間当たりの単価を設定する。

※ 冷暖房設備使用料及びコンセント使用料を含む。

※ 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の倍額規定は維持する。

※ 準備・リハーサルの利用に係る4割徴収の規定は、5割徴収に見直す。

イ 算定結果

カテゴリー	区 分	総コスト ①	施設全体 の貸出 可能面積 ②	稼働状況			コスト/㎡ ⑥ = ① ÷ ② ÷ ⑤	受益者 負担率 ⑦
				年間稼働 可能時間 ③	実稼働率 ④	年間 実稼働時間 ⑤ = ③ × ④		
ホール型施設	文化ホール（ホール）	55,617,235円	1,239㎡	3,432 h	25.5%	875h	51.30円	50%

区分 (文化ホール（ホール）)		面積 ⑧	現行料金 ⑨	1 h あたり コスト/室 ⑩ = ⑥ × ⑧	再算定結果 ⑪ = ⑩ × ⑦	激変緩和 措 置 ⑫	個別事由 (類似施設平均※) ⑬	最終結果 (⑬と同じ) ⑭	増 減 ⑮ = ⑭ - ⑨
平日	9時～12時	1,239㎡	9,735円	63,561円	31,781円	12,650円	11,120円	11,120円	1,385円
平日	13時～17時		12,243円			14,690円	12,410円	12,410円	167円
平日	18時～22時		13,408円			16,080円	15,080円	15,080円	1,672円
土日休日	9時～12時		10,510円			12,610円	12,080円	12,080円	1,570円
土日休日	13時～17時		13,408円			16,080円	13,520円	13,520円	112円
土日休日	18時～22時		14,864円			17,830円	15,930円	15,930円	1,066円

※ 九州管内の同規模（1,000席程度）類似施設である、次の8施設の平均額から算定。

諫早文化会館大ホール、壱岐の島ホール、石橋文化ホール（久留米市）、大川市文化センター大ホール、朝倉市総合市民センター、ユメニティのおがた、糸島市伊都文化会館、鹿児島市民ホール第2ホール

(2) 文化ホール（ホール以外）（貸室・1時間当たり）

ア 改正内容

区 分	現 行				改正案※
	貸 室	冷暖房	コンセント	合 計	
展示ホール	1,210円	660円	52円	1,922円	2,690円
リハーサル室	180円	115円	52円	347円	490円
音楽室	715円	597円	52円	1,364円	1,230円
大会議室	526円	345円	52円	923円	1,150円
第1会議室	264円	167円	52円	483円	700円
第2会議室	332円	220円	52円	604円	700円
第3会議室	261円	167円	52円	480円	700円
第4会議室	332円	220円	52円	604円	700円
第5会議室	264円	167円	52円	483円	700円
第6会議室	269円	167円	52円	488円	700円
第7会議室	293円	188円	52円	533円	700円
第8会議室	589円	398円	52円	1,039円	1,150円
小会議室	136円	94円	52円	282円	420円
和室（1室につき）	314円	167円	52円	533円	700円

※ 展示ホール以外は公民館の統一単価により算定（ただし激変緩和単価を超える場合は激変緩和単価）

※ 「時間帯区分」は廃止し、1時間当たりの料金設定のみに変更する。

※ 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の倍額規定は維持する。

※ 空調使用料及びコンセント使用料を含む。

イ 算定結果

カテゴリー	区分	総コスト	施設全体の貸出可能面積	稼働状況			コスト/㎡	受益者負担率
				年間稼働可能時間	実稼働率	年間実稼働時間		
		①	②	③	④	⑤ = ③ × ④	⑥ = ① ÷ ② ÷ ⑤	⑦
ホール型施設	展示ホール	10,963,183円	319㎡	4,296 h	17.5%	752h	45.70円	50%
	展示ホール以外	35,535,834円	1,044㎡	4,296 h	26.6%	1,143h	29.78円	

区分		面積	現行料金	1hあたりコスト/室	再算定結果	激変緩和措置	個別事由 (公民館統一単価)	最終結果 ⑫と⑬の小さい方	増 減
		⑧	⑨	⑩ = ⑥ × ⑧	⑪ = ⑩ × ⑦	⑫	⑬	⑭	⑮ = ⑭ - ⑨
展示ホール		319㎡	1,922円	14,578円	7,289円	2,690円	-	2,690円	768円
展示ホール以外	リハーサル室	38㎡	347円	1,132円	566円	520円	490円	490円	143円
	音楽室	189㎡	1,364円	5,628円	2,814円	1,900円	1,230円	1,230円	△134円
	大会議室	111㎡	923円	3,306円	1,653円	1,290円	1,150円	1,150円	227円
	第1会議室	56㎡	483円	1,668円	834円	720円	700円	700円	217円
	第2会議室	70㎡	604円	2,085円	1,043円	840円	700円	700円	96円
	第3会議室	55㎡	480円	1,638円	819円	720円	700円	700円	220円
	第4会議室	70㎡	604円	2,085円	1,043円	840円	700円	700円	96円
	第5会議室	56㎡	483円	1,668円	834円	720円	700円	700円	217円
	第6会議室	54㎡	488円	1,608円	804円	730円	700円	700円	212円
	第7会議室	62㎡	533円	1,846円	923円	740円	700円	700円	167円
	第8会議室	124㎡	1,039円	3,693円	1,847円	1,450円	1,150円	1,150円	111円
	小会議室	29㎡	282円	864円	432円	420円	500円	420円	138円
	和室（1室につき）	65㎡	533円	1,936円	968円	740円	700円	700円	167円

■(3) 市民体育館（競技場：専用利用）（貸室・1時間当たり）

ア 改正内容

区 分				現 行			改正案※
				貸 室	コソト	合 計	
アマチュア スポーツ	入場料等の 徴収をしない	平日	9時～12時	1,027円	70円	1,097円	1,630円
			13時～17時	1,189円	52円	1,241円	
			18時～22時	2,140円	70円	2,210円	
		土日休日	9時～12時	1,585円	70円	1,655円	2,290円
			13時～17時	1,574円	52円	1,626円	
			18時～22時	2,612円	70円	2,682円	
	入場料等の 徴収をする	平日	9時～12時	8,328円	70円	8,398円	11,150円
			13時～17時	8,714円	52円	8,766円	
			18時～22時	14,953円	70円	15,023円	
		土日休日	9時～12時	10,389円	70円	10,459円	12,730円
			13時～17時	9,876円	52円	9,928円	
			18時～22時	15,906円	70円	15,976円	

区 分				現 行			改正案※
				貸 室	ｺﾝﾍﾞﾝﾄ	合 計	
アマチュア スポーツ 以外	入場料等の 徴収をしない	平日	9時～12時	8,328円	70円	8,398円	11,150円
			13時～17時	8,714円	52円	8,766円	
			18時～22時	14,953円	70円	15,023円	18,020円
		土日休日	9時～12時	10,389円	70円	10,459円	12,730円
			13時～17時	9,876円	52円	9,928円	
			18時～22時	15,906円	70円	15,976円	19,170円
	入場料等の 徴収をする	平日	9時～12時	10,389円	70円	10,459円	12,730円
			13時～17時	10,709円	52円	10,761円	
			18時～22時	18,127円	70円	18,197円	21,830円
		土日休日	9時～12時	13,008円	70円	13,078円	15,500円
			13時～17時	12,702円	52円	12,754円	
			18時～22時	21,340円	70円	21,410円	25,690円

※ 「アマチュアスポーツ・アマチュアスポーツ以外区分」、「入場料等の徴収をする・しない区分」及び「平日・土日休日区分」については維持する。

※ 「時間帯区分」は、午前・午後の区分は統一するが、夜間の区分は維持する。なお、区分ごとの1時間当たりの単価を設定する。

※ コンセント使用料を含む。なお、冷暖房設備使用料は、バドミントンなど風の影響を回避するために空調を使用しない競技もあることから、別途附属設備使用料として徴収する。

※ 準備・リハーサルの利用に係る4割徴収の規定は、5割徴収に見直す。

イ 算定結果

カテゴリー	区分	総コスト ①	施設全体 の貸出 可能面積 ②	稼働状況			コスト/㎡ ⑥ = ① ÷ ② ÷ ⑤	受益者 負担率 ⑦
				年間稼働 可能時間 ③	実稼働率 ④	年間 実稼働時間 ⑤ = ③ × ④		
スポーツ施設	競技場：専用利用	51,220,833円	1,468㎡	4,296 h	15.3%	657h	53.11円	50%

区分 (競技場：専用利用)				面積 ⑧	現行料金 ⑨	1hあたり コスト/室 ⑩ = ⑥ × ⑧	再算定結果 ⑪ = ⑩ × ⑦	激変緩和 措 置 ⑫	最終結果 ⑪と⑫の小さい方 ⑬	増 減 ⑭ = ⑬ - ⑨
アマチユアスポーツ	入 場 料 等 の 徴 収 を し ない	平日	9時～12時	1,468㎡	1,097円	77,965円	38,983円	1,530円	平均 1,630円	534円
			13時～17時		1,241円			1,730円		389円
			18時～21時		2,210円			2,870円		660円
		土日休日	9時～12時		1,655円			2,310円	平均 2,290円	635円
			13時～17時		1,626円			2,270円		664円
			18時～21時		2,682円			3,480円		798円
	入 場 料 等 の 徴 収 を す る	平日	9時～12時		8,398円			10,910円	平均 11,150円	2,752円
			13時～17時		8,766円			11,390円		2,384円
			18時～21時		15,023円			18,020円		2,997円
		土日休日	9時～12時		10,459円			12,550円	平均 12,730円	2,272円
			13時～17時		9,928円			12,900円		2,801円
			18時～21時		15,976円			19,170円		3,194円

区分 (競技場：専用利用)				面積 ⑧	現行料金 ⑨	1hあたり コスト/室 ⑩ = ⑥ × ⑧	再算定結果 ⑪ = ⑩ × ⑦	激変緩和 措 置 ⑫	最終結果 ⑪と⑫の小さい方 ⑬	増 減 ⑭ = ⑬ - ⑨
アマチユアスポーツ以外	入 場 料 等 の 徴 収 を し ない	平日	9時～12時	1,468㎡	8,398円	77,965円	38,983円	10,910円	} 平均 11,150円	2,752円
			13時～17時		8,766円			11,390円		2,384円
			18時～21時		15,023円			18,020円		2,997円
		土日休日	9時～12時		10,459円			12,550円	} 平均 12,730円	2,271円
			13時～17時		9,928円			12,900円		2,802円
			18時～21時		15,976円			19,170円		3,194円
	入 場 料 等 の 徴 収 を す る	平日	9時～12時		10,459円			12,550円	} 平均 12,730円	2,271円
			13時～17時		10,761円			12,910円		1,969円
			18時～21時		18,197円			21,830円		3,633円
		土日休日	9時～12時		13,078円			15,690円	} 平均 15,500円	2,422円
			13時～17時		12,754円			15,300円		2,746円
			18時～21時		21,410円			25,690円		4,280円

(4) 市民体育館（競技場：練習利用）（貸室・1時間当たり）

ア 改正内容

区 分		現 行			改正案※
		貸 室	コソ外	合 計	
バドミントン (1面)	一般	257円	105円	362円	380円
	高校生	125円	105円	230円	
	小・中学生	62円	105円	167円	
バレーボール (1面)	一般	644円	105円	749円	900円
	高校生	319円	105円	424円	
	小・中学生	157円	105円	262円	
バスケットボール (1面)	一般	644円	105円	749円	900円
	高校生	319円	105円	424円	
	小・中学生	157円	105円	262円	
競技場 (半面)	一般	644円	105円	749円	900円
	高校生	319円	105円	424円	
	小・中学生	157円	105円	262円	

※ スポーツ施設の統一単価により算定。

※ 「一般」、「高校生」及び「小・中学生」の区分は廃止する。

※ 「時間帯区分」は廃止し、1時間当たりの料金設定のみに変更する。

イ 算定結果

カテゴリー	区分	総コスト ①	施設全体 の貸出 可能面積 ②	稼働状況			コスト/㎡ ⑥ = ① ÷ ② ÷ ⑤	受益者 負担率 ⑦
				年間稼働 可能時間 ③	実稼働率 ④	年間 実稼働時間 ⑤ = ③ × ④		
スポーツ施設	競技場：練習利用	51,220,833円	1,468㎡	4,296 h	15.3%	657h	53.11円	50%

区分 (競技場：練習利用)		面積 ⑧	現行料金 ⑨	1hあたり コスト/面 ⑩ = ⑥ × ⑧	再算定結果 ⑪ = ⑩ × ⑦	激変緩和 措 置 ⑫	個別事由 (体育施設統一単価※) ⑬	最終結果 (⑬と同じ) ⑭	増 減 ⑮ = ⑭ - ⑨
バドミントン（1面）	一般	125㎡	362円	6,639円	3,320円	540円	380円	380円	18円
バレーボール（1面）	一般	360㎡	749円	19,120円	9,560円	1,040円	900円	900円	151円
バスケットボール（1面）	一般	608㎡	749円	32,291円	16,146円	1,040円	900円	900円	151円
競技場（半面）	一般	734㎡	749円	38,983円	19,492円	1,040円	900円	900円	151円

※市内体育施設（市民体育館、深堀体育館、三和体育館、琴海南部体育館、三重体育館、長崎のもぎき恐竜パーク体育館）からスポーツ施設の統一単価を算出。

(5) 市民体育館（軽スポーツ室）（貸室・1時間当たり）

ア 改正内容

区 分	現 行				改正案※
	貸 室	冷暖房	コンセント	合 計	
平日	595円	298円	52円	945円	950円
土日祝日	712円	298円	52円	1,062円	

※ 「平日・土日休日区分」は廃止する。

※ 「時間帯区分」は廃止し、1時間当たりの料金設定のみに変更する。

※ 冷暖房設備使用料及びコンセント使用料を含む。

※ 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の倍額規定は維持する。

イ 算定結果

カテゴリー	区分	総コスト ①	施設全体 の貸出 可能面積 ②	稼働状況			コスト/㎡ ⑥ = ① ÷ ② ÷ ⑤	受益者 負担率 ⑦
				年間稼働 可能時間 ③	実稼働率 ④	年間 実稼働時間 ⑤ = ③ × ④		
スポーツ施設	軽スポーツ室	10,901,684円	350㎡	4,296 h	67.4%	2,896h	10.76円	50%

区分	面積 ⑧	現行料金 ⑨	1hあたり コスト/室 ⑩ = ⑥ × ⑧	再算定結果 ⑪ = ⑩ × ⑦	激変緩和 措 置 ⑫	最終結果 ⑪と⑫の小さい方 ⑬	増 減 ⑭ = ⑬ - ⑨
軽スポーツ室（1室につき）平日	175㎡	945円	1,883円	942円	1,320円	950円	5円
軽スポーツ室（1室につき）土日祝日	175㎡	1,062円			1,480円		△112円

(6) 市民体育館（卓球室）（貸室・1時間当たり）

ア 改正内容

区 分		現 行	改正案※
卓球台（1台につき）	一般	157円	310円
	高校生	79円	
	小・中学生	31円	

※ スポーツ施設の統一単価により算定。

※ 「一般」、「高校生」及び「小・中学生」の区分は廃止する。

※ 「時間帯区分」は廃止し、「卓球台（1台・1時間につき）」とする。

イ 算定結果

カテゴリー	区分	総コスト ①	施設全体 の貸出 可能面積 ②	稼働状況			コスト/㎡ ⑥ = ① ÷ ② ÷ ⑤	受益者 負担率 ⑦
				年間稼働 可能時間 ③	実稼働率 ④	年間 実稼働時間 ⑤ = ③ × ④		
スポーツ施設	卓球台（1台につき）	10,901,684円	350㎡	4,296 h	100%	4,296h	7.25円	50%

区分	面積 ⑧	現行料金 ⑨	1hあたり コスト/台 ⑩ = ⑥ × ⑧	再算定結果 ⑪ = ⑩ × ⑦	激変緩和 措 置 ⑫	個別事由 (体育施設統一単価※) ⑬	最終結果 (⑬と同じ) ⑭	増 減 ⑮ = ⑭ - ⑨
卓球台（1台につき）	35㎡	157円	254円	127円	310円	310円	310円	153円

※ 市内体育施設（市民体育館、深堀体育館、三和体育館、琴海南部体育館、三重体育館、長崎のもぞき恐竜パーク体育館）からスポーツ施設の統一単価を算出。

(7) 市民体育館（トレーニング室）

ア 改正内容

区 分		現 行	改正案※
当日券（2時間につき）	一般	356円	410円
	高校生	188円	210円
会員券（1月につき）	一般	2,440円	3,740円
	高校生	1,215円	1,920円

※ 「時間帯区分」は廃止する。

※ 「高校生」の区分は維持し、施設使用料は「一般」の半額とする。

※ 会員券（1月につき）は維持するが、県立体育館と同率の当日券の9.1回分の金額に見直す。

イ 算定結果

カテゴリー	区分	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③ = ① ÷ ②	受益者負担率 ④
スポーツ施設	トレーニング室	12,178,738円	15,000人	812円	50%

区分 (トレーニング室)		現行料金 ⑤	再算定結果 ⑦ = ③ × ④	激変緩和 措 置 ⑧	個別事由		最終結果 ⑩	増 減 ⑪ = ⑩ - ⑤
					金 額 ⑨	理 由		
当日券 (2時間につき)	一般	356円	406円	530円	-		410円	54円
	高校生	188円			210円	一般の5割	210円	22円
会員券 (1月につき)	一般	2,440円			3,740円	当日券の9.1回分	3,740円	1,300円
	高校生	1,215円			1,920円	当日券の9.1回分	1,920円	705円

(8) 中央公民館（貸室・1時間あたり）

ア 改正内容

区 分	現 行				改正案※
	貸 室	冷暖房	コンセント	合 計	
第1研修室	291円	167円	63円	521円	700円
第2研修室	291円	167円	63円	521円	700円
第3研修室	291円	167円	63円	521円	700円
第4研修室	366円	220円	63円	649円	700円
第5研修室	291円	167円	63円	521円	700円
第6研修室	291円	167円	63円	521円	700円
視聴覚室	971円	492円	63円	1,526円	1,230円
調理実習室	645円	324円	63円	1,032円	760円
室内楽室	323円	188円	63円	574円	700円
和室	455円	240円	63円	758円	700円
体育室	495円	335円	63円	893円	1,250円
工作室	389円	188円	63円	640円	700円

※ 公民館の統一単価により算定（ただし激変緩和単価を超える場合は激変緩和単価）

※ 「時間帯区分」は廃止し、1時間当たりの料金設定のみに変更する。

※ 冷暖房使用料及びコンセント使用料を含む。

※ 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の使用料の倍額規定は維持する。

イ 算定結果

カテゴリー	区分	総コスト ①	施設全体 の貸出 可能面積 ②	稼働状況			コスト/㎡ ⑥ = ① ÷ ② ÷ ⑤	受益者 負担率 ⑦
				年間稼働 可能時間 ③	実稼働率 ④	年間 実稼働時間 ⑤ = ③ × ④		
コミュニティ活動施設	中央公民館	55,494,184円	1,065㎡	4,296 h	29.1%	1,250h	41.69円	25%

区分 (中央公民館)	面積 ⑧	現行料金 ⑨	1hあたり コスト/室 ⑩ = ⑥ × ⑧	再算定結果 ⑪ = ⑩ × ⑦	激変緩和 措置 ⑫	個別事由 (公民館統一単価) ⑬	最終結果 ⑫と⑬の小さい方 ⑭	増 減 ⑮ = ⑭ - ⑨
第1研修室	60㎡	521円	2,501円	625円	720円	700円	700円	179円
第2研修室	60㎡	521円	2,501円	625円	720円	700円	700円	179円
第3研修室	60㎡	521円	2,501円	625円	720円	700円	700円	179円
第4研修室	70㎡	649円	2,918円	730円	900円	700円	700円	51円
第5研修室	59㎡	521円	2,460円	615円	720円	700円	700円	179円
第6研修室	56㎡	521円	2,335円	584円	720円	700円	700円	179円
視聴覚室	155㎡	1,526円	6,462円	1,616円	2,130円	1,230円	1,230円	△296円
調理実習室	103㎡	1,032円	4,294円	1,074円	1,440円	760円	760円	△272円
室内楽室	62㎡	574円	2,585円	646円	800円	700円	700円	126円
和室	66㎡	758円	2,752円	688円	1,060円	700円	700円	△58円
体育室	268㎡	893円	11,173円	2,793円	1,250円	5,210円	1,250円	357円
工作室	62㎡	640円	2,585円	646円	890円	700円	700円	60円

(9) 男女共同参画推進センター（貸室・1時間あたり）

ア 改正内容

区 分	現 行					改正案※
	貸 室	冷暖房	コンセント	可搬拡声器具	合 計	
会議室 1	285円	188円	52円	-	525円	730円
会議室 2	120円	73円	52円	-	245円	480円
会議室 3	235円	157円	52円	-	444円	660円
会議室 4	159円	104円	52円	-	315円	470円
研修室 1	544円	356円	52円	52円	1,004円	1,400円
研修室 2	332円	220円	52円	-	604円	840円
和室	199円	125円	52円	-	376円	560円

※ 「時間帯区分」は廃止し、1時間当たりの料金設定のみに変更する。

※ 冷暖房設備使用料、コンセント使用料及び可搬拡声器具使用料を含む。

※ 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の倍額規定は維持する。

イ 算定結果

カテゴリー	区分	総コスト ①	施設全体の貸出 可能面積 ②	稼働状況			コスト/㎡ ⑥ = ① ÷ ② ÷ ⑤	受益者 負担率 ⑦
				年間稼働 可能時間 ③	実稼働率 ④	年間 実稼働時間 ⑤ = ③ × ④		
市民活動施設	男女共同参画推進センター	36,516,786円	397㎡	4,308時間	29.2%	1,258時間	73.23円	25%

区分 (男女共同参画推進センター)	面積 ⑧	現行料金 ⑨	1hあたり コスト/室 ⑩ = ⑥ × ⑧	再算定結果 ⑪ = ⑩ × ⑦	激変緩和 措置 ⑫	最終結果 ⑪と⑫の小さい方 ⑬	増減 ⑭ = ⑬ - ⑨
会議室 1	60㎡	525円	4,394円	1,098円	730円	730円	205円
会議室 2	26㎡	245円	1,904円	476円	490円	480円	235円
会議室 3	50㎡	444円	3,661円	915円	660円	660円	216円
会議室 4	34㎡	315円	2,490円	622円	470円	470円	155円
研修室 1	115㎡	1,004円	8,421円	2,105円	1,400円	1,400円	396円
研修室 2	70㎡	604円	5,126円	1,282円	840円	840円	236円
和室	42㎡	376円	3,076円	769円	560円	560円	184円

令和7年9月市議会 総務委員会資料

第112号議案 長崎市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

第114号議案 長崎市市民センター条例の一部を改正する条例

第115号議案 長崎市銭座地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第119号議案 長崎市離島振興センター条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 ふれあいセンター・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ～ 14
（1）改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	4
（2）改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	5
（3）利用料金の基準額の再算定・・・・・・・・	6 ～ 7
（4）新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	8 ～ 9
【参考1】条例施行規則で制定するもの・・・・・・・・	10 ～ 14

中央・東・南・北総合事務所

令和7年9月

1 ふれあいセンター

(1) 改正の概要

ア 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

イ 対象条例（中央・東・南・北総合事務所所管分）

条 例	対象施設
長崎市ふれあいセンター条例	ふれあいセンター（31施設）

1 ふれあいセンター

(2) 改正の内容

ア 利用料金の基準額の改定（別表（第8条関係））

種 別		現 行			改正案
		貸室利用料のみ (条例に規定) ①	冷暖房設備利用料 (規則に規定) ②	合計 (① + ②)	
研修室	150平方メートル以上	429円	314円	743円	1,040円
	100平方メートル以上150平方メートル未満	314円	209円	523円	730円
	50平方メートル以上100平方メートル未満	209円	104円	313円	460円
	50平方メートル未満	104円	52円	156円	310円
軽スポーツ室		429円	314円	743円	1,040円
調理室	50平方メートル以上	209円	178円	387円	580円
	50平方メートル未満	104円	146円	250円	500円
ホール	250平方メートル以上	963円	1,393円	2,356円	3,060円
	250平方メートル未満	481円	691円	1,172円	1,640円

イ 施行期日

令和8年4月1日

令和7年9月市議会 総務委員会資料

目 次

ページ

2	市民センター・・・・・・・・・・・・・・・・	15 ～ 35
(1)	改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(2)	改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	16 ～ 18
(3)	利用料金の基準額の再算定・・・・・・・・	19 ～ 23
(4)	新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	24 ～ 28
【参考1】	条例施行規則で制定するもの・・・・・・・・	29 ～ 35
3	銭座地区コミュニティセンター・・・・・・・・	36 ～ 46
(1)	改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	36
(2)	改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	37
(3)	利用料金の基準額の再算定・・・・・・・・	38 ～ 39
(4)	新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	40 ～ 41
【参考1】	条例施行規則で制定するもの・・・・・・・・	42 ～ 46

中央・東・南・北総合事務所

令和7年9月

令和7年9月市議会 総務委員会資料

目 次

ページ

4 離島振興センター・・・・・・・・・・・・・・・・	47 ～ 60
（1）改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	47
（2）改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	48 ～ 49
（3）使用料の再算定・・・・・・・・・・・・・・・・	50 ～ 52
（4）新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	53 ～ 56
【参考1】条例施行規則で制定するもの・・・・・・・・	57 ～ 60

共通資料

【参考2】他都市との比較・・・・・・・・	61 ～ 71
【参考3】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	72 ～ 77
【参考4】使用料の改定・・・・・・・・	78 ～ 79
【参考5】使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者 制度導入施設への対応について・・・・・・・・	80 ～ 82

中央・東・南・北総合事務所

令和7年9月

2 市民センター

(1) 改正の概要

ア 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

イ 対象条例（東・南・北総合事務所所管分）

条 例	施設名
長崎市市民センター条例	長崎市三重地区市民センター
	長崎市琴海さざなみ会館
	長崎市琴海南部しらさぎ会館
	長崎市南部市民センター
	長崎市古賀地区市民センター

2 市民センター

(2) 改正の内容

ア 利用料金の基準額の改定（別表第1（第7条関係））

（ア）長崎市三重地区市民センター

区 分		現 行			改正案
		貸室利用料のみ （条例に規定） ①	冷暖房設備利用料 （規則に規定） ②	合計 （①＋②）	
多目的ホール		2,011円	2,346円	4,357円	5,660円
研修室	1	293円	356円	649円	900円
	2	188円	220円	408円	610円
	和室	251円	293円	544円	760円
調理室		314円	293円	607円	840円

（イ）長崎市琴海さざなみ会館

区 分		現 行				改正案
		貸室利用料のみ （条例に規定） ①	冷暖房設備利用料 （規則に規定） ②	照明設備利用料 （規則に規定） ③	合計 （①＋②＋③）	
研修室	1	104円	272円	104円	480円	720円
	2	104円	272円	104円	480円	720円
集会室	1	104円	272円	104円	480円	720円
	2	104円	272円	104円	480円	720円
調理室		257円	174円	—	431円	640円

2 市民センター

(ウ) 長崎市琴海南部しらさぎ会館

区 分		現 行				改正案
		貸室利用料のみ (条例に規定) ①	冷暖房設備利用料 (規則に規定) ②	照明設備利用料 (規則に規定) ③	合計 (① + ② + ③)	
研修室	1	104円	272円	104円	480円	520円
	2	104円	272円	104円	480円	720円
	3	104円	272円	104円	480円	520円
	4	104円	272円	104円	480円	650円
多目的室	1	220円	272円	104円	596円	830円
	2	104円	272円	104円	480円	720円
工芸室		104円	272円	104円	480円	720円

(エ) 長崎市南部市民センター

区 分		現 行			改正案
		貸室利用料のみ (条例に規定) ①	冷暖房設備利用料 (規則に規定) ②	合計 (① + ②)	
多目的ホール		2,042円	1,822円	3,864円	5,020円
研修室	1	157円	104円	261円	390円
	2	178円	104円	282円	420円
	3	188円	104円	292円	430円

2 市民センター

(オ) 長崎市古賀地区市民センター

区 分		現 行			改正案
		貸室利用料のみ (条例に規定) ①	冷暖房設備利用料 (規則に規定) ②	合計 (① + ②)	
研修室	1	335円	146円	481円	720円
	2	115円	62円	177円	270円
	3	230円	62円	292円	430円
	4	230円	62円	292円	430円
	5	115円	52円	167円	270円
	6	115円	52円	167円	270円
	7	230円	62円	292円	430円
多目的室		314円	136円	450円	670円
体育館		639円	—	639円	890円

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 市民センター

(3) 利用料金の基準額の再算定

市民センターについては、ふれあいセンターと異なり、ホールや体育館を有するなどの特徴があり、設置経緯も異なることから現行料金も施設ごとに設定しているため、統一単価での算定ではなく、施設ごとに料金を算定する。

ア 算定結果

(ア) 長崎市三重地区市民センター

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
コミュニティ 活動施設	長崎市 三重地区 市民センター	46,388,585円	1,874㎡	3,761時間	13.16%	50.01円	25%

区 分 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	現行料金内訳		コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
		貸室 利用料	冷暖房設備 利用料					
多目的ホール (604㎡)	4,357円	2,011円	2,346円	30,211円	7,553円	5,660円	5,660円	1,303円
研修室1 (83㎡)	649円	293円	356円	4,151円	1,038円	900円	900円	251円
研修室2 (53㎡)	408円	188円	220円	2,651円	663円	610円	610円	202円
和室 (71㎡)	544円	251円	293円	3,551円	888円	760円	760円	216円
調理室 (90㎡)	607円	314円	293円	4,502円	1,125円	840円	840円	233円

2 市民センター

(イ) 長崎市琴海さざなみ会館

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left[\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right]$	受益者負担率 ⑥
コミュニティ 活動施設	長崎市琴海 さざなみ会館	9,460,906円	368㎡	2,456時間	4.05%	258.46円	25%

区 分 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	現行料金内訳			コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
		貸室 利用料	冷暖房設備 利用料	照明設備 利用料					
研修室1 (48㎡)	480円	104円	272円	104円	12,420円	3,105円	720円	720円	240円
研修室2 (48㎡)	480円	104円	272円	104円	12,420円	3,105円	720円	720円	240円
集会室1 (112㎡)	480円	104円	272円	104円	28,984円	7,246円	720円	720円	240円
集会室2 (112㎡)	480円	104円	272円	104円	28,984円	7,246円	720円	720円	240円
調理室 (48㎡)	431円	257円	174円	—	12,420円	3,105円	640円	640円	209円

2 市民センター

(ウ) 長崎市琴海南部しらさぎ会館

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
コミュニティ 活動施設	長崎市 琴海南部 しらさぎ会館	15,117,656円	715㎡	2,456時間	15.08%	57.09円	25%

区 分 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	現行料金内訳			コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
		貸室 利用料	冷暖房設備 利用料	照明設備 利用料					
研修室1 (36㎡)	480円	104円	272円	104円	2,055円	514円	720円	520円	40円
研修室2 (100㎡)	480円	104円	272円	104円	5,709円	1,427円	720円	720円	240円
研修室3 (36㎡)	480円	104円	272円	104円	2,055円	514円	720円	520円	40円
研修室4 (45㎡)	480円	104円	272円	104円	2,569円	642円	720円	650円	170円
多目的室1 (205㎡)	596円	220円	272円	104円	11,703円	2,926円	830円	830円	234円
多目的室2 (158㎡)	480円	104円	272円	104円	9,020円	2,255円	720円	720円	240円
工芸室 (135㎡)	480円	104円	272円	104円	7,707円	1,927円	720円	720円	240円

2 市民センター

(工) 長崎市南部市民センター

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
コミュニティ 活動施設	長崎市 南部市民 センター	35,855,124円	1,630㎡	4,308時間	9.9%	51.57円	25%

区 分 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	現行料金内訳		コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
		貸室 利用料	冷暖房設備 利用料					
多目的ホール (556.5㎡)	3,864円	2,042円	1,822円	28,697円	7,174円	5,020円	5,020円	1,156円
研修室 1 (46.35㎡)	261円	157円	104円	2,390円	598円	390円	390円	129円
研修室 2 (65.35㎡)	282円	178円	104円	3,370円	842円	420円	420円	138円
研修室 3 (61.86㎡)	292円	188円	104円	3,190円	797円	430円	430円	138円

2 市民センター

(オ) 長崎市古賀地区市民センター

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left[\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right]$	受益者負担率 ⑥
コミュニティ 活動施設	長崎市 古賀地区 市民センター	18,046,120円	959㎡	4,308時間	13.48%	32.4円	25%

区 分 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	現行料金内訳		コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
		貸室 利用料	冷暖房設備 利用料					
研修室1 (92.54㎡)	481円	335円	146円	2,998円	749円	720円	720円	239円
研修室2 (33㎡)	177円	115円	62円	1,069円	267円	350円	270円	93円
研修室3 (66㎡)	292円	230円	62円	2,138円	535円	430円	430円	138円
研修室4 (66㎡)	292円	230円	62円	2,138円	535円	430円	430円	138円
研修室5 (33㎡)	167円	115円	52円	1,069円	267円	330円	270円	103円
研修室6 (33㎡)	167円	115円	52円	1,069円	267円	330円	270円	103円
研修室7 (66㎡)	292円	230円	62円	2,138円	535円	430円	430円	138円
多目的室 (89.75㎡)	450円	314円	136円	2,908円	727円	670円	670円	220円
体育館 (全面) (480㎡)	639円	639円	—	15,551円	3,888円	890円	890円	251円

令和7年9月市議会 総務委員会資料

目 次

ページ

2	市民センター・・・・・・・・・・・・・・・・	15 ～ 35
(1)	改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(2)	改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	16 ～ 18
(3)	利用料金の基準額の再算定・・・・・・・・	19 ～ 23
(4)	新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	24 ～ 28
【参考1】	条例施行規則で制定するもの・・・・・・・・	29 ～ 35
3	銭座地区コミュニティセンター・・・・・・・・	36 ～ 46
(1)	改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	36
(2)	改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	37
(3)	利用料金の基準額の再算定・・・・・・・・	38 ～ 39
(4)	新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	40 ～ 41
【参考1】	条例施行規則で制定するもの・・・・・・・・	42 ～ 46

中央・東・南・北総合事務所

令和7年9月

3 銭座地区コミュニティセンター

(1) 改正の概要

ア 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

イ 対象条例（中央総合事務所所管分）

条 例	施設名
長崎市銭座地区コミュニティセンター条例	長崎市銭座地区コミュニティセンター

3 銭座地区コミュニティセンター

(2) 改正の内容

ア 利用料金の基準額の改定（別表（第6条関係））

区 分			現 行			改正案
			貸室の利用料のみ (条例に規定) ①	冷暖房設備利用料 (規則に規定) ②	合計 (① + ②)	
研修室	1A	50平方メートル未満	104円	52円	156円	310円
	1B	50平方メートル以上 100平方メートル未満	209円	104円	313円	460円
	1A及び1B	100平方メートル以上 150平方メートル未満	—	—	523円	730円
	2	50平方メートル未満	104円	52円	156円	310円
	3	50平方メートル未満	104円	52円	156円	310円
	4	50平方メートル以上 100平方メートル未満	209円	104円	313円	460円
調理室		50平方メートル未満	104円	52円	156円	※500円

※銭座地区コミュニティセンターは、ふれあいセンターと同種のコミュニティ活動施設であるため、統一した利用料金とする必要があることから、ふれあいセンターの調理室の利用料金と同額とする。

イ 施行期日

令和8年4月1日

3 銭座地区コミュニティセンター

(3) 利用料金の基準額の再算定

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	稼働率 ④	単価/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
コミュニティ活動施設	長崎市銭座地区コミュニティセンター	15,400,022円	287.08㎡	2,464時間	11.00%	197.83円	25%

銭座地区コミュニティセンターについては、ふれあいセンターと同種のコミュニティ活動施設であり、利用料金を統一する必要があることから、上記表で算出した本施設の単価⑤ではなく、ふれあいセンターにおいて算出した統一単価を採用し算定を行う。

銭座地区コミュニティセンターの1㎡あたりの単価：648.72円⑦

区 分 (㎡) ⑧			現行料金 ⑨	現行料金内訳		コスト/室 ⑩ (⑦×⑧)	再算定結果 ⑪ (⑩×⑥)	激変緩和 措 置 ⑫	最終結果 ⑬	増 減 ⑭ (⑬-⑨)
				貸室 利用料	冷暖房設備 利用料					
研修室	1A	50㎡未満	156円	104円	52円	32,436円	8,109円	310円	310円	154円
	1B	50㎡以上 100㎡未満	313円	209円	104円	64,872円	16,218円	460円	460円	147円
	1A及び1B	100㎡以上 150㎡未満	523円	—	—	97,308円	24,327円	730円	730円	207円

3 銭座地区コミュニティセンター

区 分 (㎡) ⑧			現行料金 ⑨	現行料金内訳		コスト/室 ⑩ (⑦×⑧)	再算定結果 ⑪ (⑩×⑥)	激変緩和 措 置 ⑫	最終結果 ⑬	増 減 ⑭ (⑬-⑨)
				貸室 利用料	冷暖房設備 利用料					
研修室	2	50㎡未満	156円	104円	52円	32,436円	8,109円	310円	310円	154円
	3	50㎡未満	156円	104円	52円	32,436円	8,109円	310円	310円	154円
	4	50㎡以上 100㎡未満	313円	209円	104円	64,872円	16,218円	460円	460円	147円
調理室	50㎡未満		156円	104円	52円	32,436円	8,109円	※ 310円	500円	344円

※調理室の激変緩和措置が適用された金額は現行料金の2倍である310円となっているが、銭座地区コミュニティセンターについてはふれあいセンターと同種のコミュニティ活動施設であり、利用料金を統一する必要があることから、ふれあいセンターの調理室の利用料金と同額とする。

- 第113号議案 長崎市障害福祉センター条例の一部を改正する条例
- 第116号議案 長崎市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例
- 第158号議案 長崎市夜間急患センター条例の一部を改正する条例
- 第159号議案 長崎市診療所条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正の内容	3
3 手数料の再算定	4
4 新旧対照表	5
【参考1】 条例施行規則で規定するもの	6 ～ 7
【参考2】 使用料・手数料の算定方針	8 ～ 13
【参考3】 使用料の改定	14 ～ 15

福 祉 部
市 民 健 康 部
令 和 7 年 9 月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則により、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（福祉部所管分）

条 例	（区分）条例規定の手数料	（参考）施行規則規定の種別
長崎市障害福祉センター条例	診断書料	普通診断書、特別診断書（複雑、簡易）
	証明書料	普通証明書、特別証明書

(3) 対象条例（市民健康部所管分）

条 例	（区分）条例規定の手数料	（参考）施行規則規定の種別
長崎市国民健康保険診療所条例 （伊王島、高島）	診断書料	普通診断書、特別診断書（複雑、簡易）、 普通死亡診断書、特別死亡診断書、健康診断書
	証明書料	普通証明書、特別証明書
長崎市夜間急患センター条例	診断書料	普通診断書、特別診断書（複雑、簡易）、 普通死亡診断書、特別死亡診断書
	証明書料	普通証明書、特別証明書
長崎市診療所条例 （池島、小口、野母崎）	診断書料	普通診断書、特別診断書（複雑、簡易）、 普通死亡診断書、特別死亡診断書、健康診断書
	証明書料	普通証明書、特別証明書

2 改正の内容

- (1) 長崎市障害福祉センター条例、長崎市国民健康保険診療所条例、
長崎市夜間急患センター条例、長崎市診療所条例

ア 手数料の改定

- ・長崎市障害福祉センター条例（第12条）
- ・長崎市国民健康保険診療所条例（第5条）
- ・長崎市夜間急患センター条例（第6条）
- ・長崎市診療所条例（第5条）

区 分	改正案	現 行
診断書料	3,460円以上8,290円以下	3,142円以上7,333円以下
証明書料	1,460円以上2,500円以下	1,047円以上2,095円以下

イ 施行期日

令和8年4月1日

ウ 経過措置

改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 手数料の再算定

- (1) 長崎市障害福祉センター条例、長崎市国民健康保険診療所条例、
長崎市夜間急患センター条例、長崎市診療所条例

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト＝人件費＋物件費）}$$

ア 算定結果

〔単位：円〕

区分	種別	① 現行料金	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額 (①×1.3または1.4)	⑥ 最終結果 (④と⑤の 小さい方、 10円未満 切り捨て)	⑦増減 (⑥-①)
診断書料	普通診断書、普通死亡 診断書、健康診断書	3,142	3,430	35	3,465	4,085	3,460	318
	特別診断書（複雑）	7,333	8,255	35	8,290	9,533	8,290	957
	特別診断書（簡易）、 特別死亡診断書	5,238	6,325	35	6,360	6,809	6,360	1,122
証明書料	普通証明書	1,047	1,500	35	1,535	1,466	1,460	413
	特別証明書	2,095	2,465	35	2,500	2,724	2,500	405

4 新旧対照表

(1) 長崎市障害福祉センター条例

改正後	改正前
(手数料) 第12条 手数料は、次のとおりとする。 (1) 診断書料 1通につき<u>3,460円</u>以上<u>8,290円</u>以下 (2) 証明書料 1通につき<u>1,460円</u>以上<u>2,500円</u>以下	(手数料) 第12条 手数料は、次のとおりとする。 (1) 診断書料 1通につき<u>3,142円</u>以上<u>7,333円</u>以下 (2) 証明書料 1通につき<u>1,047円</u>以上<u>2,095円</u>以下

(2) 長崎市国民健康保険診療所条例

改正後	改正前
(手数料) 第5条 手数料は、次のとおりとする。 (1) 診断書料 1通につき<u>3,460円</u>以上<u>8,290円</u>以下 (2) 証明書料 1通につき<u>1,460円</u>以上<u>2,500円</u>以下	(手数料) 第5条 手数料は、次のとおりとする。 (1) 診断書料 1通につき<u>3,142円</u>以上<u>7,333円</u>以下 (2) 証明書料 1通につき<u>1,047円</u>以上<u>2,095円</u>以下

(3) 長崎市夜間急患センター条例

改正後	改正前
(手数料) 第6条 手数料は、次のとおりとする。 (1) 診断書料 1通につき<u>3,460円</u>以上<u>8,290円</u>以下 (2) 証明書料 1通につき<u>1,460円</u>以上<u>2,500円</u>以下	(手数料) 第6条 手数料は、次のとおりとする。 (1) 診断書料 1通につき<u>3,142円</u>以上<u>7,333円</u>以下 (2) 証明書料 1通につき<u>1,047円</u>以上<u>2,095円</u>以下

(4) 長崎市診療所条例

改正後	改正前
(手数料) 第5条 手数料は、次のとおりとする。 (1) 診断書料 1通につき<u>3,460円</u>以上<u>8,290円</u>以下 (2) 証明書料 1通につき<u>1,460円</u>以上<u>2,500円</u>以下	(手数料) 第5条 手数料は、次のとおりとする。 (1) 診断書料 1通につき<u>3,142円</u>以上<u>7,333円</u>以下 (2) 証明書料 1通につき<u>1,047円</u>以上<u>2,095円</u>以下

第117号議案 長崎市外海ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例

第118号議案 長崎市池島中央会館条例の一部を改正する条例

第162号議案 長崎市黒崎海岸有料シャワー施設条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 外海ふるさと交流センター	4～19
（1）改正の概要	4
（2）改正の内容	5～6
（3）利用料金の基準額の再算定	7～12
（4）新旧対照表	13～16
【参考1】条例施行規則で制定するもの	17～18
【参考2】他都市の状況	19

北総合事務所
令和7年9月

1 外海ふるさと交流センター

(1) 改正の概要

ア 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

イ 対象条例（北総合事務所所管分）

条 例	施設名
長崎市外海ふるさと交流センター条例	長崎市外海ふるさと交流センター

1 外海ふるさと交流センター

(2) 改正の内容

ア 使用料（利用料金の基準額）の改定（別表（第8条関係））

（ア）客室の利用（宿泊）に係る基準額

区 分	宿泊料（1泊につき）	
	現 行	改正案
一 般	4,400円	5,720円
小学校の児童	3,300円	4,290円
幼児	1,644円	2,130円

（イ）客室の利用（休憩）に係る基準額

区 分	休憩料			
	現 行		改正案	
	3時間まで	3時間超え 6時間まで	3時間まで	3時間超え 6時間まで
一 般	880円	1,100円	1,140円	1,430円
小学校の児童	660円	770円	850円	1,000円
幼児				

1 外海ふるさと交流センター

(ウ) 会議室の利用に係る基準額

区 分		現 行			改正案
		会議室利用料のみ ①	冷暖房設備利用料 ②	合計 (① + ②)	
会議室	1	1,397円	500円	1,897円	2,650円
	2	524円	200円	724円	1,010円

※現行の会議室の利用に係る基準額は、1時間あたりの金額を表示。

(エ) 切符売場の利用に係る基準額

区 分	金額（1月につき）	
	現 行	改正案
切符売場	10,476円	12,570円

イ その他

附属設備の利用に係る利用料金の廃止に伴い所要の整備を行うもの。

ウ 施行期日

令和8年4月1日

目 次	ページ
2 池島中央会館	20～34
(1) 改正の概要	20
(2) 改正の内容	21～22
(3) 使用料の再算定	23～26
(4) 新旧対照表	27～30
【参考1】 条例施行規則で制定するもの	31～33
【参考2】 他都市の状況	34
3 黒崎海岸有料シャワー施設	35～38
(1) 改正の概要	35
(2) 改正の内容	36
(3) 使用料の再算定	37
(4) 新旧対照表	38

北総合事務所

令和7年9月

2 池島中央会館

(1) 改正の概要

ア 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

イ 対象条例（北総合事務所所管分）

条 例	施設名
長崎市池島中央会館条例	長崎市池島中央会館

2 池島中央会館

(2) 改正の内容

ア 使用料の改定（別表（第3条関係））

（ア）会議室等の使用料

区 分	現 行			改正案
	貸室使用料のみ ①	冷暖房設備使用料 （規則に規定） ②	合計 （①＋②）	
会議室1	1,079円	429円	1,508円	2,110円
会議室2	464円	261円	725円	1,010円
会議室3	251円	157円	408円	610円
会議室4	143円	104円	247円	490円
控室1	143円	104円	247円	490円
控室2	143円	104円	247円	490円
控室3	143円	104円	247円	490円
研修室	394円	261円	655円	910円
調理室	251円	157円	408円	610円

※現行の貸室使用料は、1時間あたりの金額を表示。

2 池島中央会館

(イ) 宿泊室の使用料

区 分	金額（1泊につき）	
	現 行	改正案
一 般	3,446円	4,470円
中学校の生徒	2,797円	3,620円
小学校の児童	2,158円	2,790円

イ その他

附属設備使用料の廃止に伴い所要の整備を行うもの。

ウ 施行期日

令和8年4月1日

令和7年9月市議会 総務委員会資料

目 次

ページ

4 離島振興センター	47 ~ 60
(1) 改正の概要	47
(2) 改正の内容	48 ~ 49
(3) 使用料の再算定	50 ~ 52
(4) 新旧対照表	53 ~ 56
【参考1】 条例施行規則で制定するもの	57 ~ 60

共通資料

【参考2】 他都市との比較	61 ~ 71
【参考3】 使用料・手数料の算定方針	72 ~ 77
【参考4】 使用料の改定	78 ~ 79
【参考5】 使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者 制度導入施設への対応について	80 ~ 82

中央・東・南・北総合事務所

令和7年9月

4 離島振興センター

(1) 改正の概要

ア 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

イ 対象条例（南・北総合事務所所管分）

条 例	施設名
長崎市離島振興センター条例	長崎市伊王島開発総合センター
	長崎市高島ふれあいセンター
	長崎市池島開発総合センター

4 離島振興センター

(2) 改正の内容

ア 使用料の改定（別表（第4条関係））

（ア）長崎市伊王島開発総合センター

区 分	現 行			改正案
	貸室使用料のみ ①	冷暖房設備使用料 ②	合計 (①+②)	
会議室1	901円	268円	1,169円	2,250円
会議室2	181円	52円	233円	960円
研修室1	181円	52円	233円	960円
研修室2	181円	52円	233円	560円
和室	181円	52円	233円	960円
調理実習室	360円	105円	465円	960円

※現行の貸室使用料及び冷暖房設備使用料は、条例及び規則に基づき、午前9時から午後5時までの3時間以内の区分の金額から1時間あたりの金額を表示。

（イ）長崎市高島ふれあいセンター

区 分	現 行				改正案
	貸室使用料のみ ①	冷暖房設備使用料 ②	照明器具使用料 ③	合計 (①+②+③)	
多目的ホール	2,200円	3,300円	1,000円	5,500円	7,150円
講座室	104円	272円	—	376円	560円
視聴覚室	104円	272円	—	376円	560円

※現行の貸室使用料は、条例に基づき、午前9時から午後5時までの区分の金額から1時間あたりの金額を表示。

4 離島振興センター

(ウ) 池島開発総合センター

区 分	現 行			改正案
	貸室使用料のみ ①	冷暖房設備使用料 ②	合計 (① + ②)	
会議室1	1,184円	429円	1,613円	2,250円
会議室2	429円	261円	690円	960円
会議室3	178円	104円	282円	560円
研修室	286円	157円	443円	960円
和室	178円	104円	282円	560円
調理実習室	178円	104円	282円	420円

※現行の貸室使用料は、条例に基づき、3時間以内の区分の金額から1時間あたりの金額を表示。

イ 施行期日

令和8年4月1日

令和7年9月市議会 総務委員会資料

第120号議案

長崎市健康づくりセンター条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ～ 4
3 使用料の再算定・・・・・・・・・・・・・・・・	5 ～ 6
4 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	7 ～ 9
【参考1】条例施行規則で制定するもの・・・・・・・・	10 ～ 14
【参考2】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	15 ～ 20
【参考3】使用料の改定・・・・・・・・・・・・・・・・	21 ～ 22
【参考4】使用料・手数料の見直しに伴う 指定管理者制度導入施設への対応について	23 ～ 25

南総合事務所

令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（南総合事務所所管分）

条 例	施設名
長崎市健康づくりセンター条例	長崎市健康づくりセンター

2 改正の内容

使用料（利用料金の基準額）の改定（別表（第4条関係））

（1）入館料：1回あたり

ア 浴場

区 分		現 行	改正案
一般	当日券	310円	460円
	回数券	12回分 3,100円	11回分 4,600円
小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	当日券	150円	230円
	回数券	12回分 1,500円	11回分 2,300円
団体（10人以上）		1人につき 200円	使用料・手数料の算定方針 に基づき、団体割引は設定 しない。

イ 健康増進室

区 分		現 行	改正案
一般	当日券	200円	400円
	回数券	12回分 2,000円	11回分 4,000円
中学校又は高等学 校の生徒	当日券	－	200円
	回数券	－	11回分 2,000円

※健康増進室は、小学校の児童及び未就学児は危険なため利用不可

2 改正の内容

ウ 健康増進室及び浴場の両方を利用する場合

区 分		現 行	改正案
一般	当日券	410円	610円
	回数券	12回分 4,100円	11回分 6,100円
中学校又は高等学校の生徒	当日券	－	300円
	回数券	－	11回分 3,000円

※健康増進室は、小学校の児童及び未就学児は危険なため利用不可

(2) 貸館料：1時間あたり

区 分	現 行			改正案
	貸室利用料のみ (条例に規定) ①	冷暖房設備利用料 (規則に規定) ②	合計 (① + ②)	
多目的室	540円	220円	760円	1,060円
研修室	880円	320円	1,200円	1,680円
調理実習室	880円	220円	1,100円	1,540円

第121号議案

長崎市公衆浴場条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	3～4
3 使用料の再算定・・・・・・・・・・・・・・・・	5～6
4 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	7～9
【参考1】他都市の状況・・・・・・・・	10
【参考2】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	11～16
【参考3】使用料の改定・・・・・・・・	17～18

南総合事務所
北総合事務所

令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（南総合事務所・北総合事務所所管分）

条 例	施設名
長崎市公衆浴場条例	長崎市高島浴場
	長崎市池島港浴場

2 改正の内容

(1) 使用料の改定（別表第1・第2（第3条関係））

ア 長崎市高島浴場

区 分		金 額	
		現 行	改正案
一 般	当日券	100円	200円
	回数券	(12回分) 1,000円	(11回分) 2,000円
小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒	当日券	50円	100円
	回数券	(12回分) 500円	(11回分) 1,000円

イ 長崎市池島港浴場

区 分		金 額	
		現 行	改正案
一 般	当日券	100円	160円
	回数券	(11回分) 1,000円	(11回分) 1,600円
小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒	当日券	50円	80円
	回数券	(11回分) 500円	(11回分) 800円

2 改正の内容

■ (2) 使用料の区分の見直し（別表第1・第2（第3条関係））

高島浴場については、「小学校の児童」から「小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒」に改める。池島港浴場については、「小学校の児童又は中学校の生徒」から「小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒」に改める。「使用料・手数料の算定方針」において子どもは高校生以下とされていることから、それに合わせるもの。

■ (3) その他

附属設備の廃止に伴い所要の整備を行うもの。

■ (4) 施行期日

令和8年4月1日

令和7年9月市議会 総務委員会資料
第122号議案

長崎のもぞき恐竜パーク条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ～ 4
3 使用料の再算定・・・・・・・・・・・・・・・・	5 ～ 8
4 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	9 ～ 13
【参考1】条例施行規則で制定するもの・・・・・・・・	14 ～ 17
【参考2】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	18 ～ 23
【参考3】使用料の改定・・・・・・・・・・・・・・・・	24 ～ 25
【参考4】使用料・手数料の見直しに伴う 指定管理者制度導入施設への対応について・・	26 ～ 28

南総合事務所

令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（南総合事務所所管分）

条 例	施設名
長崎のもぎき恐竜パーク条例	長崎のもぎき恐竜パーク 恐竜広場

2 改正の内容

(1) 長崎のもぞき恐竜パーク 恐竜広場

ア 行為等使用料の改定（別表第1（第10条関係））

行為の種類	単 位	現 行	改正案
行商、募金その他これらに類するもの	1日	261円	390円
業として行う写真又は映画の撮影	1日	104円	200円
	1月	1,613円	3,100円
興行	1平方メートルにつき1日	18円	36円
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,613円	2,250円
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12円	24円

※ 全施設統一

2 改正の内容

イ 恐竜パーク体育館使用料（利用料金の基準額）の改定（別表第2（第10条関係））

区 分		現 行 （1時間につき）	改正案 （1時間につき）
アリーナ	卓球（1台につき）	－	310円
	バドミントン（1面につき）	691円	380円
	バレーボール（1面につき）	691円	900円
	バスケットボール（1面につき）	1,037円	900円
	その他（全面）	3,237円	4,200円
トレーニング室		1,204円	1,680円
ステージ		712円	990円

※ 卓球については、附属設備使用料（157円）としていたが、他のスポーツ施設と同様に使用料とする。

※ リハーサル料金については、使用料の4割から5割に見直す（全施設統一）。

ウ 施行期日

令和8年4月1日

令和7年9月市議会 総務委員会資料

- 第124号議案 長崎市体育館条例の一部を改正する条例
- 第125号議案 長崎市民水泳プール条例の一部を改正する条例
- 第126号議案 長崎市民アーチェリー場条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正の内容	3 ～ 11
3 使用料の再算定	12 ～ 26
4 新旧対照表	27 ～ 53
【参考1】 条例施行規則で制定するもの	54 ～ 60
【参考2】 使用料・手数料の算定方針	61 ～ 66
【参考3】 使用料の改定	67 ～ 68
【参考4】 使用料・手数料の見直しに伴う 指定管理者制度導入施設への対応について . .	69 ～ 71

市 民 生 活 部
令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（市民生活部所管分）

条 例	施設名
長崎市体育館条例	深堀体育館
	三和体育館
	琴海南部体育館
	三重体育館
	諏訪体育館
長崎市民水泳プール条例	小ヶ倉プール
	網場プール
	総合プール
	神の島プール
長崎市民アーチェリー場条例	アーチェリー場

2 改正の内容

(1) 体育館（長崎市体育館条例）

ア 使用料（利用料金の基準額）の改定（別表1～5（第8条及び第10条関係））

（ア）深堀体育館

区 分	現 行	改正案
卓球（1台につき）	157円	310円
バドミントン（1面につき）	256円	380円
バレーボール	644円	900円
その他	644円	900円

（イ）三和体育館

区 分			現 行	改正案
専用利用	体育館	平日	1,100円	1,540円
		土日祝	1,320円	1,840円
	会議室	平日	220円	440円
		土日祝	261円	390円
練習利用	卓球（1台につき）		104円	310円
	バドミントン（1面につき）		104円	380円
	バレーボール（1面につき）		157円	900円
	バスケットボール（1面につき）		220円	900円

2 改正の内容

(ウ) 琴海南部体育館

区 分		現 行			改正案
体育館	1階	1,424円			1,990円
	2階	220円			440円
区 分		現 行	冷暖房	現行+冷暖房	改正案
会議室		220円	272円	492円	390円

(エ) 三重体育館

区 分		現 行			改正案
体育館	卓球（1台につき）	157円			310円
	バドミントン（1面につき）	256円			380円
	バレーボール（1面につき）	644円			900円
	バスケットボール（1面につき）	644円			900円
	その他	644円			900円

区 分		現 行	冷暖房	現行+冷暖房	改正案
会議室	第1会議室	104円	100円	204円	200円
	第2会議室	104円	100円	204円	200円

(オ) 諏訪体育館

区 分	現 行	改正案
柔道場または剣道場	419円	620円
相撲場、ボクシング場または弓道場	209円	410円

2 改正の内容

(カ) その他

区 分	現 行	改正案
利用者が準備又はリハーサルのために利用する場合の金額	表に掲げる額の4割に相当する額	表に掲げる額の5割に相当する額

イ 施行期日

令和8年4月1日

改正後の規定は施行の日以後にされる申請に係る使用料又は利用料金について適用し、施行日前にされた申請に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

2 改正の内容

(2) プール（長崎市民水泳プール条例）

ア 使用料（利用料金の基準額）の改定（別表1～3（第8条及び第10条関係））

（ア）小ヶ倉プール

区 分		現 行	改正案
一般		70円	140円
こども（高校生）		40円	70円
こども（小中学生）		30円	70円
回数券	一般	700円	1,400円
	こども（高校生）	400円	700円
	こども（小中学生）	300円	700円

（イ）網場プール

区 分		現 行	改正案
一般		230円	460円
こども（高校生）		230円	230円
こども（小中学生）		110円	230円
幼児		50円	0円
回数券	一般	2,300円	4,600円
	こども（高校生）	2,300円	2,300円
	こども（小中学生）	1,100円	2,300円
	幼児	500円	0円

2 改正の内容

(ウ) 総合プール

① 入館料

区 分		現 行	改正案
基本料金 (2時間につき)	一般	470円	700円
	こども(高校生)	310円	350円
	こども(小中学生)	150円	350円
	幼児	150円	0円
超過料金 (1時間につき)	一般	150円	300円
	こども(高校生)	100円	150円
	こども(小中学生)	50円	150円
	幼児	50円	0円
回数券	一般	4,700円	7,000円
	こども(高校生)	3,100円	3,500円
	こども(小中学生)	1,500円	3,500円
	幼児	1,500円	0円

2 改正の内容

(ウ) 総合プール

② 貸館料

区 分			9～13時 (4時間料金)		13～17時 (4時間料金)		超過料金 (1時間につき)	
			現 行	改正案	現 行	改正案	現 行	改正案
全面利用	50m プール	平日	35,619円	46,280円	71,238円	92,560円	10,685円	12,820円
		土日祝	44,000円	57,400円	88,000円	114,800円	13,200円	15,900円
	25m プール	平日	17,809円	23,120円	35,619円	46,240円	5,342円	6,940円
		土日祝	23,047円	29,840円	46,095円	59,680円	6,914円	8,960円
	50m +25m	平日	53,428円	69,400円	106,857円	138,800円	16,028円	19,760円
		土日祝	67,047円	87,240円	134,095円	174,480円	20,114円	24,860円

区 分	現 行	改正案
利用者が準備又はリハーサルのために利用する場合の金額	表に掲げる額の4割に相当する額	表に掲げる額の5割に相当する額

区 分			1時間につき	
			現 行	改正案
コース利用	50m プール	平日	2,304円	2,990円
		土日祝	2,828円	3,680円
	25m プール	平日	1,361円	1,900円
		土日祝	1,676円	2,340円

2 改正の内容

(エ) 神の島プール

① 入館料（プール）

区 分		現 行	改正案
基本料金 (2時間につき)	一般	380円	570円
	こども（高校生）	250円	290円
	こども（小中学生）	120円	290円
	幼児	120円	0円
超過料金 (1時間につき)	一般	120円	240円
	こども（高校生）	80円	120円
	こども（小中学生）	40円	120円
	幼児	40円	0円
回数券	一般	3,800円	5,700円
	こども（高校生）	2,500円	2,900円
	こども（小中学生）	1,200円	2,900円
	幼児	1,200円	0円

② 入館料（浴室）

区 分		現 行	改正案
一般		220円	240円
こども（中学生・高校生）		220円	120円
こども（小学生）		110円	120円
回数券	一般	2,200円	2,400円
	こども（中学生・高校生）	2,200円	1,200円
	こども（小学生）	1,100円	1,200円

2 改正の内容

(エ) 神の島プール

③ 貸館料

区 分			1時間につき	
			現 行	改正案
コース利用	25m プール	平日	1,107円	1,540円
		土日祝	1,384円	1,930円
和室			81円	160円

イ 施行期日

令和8年4月1日

改正後の規定は施行の日以後にされる申請に係る使用料又は利用料金について適用し、施行日前にされた申請に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

2 改正の内容

(3) アーチェリー場（長崎市アーチェリー場条例）

ア 使用料の改定（別表（第5条関係））

（ア）入館料

区 分		現 行	改正案
一般		104円	200円
こども（高校生）		73円	100円
こども（小中学生）		52円	100円
回数券	一般	1,040円	2,000円
	こども（高校生）	730円	1,000円
	こども（小中学生）	520円	1,000円

（イ）貸館料

区 分	現 行	改正案
平日	3,771円	4,900円
土日祝	5,657円	7,350円

区 分	現 行	改正案
利用者が準備又はリハーサルのために利用する場合の金額	表に掲げる額の4割に相当する額	表に掲げる額の5割に相当する額

イ 施行期日

令和8年4月1日

改正後の規定は施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和7年9月市議会 教育厚生委員会資料
第123号議案

長崎市あぐりの丘条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 使用料(入館料)の再算定・・・・・・・・	4
4 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	5～6
【参考1】条例施行規則で制定するもの	7～8
【参考2】あぐりの丘等の利用状況	9～10
【参考3】使用料・手数料の算定方針	11～16
【参考4】使用料の改定・・・・・・・・	17～18

こども部
令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（こども部所管分）

条 例	施設名
長崎市あぐりの丘条例	長崎市あぐりの丘

2 改正の内容

(1) 全天候型子ども遊戯施設(あぐりドーム)

ア 使用料(入館料)の改定(別表第1(第8条関係))

区 分	現 行		改正案	
	個人	団体	個人	団体
子ども(1歳未満の者を除く)	250円	200円	250円	—
子どもの保護者等	100円	80円	100円	—

(2) あぐりの丘

ア 行為等使用料(別表第2(第12条関係))

行 為 の 種 類	単 位	金 額	
		現 行	改正案
行商、募金その他これらに類するもの	1日	261円	390円
業として行う写真又は映画の撮影	1日	104円	200円
	1月	1,613円	3,100円
興行	1平方メートルにつき1日	18円	36円
広告物の掲出	広告表示面積 1平方メートルにつき1日	1,613円	2,250円
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12円	24円

(3) 施行期日 令和8年4月1日

1 改正の概要

(1) 概要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（経済産業部所管分）

条 例	施設名
長崎市市民生活プラザ条例	長崎市市民生活プラザ

2 改正の内容

(1) 内容

ア 利用料金の基準額の再算定の考え方

「使用料・手数料の算定方針（P14～P16）」のとおり、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定した結果、急激な値上げとなり市民生活への影響が懸念されるため、激変緩和措置を講じて算定した。（参照P7_利用料の再算定）

- 受益者負担率は50%
- 施設利用にあたり、当然利用することが明らかな附属設備（冷暖房設備、コンセント）を加算

2 改正の内容

イ ホールにおける考え方

(ア) 現行の利用時間帯制を設定

ホールの利用はイベントや講演会等での利用が大部分を占めており、時間予約を可能とすることは、その利用に支障をきたすため。

(イ) 時間帯及び曜日等による利用料金の差の設定

現行の比率と九州内の同規模施設の平均を参考に設定する。

曜日等 \ 時間帯	9:30 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 22:00
平日	基準額※×2.5h	(基準額の1.3倍)×4h	(基準額の1.6倍)×4h
土曜日、日曜日 又は休日	平日の1.2倍	平日の1.2倍	平日の1.2倍

※ 基準額は1時間あたりの算定額 7,040円（激変緩和措置）

(ウ) 入場料等の徴収の有無による利用料金の設定

九州内同規模ホールを参考に、全ての時間区分において、入場料等を徴収する場合は、徴収しない場合の利用料金の2倍を徴収する。

(エ) リハーサル利用時の利用料金の設定

九州内同規模ホールを参考に、リハーサル利用時の利用料金は5割とする。

ウ 会議室における考え方

(ア) 1時間単位制

利用者の利便性の向上が期待できるため、現行の時間区分制を見直し、1時間単位制とする。

2 改正の内容

(2) ホールの利用料金の基準額の改定（利用時間帯）（別表（第8条関係））

区 分	施設利用料 ①	附属設備利用料②		現 行 料 金 (①+②)	改 正 案
		冷暖房費	コンセント		
【基準額】 1時間あたり	3,268円	2,094円	59円	5,421円	7,040円
平日、午前9時30分から正午まで (2.5h) ※入場料等を徴収しない場合	8,171円	5,235円	148円	13,554円	17,600円
平日、午後1時から午後5時まで (4h) ※入場料等を徴収しない場合	16,342円	8,376円	236円	24,954円	36,610円
平日、午後6時から午後10時まで (4h) ※入場料等を徴収しない場合	20,533円	8,376円	236円	29,145円	45,060円
土曜日、日曜日又は休日、 9時30分から12時まで(2.5h) ※入場料等を徴収しない場合	9,638円	5,235円	148円	15,021円	21,120円
土曜日、日曜日又は休日、 午後1時から午後5時まで(4h) ※入場料等を徴収しない場合	19,276円	8,376円	236円	27,888円	43,940円
土曜日、日曜日又は休日、 午後6時から午後10時まで(4h) ※入場料等を徴収しない場合	24,514円	8,376円	236円	33,126円	54,080円

2 改正の内容

(2) ホールの利用料金の基準額の改定（利用時間帯）（別表（第8条関係））

区 分	施設利用料 ①	附属設備利用料②		現 行 料 金 (①+②)	改 正 案
		冷暖房費	コンセント		
平日、午前9時30分から正午まで (2.5h)※入場料等を徴収する場合	16,342円	5,235円	148円	21,725円	35,200円
平日、午後1時から午後5時まで (4h)※入場料等を徴収する場合	32,685円	8,376円	236円	41,297円	73,220円
平日、午後6時から午後10時まで (4h)※入場料等を徴収する場合	41,066円	8,376円	236円	49,678円	90,120円
土曜日、日曜日又は休日、 午前9時30分から正午まで(2.5h) ※入場料等を徴収する場合	19,276円	5,235円	148円	24,659円	42,240円
土曜日、日曜日又は休日、 午後1時から午後5時まで(4h) ※入場料等を徴収する場合	38,552円	8,376円	236円	47,164円	87,880円
土曜日、日曜日又は休日、 午後6時から午後10時まで(4h) ※入場料等を徴収する場合	49,028円	8,376円	236円	57,640円	108,160円

2 改正の内容

(3) 会議室の利用料金の基準額の改定（1時間単位）（別表（第8条関係））

区 分	施設利用料 ①	附属設備利用料②		現 行 料 金 (①+②)	改 正 案
		冷 暖 房 費	コンセント		
70㎡以上	2,514円	418円	66円	2,998円	3,890円
40㎡以上70㎡未満	1,256円	208円	66円	1,530円	2,140円
40㎡未満	628円	104円	66円	798円	1,110円

(4) 施行期日

令和8年4月1日

改正後の長崎市市民生活プラザ条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（水産農林部所管分）

条 例	施設名
長崎ペンギン水族館条例	長崎ペンギン水族館 (長崎ペンギン水族館 第1駐車場)
長崎市漁港管理条例	たちばな漁港有料駐車場 (長崎ペンギン水族館 第2駐車場)
長崎市高島ふれあい海岸条例	飛島磯釣り公園 高島海水浴場 高島ふれあいキャンプ場
長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例	野母崎高浜海岸交流施設
長崎市体験の森条例	体験の森
長崎市植木センター条例	植木センター

2 改正の内容

(1) 長崎ペンギン水族館（長崎ペンギン水族館 第1駐車場）

ア 利用料金の基準額の改定（別表第1及び第2（第5条関係））

区 分			現 行	改正案
観覧料 (1人1回につき)	一 般		520円	800円
	一 般 (団体)		410円	廃止
	こども	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	-	400円
		小学校の児童又は中学校の生徒又は幼児	310円	-
		小学校の児童又は中学校の生徒又は幼児 (団体)	250円	廃止
年間観覧料 (1人1年間に付き)	一 般		1,250円	2,000円
	こども	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	-	1,000円
		小学校の児童又は中学校の生徒又は幼児	730円	-
駐車場	バス	最初の1時間まで	1,040円	1,450円
		その後1時間までごと	520円	720円
	バス以外	最初の1時間まで	200円	260円
		その後1時間までごと	100円	200円



イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(2) たちばな漁港有料駐車場（長崎ペンギン水族館 第2駐車場）

ア 利用料金の基準額の改定（別表第4（第20条関係））

区 分			金 額	
			現 行	改正案
駐車場	バス	最初の1時間まで	1,040円	1,450円
		その後1時間までごと	520円	720円
	バス以外	最初の1時間まで	200円	260円
		その後1時間までごと	100円	200円



イ 施行期日

令和8年4月1日



2 改正の内容

(3) 高島ふれあい海岸（飛島磯釣り公園、高島海水浴場、高島ふれあいキャンプ場）

ア 利用料金の基準額の改定（別表第1（第10条関係））

区 分				現 行	改正案
飛島磯釣り公園	釣り	一 般		520円	720円
		こども	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	-	360円
			小学生の児童又は中学校の生徒	260円	-
	見学等	一 般		100円	200円
		こども	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	-	100円
			小学生の児童又は中学校の生徒	50円	-
高島ふれあいキャンプ場	入場料	一 般		100円	200円
		こども	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	-	100円
			小学生の児童又は中学校の生徒	50円	-

※高島海水浴場は利用料金の基準額の設定なし



2 改正の内容

(3) 高島ふれあい海岸（飛島磯釣り公園、高島海水浴場、高島ふれあいキャンプ場）

イ 行為等に係る利用料金の基準額の改定（別表第1（第10条関係））

区 分		現 行	改正案
業として行う写真又は映画の撮影	1 日	104円	200円
	1 月	1,613円	3,100円
行商その他これに類するもの	1 日	261円	390円
興行	1 m ² につき 1 日	18円	36円
広告物の掲出	広告表示面積 1 m ² につき 1 日	1,613円	2,250円
集会、展示会その他これらに類するもの	1 m ² につき 1 日	12円	24円

ウ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(4) 野母崎高浜海岸交流施設

ア 利用料金の基準額の改定（別表（第6条関係））

区 分				現 行	改正案
多目的スペース（１時間につき）				2,619円	3,400円
夏期に利用 する場合	多目的スペース （１日につき）	一 般		830円	830円
		こども	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	-	410円
			小学生の児童又は中学校の生徒	410円	-
	テラス （１日につき）	一 般		830円	830円
		こども	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	-	410円
			小学生の児童又は中学校の生徒	410円	-
駐車場 （夏期）	普通自動車、小型自動車、軽自動車		1 回につき	520円	520円
	二輪自動車			260円	200円

イ 施行期日

令和8年4月1日



2 改正の内容

(5) 体験の森

ア 利用料金の基準額の改定（別表（第12条関係））

区 分			利用料金①	附属設備利用料金② (冷暖房費)	合計 (①+②)	改正案
休養宿泊施設	宿泊 (16:00～翌10:00)	1棟につき	8,904円	523円	9,427円	12,250円
	休憩 (11:00～15:00)	1棟1時間につき	523円	52円	575円	800円
シャワー施設		1回につき	100円	-	100円	廃止※

※シャワー施設については、附属設備扱いとするため、所要の整備として条例から削除する。

イ 行為等に係る利用料金の基準額の改定（別表（第12条関係））

区 分		現 行	改正案
業として行う写真又は映画の撮影	1日	104円	200円
	1月	1,613円	3,100円
行商、募金その他これらに類するもの	1日	261円	390円
興行	1㎡につき1日	18円	36円
広告物の掲出	広告表示面積 1㎡につき1日	1,613円	2,250円
集会、展示会その他これらに類するもの	1㎡につき1日	12円	24円

ウ 施行期日

令和8年4月1日



2 改正の内容

(6) 植木センター

ア 利用料金の基準額の改定（別表（第6条関係））

区 分		利用料金①	附属設備使用料② (冷暖房費)	現行料金 (①+②)	改正案
研修室 1	1 時間につき	272円	167円	439円	650円
研修室 2		188円	73円	261円	390円

イ 施行期日

令和8年4月1日



令和7年9月市議会 環境経済委員会資料

- 第138号議案 グラバー園条例の一部を改正する条例
- 第139号議案 長崎市索道施設条例の一部を改正する条例
- 第141号議案 長崎市亀山社中記念館条例の一部を改正する条例
- 第142号議案 長崎市博物館条例の一部を改正する条例
- 第144号議案 長崎市ド・ロ神父記念館条例の一部を改正する条例
- 第145号議案 出島条例の一部を改正する条例
- 第146号議案 長崎市旧居留地建造物条例の一部を改正する条例（参考）
- 第147号議案 長崎市中の茶屋条例の一部を改正する条例

文化観光部

令和7年9月

令和7年9月市議会 環境経済委員会資料

- 第148号議案 長崎市心田庵条例の一部を改正する条例
- 第149号議案 長崎市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例
- 第150号議案 長崎市伊王島灯台記念館条例の一部を改正する条例
- 第151号議案 長崎市高島石炭資料館条例の一部を改正する条例
- 第152号議案 長崎市端島見学施設条例の一部を改正する条例
- 第153号議案 長崎市軍艦島資料館条例の一部を改正する条例

文化観光部
令和7年9月

令和7年9月市議会 環境経済委員会資料

目 次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ～ 5
2 改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	6 ～ 31
3 使用料の再算定・・・・・・・・・・	32 ～ 48
4 新旧対照表・・・・・・・・・・	49 ～ 84
【参考1】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	85 ～ 90
【参考2】使用料の改定・・・・・・・・・・	91 ～ 92
【参考3】使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設 への対応について・・・・・・・・	93 ～ 96

文化観光部
令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（文化観光部所管分）

カテゴリー	議案番号	条 例	施設名	所管課
文化財	1 3 8	グラバー園条例	グラバー園	観光政策課
	1 4 4	長崎市ド・ロ神父記念館条例	ド・ロ神父記念館	文化財課
	1 4 5	出島条例	出島	出島復元整備室
	1 4 6 (参考)	長崎市旧居留地建造物条例	南山手レストハウス	文化財課
			旧香港上海銀行長崎支店記念館	観光政策課
			南山手地区町並み保存センター	文化財課
			東山手地区町並み保存センター	文化財課
			旧長崎英国領事館	文化財課
	1 4 7	長崎市中の茶屋条例	中の茶屋	文化財課
	1 4 8	長崎市心田庵条例	心田庵	文化財課
	1 5 0	長崎市伊王島灯台記念館条例	伊王島灯台記念館	文化財課

1 改正の概要

(2) 対象条例（文化観光部所管分）

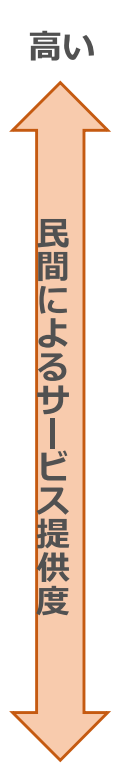
カテゴリー	議案番号	条 例	施設名	所管課
観光施設	1 3 9	長崎市索道施設条例	長崎ロープウェイ	観光政策課
	1 4 1	長崎市亀山社中記念館条例	亀山社中記念館	観光政策課
	1 5 2	長崎市端島見学施設条例	端島見学施設	観光政策課
	1 5 3	長崎市軍艦島資料館条例	軍艦島資料館	観光政策課
博物館等	1 4 2	長崎市博物館条例	シーボルト記念館 サント・ドミンゴ教会跡資料館 長崎（小島）養生所跡資料館	文化財課
	1 4 6 (参考)	長崎市旧居留地建造物条例	野口彌太郎記念美術館	文化財課
	1 4 9	長崎市歴史民俗資料館条例	歴史民俗資料館 外海歴史民俗資料館	文化財課
	1 5 1	長崎市高島石炭資料館条例	高島石炭資料館	文化財課

2 改正の内容

(1) 文化観光部所管の施設にかかる料金改定の考え方

文化観光施設については、市民の財産を有効活用し、市外や海外からの訪問者による域外からの需要を取り込むことで、市民サービスの向上を図ることが見込まれることから、適正な料金への見直しを行う。

ア 受益者負担率（参考2より抜粋）

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設 、公園施設（スロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市営墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館 、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学習・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）



 高い ← 市民生活上の必要性 → 低い

2 改正の内容

(1) 文化観光部所管の施設にかかる料金改定の考え方

イ 入館施設の使用料の算定方法

文化観光施設の使用料等（入館）の算定方法は、グラバー園の改定料金を基に、その改定率を各施設の現行料金に乗じて、同じ比率を乗じることで料金体系を統一し、改定料金を設定している。

グラバー園及びロープウェイについては、全国の類似施設を参考に改定料金を設定している。

(ア) グラバー園の料金算定

- ・国内の世界文化遺産施設等の平均額「1,300円」を採用

(イ) グラバー園以外の料金算定

- ・グラバー園の改定率「2.1倍」を各施設の現行料金に乗じた改定料金を採用
※改定率：1,300円÷620円＝2.1

(ウ) ロープウェイの料金算定

- ・国内の類似施設にかかる1 mあたりの単価を基に往復料金「1,900円」を採用

2 改正の内容

(1) 文化観光部所管の各施設にかかる料金改定の考え方

ウ 貸館施設の使用料の算定方法

文化観光施設の使用料等（貸館）の算定方法は、算定方針により施設にかかる1室あたりのコストに受益者負担率を乗じて改定料金を算出するが、算定結果、現行料金と比べ大幅な値上げとなった場合、利用者の急激な負担増となるため、激変緩和措置を適用した改定料金を採用する。

■ 激変緩和措置（資料1より抜粋）

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

2 改正の内容

(2) グラバー園（第138号議案）

ア 利用料金の基準額の改定（別表（第8条関係））

区 分		現 行	改正案
通 常	一 般	620円	1,300円
	こども (高等学校の生徒)	310円	650円
	こども (小学生の児童又は中学校の生徒)	180円	650円
前売券	一 般	520円	廃止
	こども (高等学校の生徒)	250円	廃止
	こども (小学生の児童又は中学校の生徒)	140円	廃止
団 体 (15人以上)	一 般	1人につき520円	廃止
	こども (高等学校の生徒)	1人につき250円	廃止
	こども (小学生の児童又は中学校の生徒)	1人につき140円	廃止
年間入場料 (1人1年間につき)	一般	-	3,250円
	こども (小学校の児童又は中学校若しくは 高等学校の生徒)	-	1,620円

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(3) ド・口神父記念館（第144号議案）

ア 使用料（入館料）の改定（別表（第3条関係））

区 分		現 行	改正案
個 人	一 般	310円	650円
	こども (小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒)	100円	330円
団 体 (10人以上)	一 般	1人につき250円	廃止
	こども (小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒)	1人につき60円	廃止

イ 模写等使用料（第5条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

ウ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(4) 出島（第145号議案）

ア 利用料金の基準額の改定（別表第1（第6条関係））

区 分		現 行	改正案
個 人	一 般	520円	1,100円
	こども (高等学校の生徒)	200円	550円
	こども (小学校の児童又は中学校の生徒)	100円	550円
団 体 (15人以上)	一 般	410円	廃止
	こども (高等学校の生徒)	120円	廃止
	こども (小学校の児童又は中学校の生徒)	60円	廃止
年間入場料 (1人1年間につき)	一般	830円	2,750円
	こども (高等学校の生徒)	310円	1,370円
	こども (小学校の児童又は中学校の生徒)	200円	1,370円

イ 模写等使用料（第8条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

ウ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(5) 南山手レストハウス（第146号議案（参考））

ア 模写等使用料（第11条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(6) 旧香港上海銀行長崎支店記念館（第146号議案（参考））

ア 入館に係る基準額の改定（別表第2（第8条関係）第1項）

区 分		現 行	改正案
個 人	一 般	100円	210円
	こども (高等学校の生徒)	100円	100円
	こども (小学校の児童又は 中学校の生徒)	50円	100円
団体 (15人以上)	一 般	1人につき80円	廃止
	こども (高等学校の生徒)	1人につき80円	廃止
	こども (小学校の児童又は 中学校の生徒)	1人につき30円	廃止

イ ホール利用に係る基準額の改定（別表第2（第8条関係）第2項）

区 分	現 行	改正案
利用時間	午後6時から午後9時まで	1時間につき
利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金の徴収をしない場合	2,860円 (1回につき)	2,180円
利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金の徴収をする場合	—	4,360円

2 改正の内容

(6) 旧香港上海銀行長崎支店記念館（第146号議案（参考））

ウ 模写等の利用の許可に係る基準額の改定（別表第3（第8条関係）第3項）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

エ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(7) 南山手地区町並み保存センター（第146号議案（参考））

ア 使用料（貸館料金）の改定（別表第3（第11条関係））

区 分	現 行 （1時間につき）	改正案 （1時間につき）
会議室 1	104円	310円
会議室 2	104円	310円
研修室 1	104円	310円
研修室 2	104円	310円

イ 模写等使用料（第11条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

ウ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(8) 東山手地区町並み保存センター（第146号議案（参考））

ア 使用料（貸館料金）の改定（別表第3（第11条関係））

区 分	現 行 （1時間につき）	改正案 （1時間につき）
会議室 1	104円	310円
会議室 2	104円	310円

イ 模写等使用料（第11条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

ウ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(9) 旧長崎英国領事館、野口彌太郎記念美術館（第146号議案（参考））

ア 模写等使用料（第11条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(10) 中の茶屋（第147号議案）

ア 使用料（入館料）の改定（別表第1（第2条関係））

区 分		現 行	改正案
個 人	一 般	100円	210円
	こども （高等学校の生徒）	100円	100円
	こども （小学校の児童又は中学校の生徒）	50円	100円
団 体 （15人以上）	一 般	1人につき80円	廃止
	こども （高等学校の生徒）	1人につき80円	廃止
	こども （小学校の児童又は中学校の生徒）	1人につき30円	廃止

イ 使用料（貸館料金）の改定（別表第2（第5条関係））

区 分	現 行 （1時間につき）	改正案 （1時間につき）
茶室	209円	480円
和室	209円	480円

ウ 模写等使用料（第5条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

エ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(11) 心田庵（第148号議案）

ア 使用料（入場料）の改定（別表第1（第2条関係））

区 分		現 行	改正案
個 人	一 般	310円	650円
	こども (小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒)	-	330円
団 体 (15人以上)	一 般	250円	廃止

イ 使用料（貸館料金）の改定（別表第2（第5条関係））

区 分	現 行	改正案 (1時間につき)
午前9時から正午まで	3,142円	-
午後1時から午後5時まで	4,190円	-
午前9時から午後5時まで	7,332円	
利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収しない場合	-	1,530円
利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合	-	3,060円

ウ 模写等使用料（第5条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

エ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(12) 伊王島灯台記念館（第150号議案）

ア 模写等使用料（第7条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(13) 長崎ロープウェイ（第139号議案）

ア 利用料金の基準額の改定（別表（第5条関係））

区 分		現 行	改正案
片 道（通 常）	一 般	730円	1,040円
	こども （中学校又は高等学校の生徒）	520円	1,040円
	こども （小学生の児童）	410円	520円
往 復（通 常）	一 般	1,250円	1,900円
	こども （中学校又は高等学校の生徒）	940円	1,900円
	こども （小学生の児童）	620円	950円
片 道（前売券）	一 般	580円	廃止
	こども （中学校又は高等学校の生徒）	410円	廃止
	こども （小学生の児童）	330円	廃止
往 復（前売券）	一 般	1,000円	廃止
	こども （中学校又は高等学校の生徒）	750円	廃止
	こども （小学生の児童）	500円	廃止

2 改正の内容

(13) 長崎ロープウェイ（第139号議案）

ア 利用料金の基準額の改定（別表（第5条関係））

区 分		現 行	改正案
団 体	15人以上100人未満	個人の通常の料金の100分の80に相当する額	廃止
	100人以上	個人の通常の料金の100分の70に相当する額	廃止

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(14) 亀山社中記念館（第141号議案）

ア 使用料（入館料）の改定（別表（第3条関係））

区 分		現 行	改正案
個 人	一 般	310円	650円
	こども (高等学校の生徒)	200円	320円
	こども (小学生の児童又は中学校の生徒)	150円	320円
団 体 (15人以上)	一 般	1人につき250円	廃止
	こども (高等学校の生徒)	1人につき160円	廃止
	こども (小学生の児童又は中学校の生徒)	1人につき120円	廃止

イ 模写等使用料（第5条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

ウ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(15) 端島見学施設（第152号議案）

ア 使用料の改定（別表第2（第6条関係））

区 分		現 行	改正案
個 人	一 般	310円	650円
	こども (中学校又は高等学校の生徒)	310円	320円
	こども (小学生の児童)	150円	320円
団 体 (15人以上)	一 般	250円	廃止
	こども (中学校又は高等学校の生徒)	250円	廃止
	こども (小学生の児童)	120円	廃止

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(16) 軍艦島資料館（第153号議案）

ア 利用料金の基準額の改定（別表（第4条関係））

区 分		現 行	改正案
個 人	一 般	200円	420円
	こども (高等学校の生徒)	200円	210円
	こども (小学生の児童又は中学校の生徒)	100円	210円
団 体 (15人以上)	一 般	1人につき160円	廃止
	こども (高等学校の生徒)	1人につき160円	廃止
	こども (小学生の児童又は中学校の生徒)	1人につき80円	廃止

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(17) シーボルト記念館（第142号議案）

ア 使用料（入館料）の改定（別表（第5条関係））

区 分		現 行	改正案
個 人	一 般	100円	210円
	こども (高等学校の生徒)	100円	100円
	こども (小学生の児童又は中学生の生徒)	50円	100円
団 体 (15人以上)	一 般	1人につき80円	廃止
	こども (高等学校の生徒)	1人につき80円	廃止
	こども (小学生の児童又は中学生の生徒)	1人につき30円	廃止

イ 模写等使用料（第7条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

ウ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(18) サント・ドミンゴ教会跡資料館（第142号議案）

ア 模写等使用料（第7条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(19) 長崎（小島）養生所跡資料館（第142号議案）

ア 模写等使用料（第7条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(20) 歴史民俗資料館（第149号議案）

ア 模写等使用料（第11条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(21) 外海歴史民俗資料館（第149号議案）

ア 使用料（入館料）の改定（別表（第9条関係））

区 分		現 行	改正案
個 人	一 般	310円	650円
	こども （小学校の児童又は中学生若しくは高等学校の生徒）	100円	330円
団 体 （15人以上）	一 般	1人につき250円	廃止
	こども （小学校の児童又は中学生若しくは高等学校の生徒）	1人につき60円	廃止

イ 模写等使用料（第11条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

ウ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(22) 高島石炭資料館（第151号議案）

ア 模写等使用料（第4条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

イ 施行期日

令和8年4月1日

令和7年9月市議会 建設水道委員会資料
第131号議案

長崎市さくらの里条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ～ 6
3 使用料の再算定・・・・・・・・・・	7 ～ 11
4 新旧対照表・・・・・・・・・・	12 ～ 18
【参考1】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	19 ～ 24
【参考2】使用料の改定・・・・・・・・・・	25 ～ 26

土 木 部
令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象施設

施設名	施設カテゴリー	受益者負担率
長崎市さくらの里大芝生広場	公園施設（スポーツ施設）	50%
長崎市さくらの里庭球場		

(3) 対象施設の受益者負担率

受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（入場券） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市営墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等）、健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、 <u>公園施設（スポーツ施設）</u> 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学習・研修施設、その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）

2 改正の内容

(1) 行為等使用料（別表第1項（第9条関係））の改定

現 行			改正案		
行為の種類	単位	金額（円）	行為の種類	単位	金額（円）
業として行う写真撮影	1日	104	業として行う写真又は映画の撮影	1日	200
	1月	1,613		1月	3,100
行商その他これに類するもの	1日	261	行商、尊金その他これらに類するもの	1日	390
興行	1平方メートルにつき1日	18	興行	1平方メートルにつき1日	36
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,613	広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	2,250
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12	集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	24

使用料の額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないもの又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、1月を30日とした日割計算をする。

使用料の額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないもの又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、その日数に200円を乗じて得た額とする。

2 改正の内容

(2) 施設使用料の改定

ア 大芝生広場（別表第2項（第9条関係））

現 行									改正案		
(ア) 入場料等を徴収しない場合									1時間あたり 649円		
(単位：円)											
区分	利用時間 使用料	8時 ～10時	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	14時 ～17時	16時 ～18時	16時 ～19時	区 分	金額（1時間につき）	
一般	3/1～4/30 及び	1,299	1,299	1,299	1,299		1,299		大芝生 広場	入場料等の徴収 をしない場合	900円
	9/1～9/30										
	5/1～8/31							1,948		入場料等の徴収 をする場合	1,800円
	10/1 ～翌年2/末日					1,948					
小学校の児童、 中学校の生徒 又は高等学校 の生徒	3/1～4/30 及び	628	628	628	628		628		小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒の区分は廃止		
	9/1～9/30										
	5/1～8/31							942			
	10/1 ～翌年2/末日					942					
(イ) 入場料等を徴収する場合は、入場料等を徴収しない場合の倍額とする。									準備、リハーサル等に利用する場合は、表の5割に相当する額		
(ウ) 準備、リハーサル等に利用する場合（イの適用がある場合は適用後の額）は、表の4割に相当する額											
									※条例上はア 大芝生広場とイ 庭球場を一表とする。		

2 改正の内容

(2) 施設使用料の改定

イ 庭球場（別表第2項（第9条関係））

現 行										改正案					
(ア) 入場料等を徴収しない場合										1時間あたり 209円			(単位：円)		
使用料 1コートにつき		利用時間	8時 ～10時	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	14時 ～17時	16時 ～18時	16時 ～19時						
区分															
一般	3/1～4/30 及び	419	419	419	419			419							
	9/1～9/30														
	5/1～8/31														
	10/1 ～翌年2/末日						628								
小学校の児童、 中学校の生徒 又は高等学校 の生徒	3/1～4/30 及び	209	209	209	209			209							
	9/1～9/30														
	5/1～8/31														
	10/1 ～翌年2/末日						314								

(イ) 入場料等の徴収をする場合は、入場料等を徴収しない場合の倍額とする。													小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒の区分は廃止		
(ウ) 準備、リハーサル等を利用する場合（イの適用がある場合は 適用後の額）は、表の4割に相当する額															
													準備、リハーサル等を利用する場合は、表の5割に相当する額		
													※条例上はア 大芝生広場とイ 庭球場を一表とする。		

2 改正の内容

(3) 施行期日

令和8年4月1日

(4) 経過措置

施行期日以後にされる申請に係る使用料から改正後の金額を適用する。

令和7年9月市議会 総務委員会資料

第143号議案

長崎市遠藤周作文学館条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 使用料の再算定・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	5 ～ 6
【参考1】 条例施行規則で制定するもの・・・・・・・・	7
【参考2】 使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	8 ～ 13
【参考3】 使用料の改定・・・・・・・・・・・・・・・・	14 ～ 15

市民生活部

令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（市民生活部所管分）

条 例	施設名
長崎市遠藤周作文学館条例	長崎市遠藤周作文学館

2 改正の内容

(1) 長崎市遠藤周作文学館

ア 観覧料の改定（別表（第3条関係））

区 分	現 行	改正案
一 般	360円	540円
一 般 団体（10人以上）	260円	団体料金廃止
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	200円	270円
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒 団体（10人以上）	100円	団体料金廃止

イ 模写等使用料

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

ウ 施行期日

令和8年4月1日

改正後の模写等使用料は、施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る模写等使用料については、なお従前の例による。

令和7年9月市議会 教育厚生委員会資料

第154号議案

長崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 手数料の再算定・・・・・・・・・・	4
4 新旧対照表・・・・・・・・・・	5
【参考】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	6 ～ 11

市民健康部
令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則により、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例

条 例	手数料	参考
長崎市動物の愛護及び管理に関する条例	返還手数料	—
	飼養管理手数料	現在は条例で飼養管理費として規定し、手数料の額については規則において規定している。

(3) 参考

長崎市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（犬の抑留）

第17条 市長は、野犬及び第9条第1項第1号の規定による係留をされていない飼い犬（以下、「野犬等」という。）を抑留することができる。

（返還手数料等）

第19条 飼い主は、第17条第1項の規定により抑留された飼い犬を引取る場合には次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を納入しなければならない。

2 改正の内容

(1) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例

ア 手数料の改定

区 分	改正案	現 行
返還手数料	1頭につき 4,900円	1頭につき 3,771円
飼養管理手数料（※）	1頭1日につき 540円	市長が別に定める額

（※）現行の名称は飼養管理費、金額は規則において「1日につき1頭366円」としている。

イ 施行期日

令和8年4月1日

ウ 経過措置

改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に引き取られる飼い犬に係る返還手数料について適用する。

令和 7 年 9 月市議会 環境経済委員会資料

第155号議案

長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正 . . .	2
2 一般廃棄物処理手数料の算定	3～7
3 一般廃棄物処理手数料の減免	8
4 その他	8
5 新旧対照表	9～10

環 境 部

令和 7 年 9 月

1 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正

(1) 一般廃棄物処理手数料改定の概要

本市の使用料・手数料については、その多くが平成4年度に見直しを行って以降、消費税の転嫁を除き改定を行っていないことから、今年度、全庁的な見直しを行う。

その中で、「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」別表に規定する一般廃棄物処理手数料については、平成18年度に見直しを行って以降、消費税の転嫁を除き改定を行っていないことから、使用料、手数料の見直しについての全庁統一的な考え方に則り、手数料を一部見直すことで、受益者負担の適正化及び持続可能な財政運営を図り、持続的な市民サービスの提供につなげる。

(2) 改正内容

ア 改定する一般廃棄物処理手数料と改定額

区分			単位	現行	改定額	増減
ごみ、粗大ごみ等	収集、運搬及び処分	事業活動に伴って生じたごみ	指定袋1袋につき	146円	200円	54円 (37.0%)
		粗大ごみ	1個につき	1m以下、30kg以下 523円	730円	207円 (39.6%)
				1m超～2m未満 30kg超～60kg未満 1,047円	1,460円	413円 (39.4%)
	処分	1回の搬入につき10キログラムまでごとに	62.8円	80円	17.2円 (27.4%)	
犬猫等の死体	収集、運搬及び処分	1体につき	419円	620円	201円 (48.0%)	

イ 施行期日 令和8年4月1日

2 一般廃棄物処理手数料の算定

(1) 算定の考え方

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」であり、使用料・手数料の見直しについての全庁統一的な考え方に則り算定する。

ア 原価（コスト）

（ア） ごみ、粗大ごみ等に係る手数料

原価の算出にあたっては、国が策定した「（改訂）一般廃棄物処理有料化の手引き」を参考としつつ、部門別（収集運搬部門、中間処理部門、最終処分部門）の単価を基礎として算定する。

（イ） 犬猫等死体処理手数料

収集に係る人件費及び物件費を基礎として全庁統一的に用いる算定式により算定する。

イ 受益者負担率

- ・ 手数料は受益者が限定されるため、基本的に受益者負担率は100%
- ・ 市民生活上必要なもので、全国的に民間も同種サービスを提供しているものについては全庁統一的な方針に基づき50%に設定

ウ 激変緩和措置

再算定の結果算出した手数料額について、現行と比較して上り幅が大きい場合は、全庁統一的な方針に基づき、次期見直しまでの間の激変緩和措置を講じる。（現行の額を基準に1.1～2倍を上限に係数を設定）

$\text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担率} \times \text{激変緩和措置係数} = \text{改定額}$

(2) 各手数料の算定

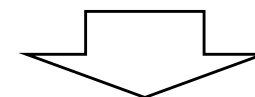
ア 事業活動に伴って生じたごみに係る処理手数料（事業所ごみ処理手数料）

（ア） 原価の算定

費用 種別	部 門	費用
処理 費用	中間処理部門	A 円
	最終処分部門	B 円
	資源化部門	C 円
	収集部門（家庭・事業所分）	D 円
	うち事業所袋諸経費	E 円
	収集部門（粗大分）	F 円
	収集部門（対象外費用）	-
管理 費用	管理部門	-

【算定式】

- | | | |
|---------------------------|-----------|-----|
| ① 収集部門を除いた一般廃棄物処理原価(円) | A+B+C | 【G】 |
| ② 一般廃棄物の処理量(kg) | | 【H】 |
| ③ 収集部門を除いた一般廃棄物処理単価(円/kg) | G/H | 【I】 |
| ④ 粗大ごみを除いた一般廃棄物の収集量(kg) | | 【J】 |
| ⑤ 粗大ごみを除いた一般廃棄物収集単価(円/kg) | (D-E)/J | 【K】 |
| ⑥ 事業所ごみの処理単価(円/kg) | I+K | 【L】 |
| ⑦ 事業所ごみ袋 1 袋当たりの処理単価(円/袋) | L × 7.5kg | 【M】 |
| ⑧ 事業所ごみ袋販売数(袋) | | 【N】 |
| ⑨ 袋1袋当たりの諸経費(円) | E/N | 【O】 |
| ⑩ 事業所ごみ処理手数料（1 袋単価） | M+O | |



（イ） 受益者負担率 100%

事業所ごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）第3条の規定により、事業者自らの責任において適正に処理しなければならないため。

（ウ） 激変緩和措置 1.4倍

146円 × 1.4 = 204円

※ 10袋1組の総価を考慮し設定

現行	146円
（ア）（イ）再算定結果	378円
（ウ） 激変緩和措置 1.4倍	204円
改定額	200円

※単位：指定袋1袋につき

イ 粗大ごみに係る処理手数料

(ア) 原価の算定

費用種別	部 門	費用
処理費用	中間処理部門	A 円
	最終処部門	B 円
	資源化部門	C 円
	収集部門（家庭・事業所分）	D 円
	うち事業所袋諸経費	E 円
	収集部門（粗大分）	F 円
	収集部門（対象外費用）	-
管理費用	管理部門	-

【算定式】

- ① 収集部門を除いた一般廃棄物処理原価(円) $A+B+C$ 【G】
- ② 一般廃棄物の処理量(kg) 【H】
- ③ 収集部門を除いた一般廃棄物処理単価(円/kg) G/H 【I】
- ④ 粗大ごみの収集件数(件) 【J】
- ※60kg未満を30kg以下の2倍と計算
- ⑤ 粗大ごみの収集単価(円/件) F/J 【K】
- ⑥ 粗大ごみ処理手数料(30kg以下)(円) $(I \times 30kg + K) \times \text{受益者負担率}50\%$
- 粗大ごみ処理手数料(60kg未満)(円) $(I \times 60kg + K \times 2) \times \text{受益者負担率}50\%$

(イ) 受益者負担率 50%

法第6条の2第1項の規定により一般廃棄物の処理等の義務が市町村にあることや、市民生活上必要なもので、収集運搬については民間事業者も行っているため。

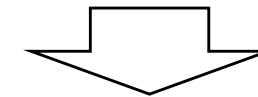
(ウ) 激変緩和措置 1.4倍

- ・ 1m以下、30kg以下

$$523\text{円} \times 1.4 \div 732\text{円}$$

- ・ 1m超～2m未満、30kg超～60kg未満

$$1,047\text{円} \times 1.4 \div 1,465\text{円}$$



区分	1m以下 30kg以下	1m超2m未満 30kg超60kg未満
現行	523円	1,047円
(ア)(イ) 再算定結果	830円	1,660円
(ウ) 激変緩和措置 1.4倍	732円	1,465円
改定額	730円	1,460円

※単位：1個につき

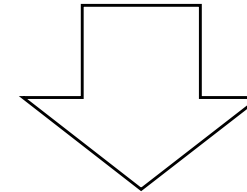
ウ ごみの処分に係る手数料（搬入ごみ処理手数料）

（ア） 原価の算定

費用 種別	部 門	費用
処理 費用	中間処理部門	A 円
	最終処分部門	B 円
	資源化部門	C 円
	収集部門（家庭・事業所分）	D 円
	うち事業所袋諸経費	E 円
	収集部門（粗大分）	F 円
	収集部門（対象外費用）	-
管理 費用	管理部門	-

【算定式】

- ① 収集部門を除いた一般廃棄物処理原価(円) $A+B+C$ 【G】
- ② 一般廃棄物の処理量(kg) 【H】
- ③ 収集部門を除いた一般廃棄物処理単価(円/kg) G/H 【I】
- ④ 搬入ごみ処理手数料(円/10kg) $I \times 10\text{kg}$



（イ） 受益者負担率 100%

搬入ごみの約99%は事業所から排出されたものであり、事業所ごみは、法第3条の規定により、事業者自らの責任において適正に処理しなければならないため。

（ウ） 激変緩和措置 1.4倍

$$62.8\text{円} \times 1.4 \div 87\text{円}$$

※ 1回の搬入に係る中央値（290kg）から搬入ごみ処理手数料の総価を考慮し設定

現行	62.8円
（ア）（イ）再算定結果	203円
（ウ）激変緩和措置 1.4倍	87円
改定額	80円

※単位：1回の搬入につき10キログラムまでごとに

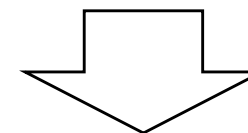
エ 犬猫等の死体処理に係る手数料

(ア) 原価の算定

【算定式】

(1分あたりの人件費×平均処理時間＋直接物件費) ÷ 年間平均処理件数

※手数料の見直しにあたり全庁統一的に用いる算定式により算定



(イ) 受益者負担率 100%

(ウ) 激変緩和措置 1.5倍 419円 × 1.5 ≒ 628円

現行	419円
(ア)(イ)再算定結果	2,183円
(ウ)激変緩和措置 1.5倍	628円
改定額	620円

※単位：1体につき

3 一般廃棄物処理手数料の減免

一般廃棄物処理手数料の見直しに合わせ、当該手数料に係る減免ができる特別の理由及び減免する額について、次のとおり「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則」に規定する。

(1) 水火災その他非常災害により被害を受けた家財等の一般廃棄物を処理するとき : 全額

※減免に係る申請時に、り災証明書の添付が必要

(2) 奉仕活動を行う者が地域の清掃によって収集した一般廃棄物を処理するとき : 全額

※地域清掃実施計画書を提出した者及びアダプトプログラムの里親登録団体を対象とする。

(3) その他市長が特別な理由があると認めるとき : 市長が定める額

4 その他

(1) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、全庁的な方針に基づき、原則として5年毎に実施する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

(2) し尿処理手数料の改定について

今後のし尿収集業務の委託化の状況も踏まえながら、見直しの検討を行う。

第156号議案

長崎市有墓地条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正の内容	3 ~ 5
3 改正の影響	6
4 新旧対照表	7

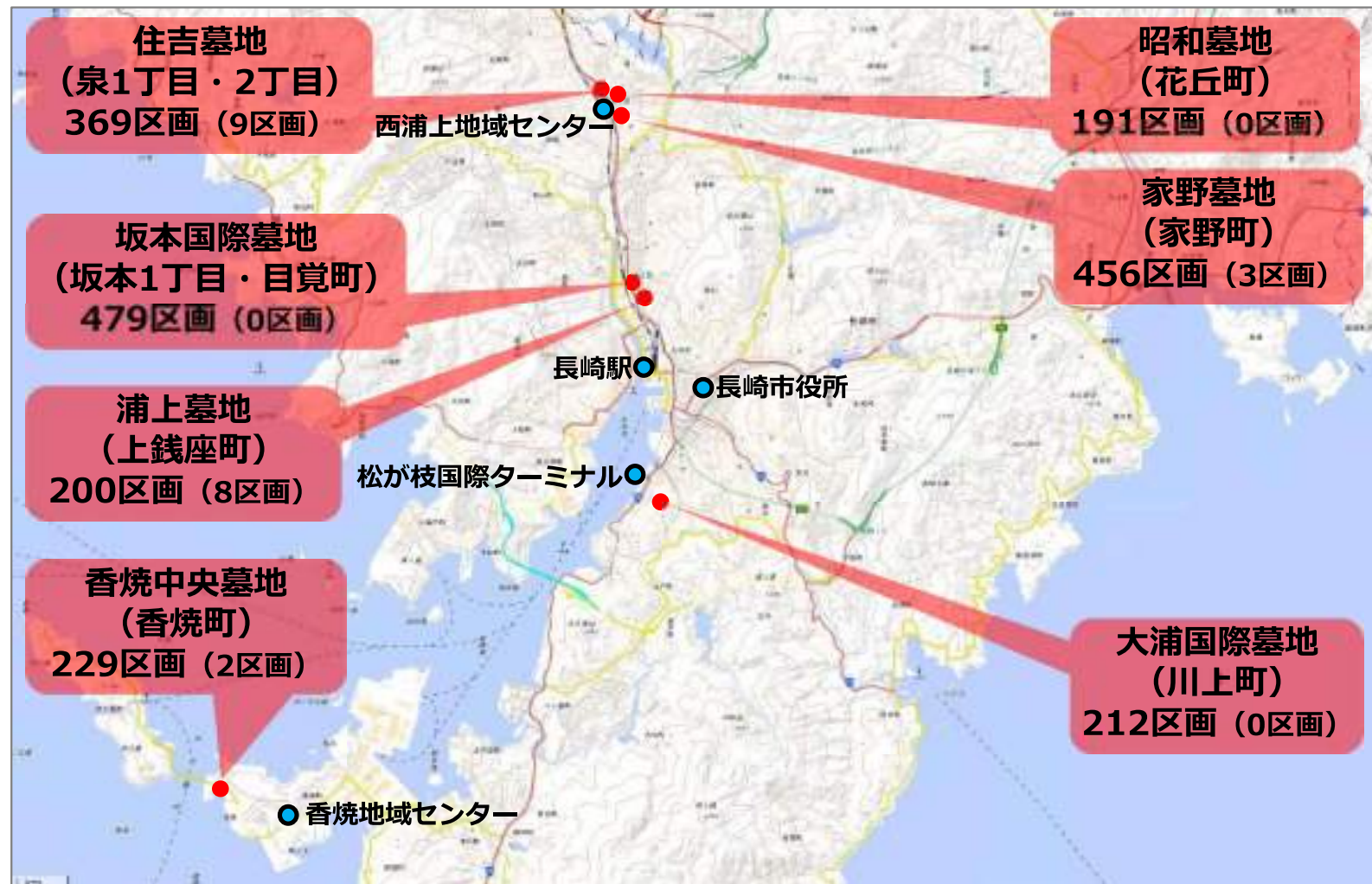
財 務 部
令和 7 年 9 月

1 改正の概要

(1) 概 要

長崎市有墓地の使用料については、平成6年度以降改定していないが、受益者負担の適正化を図るため改定するもの。

(2) 対象墓地



※ () 内の数値は、各墓地の空き区画数を表す

出典：国土地理院地図（「各市有墓地の名称、町名、区画数」「長崎市役所」「長崎駅」「松が枝国際ターミナル」「西浦上地域センター」「香焼地域センター」及び図を追記して作成）

2 改正の内容

(1) 改正案の算定根拠（第6条関係）

平成6年度の改定時に実施した不動産鑑定評価を基に算出した永代使用権価格に、現在までの地価変動を考慮した額の平均額を使用料とする。

施設名称	① 永代使用権価格	② 地価変動割合 ※2	③ (①×②)	④ 使用料改定案 (③の平均)	⑤ 現行使用料	増減額 (④-⑤)
浦上墓地	96,000円/㎡	0.604	57,984円/㎡	72,480円/㎡	48,000円/㎡	+ 24,480円/㎡
昭和墓地	128,000円/㎡		77,312円/㎡		60,000円/㎡	+12,480円/㎡
住吉墓地	117,000円/㎡		70,668円/㎡		60,000円/㎡	+12,480円/㎡
家野墓地	119,000円/㎡		71,876円/㎡		60,000円/㎡	+12,480円/㎡
坂本国際墓地	140,000円/㎡		84,560円/㎡		70,000円/㎡	+2,480円/㎡
大浦国際墓地 ※1	-	-	-	72,480円/㎡	70,000円/㎡	+ 2,480円/㎡
香焼中央墓地 ※1	-	-	-		400,000円/区画 (83,333円/㎡)	▲52,096円/区画 (▲10,853円/㎡)

※1：平成6年度改定時には大浦国際墓地は調査対象から除外し、香焼中央墓地は市町村合併前の旧香焼町の管理下であったため、不動産鑑定評価を基にした永代使用権価格を算出していない。

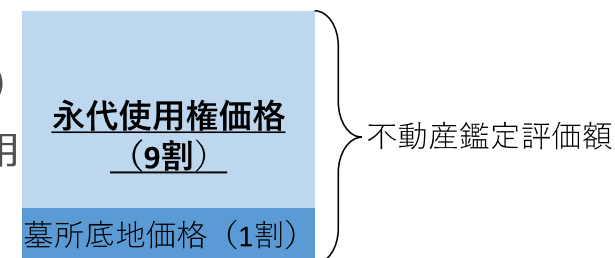
※2：長崎県内の平成6年と令和6年の地価平均価格を用いて算出した割合

$$25,500\text{円/㎡ (R6)} \div 42,200\text{円/㎡ (H6)} \div 0.604$$

2 改正の内容

ア 使用料改定の考え方

(ア) 市有墓地の使用料は土地を永続的に使用するための権利（永代使用权）に対する料金であるため、不動産鑑定評価額の9割とされている永代使用权価格を基に算出した。



(算出方法)

永代使用权価格 × 地価変動割合

(イ) 平成6年度の改定では、使用料は民間墓地及び他都市の状況等を勘案し永代使用权価格の5割としたが、今回の改定では民間墓地と他都市の状況等を勘案した結果、前回と同様の5割の減額はしないこととした。

(ウ) 市有墓地は用途が限られ受ける便益に差異はなく、市民にとって分かりやすいため使用料を統一した。

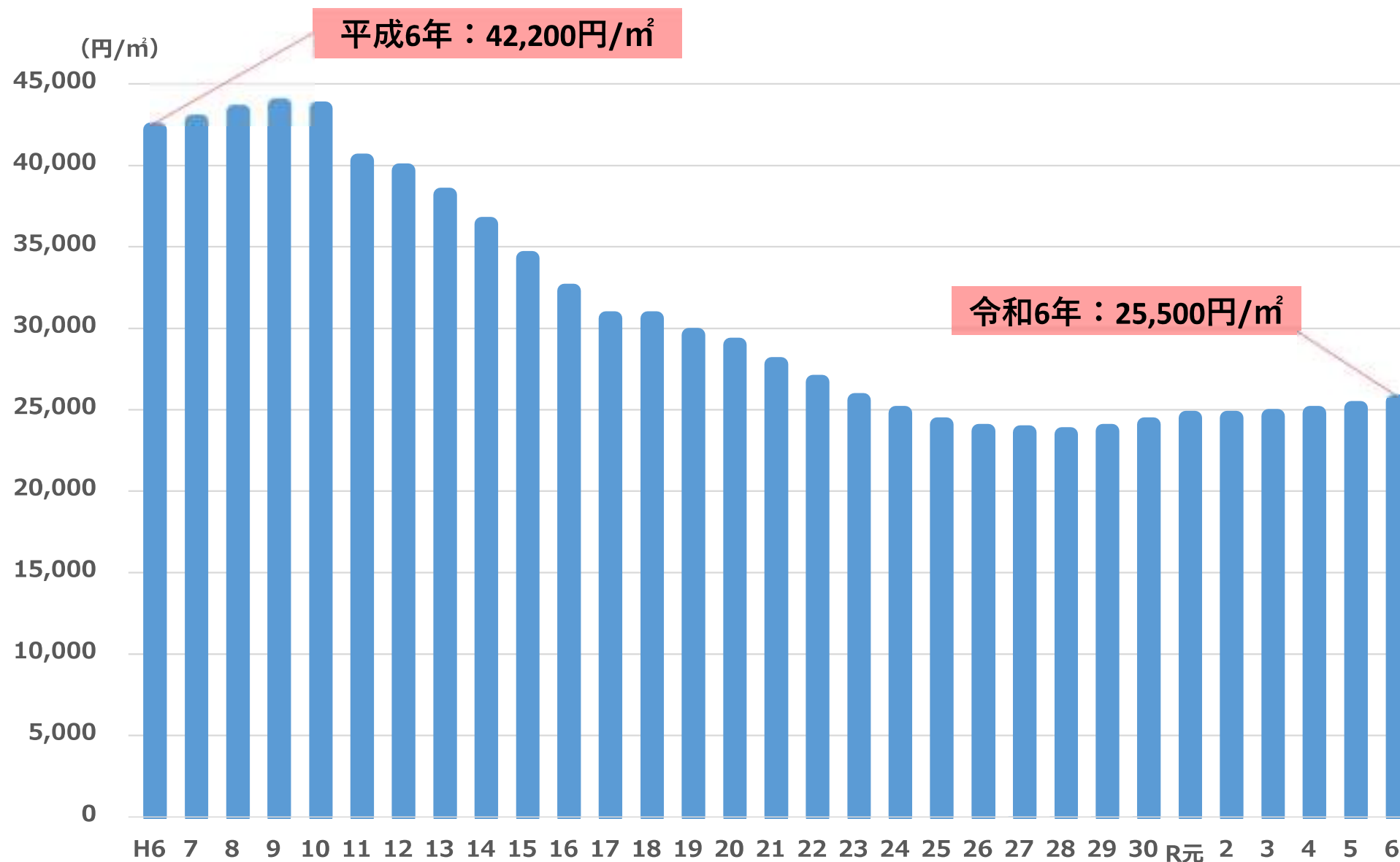
(2) 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(3) (参考) 地価平均価格

「令和6年長崎県地価調査の結果について」から抜粋



3 改正の影響

(1) 過去5年間の実績における比較

年度	利用許可 区画数	① 現行の使用料による 使用料合計額	② 改定後の使用料による 使用料合計額	差額 (②－①)
令和2年度	4	2,042,200円	2,331,660円	289,460円
令和3年度	5	3,025,200円	3,654,420円	629,220円
令和4年度	5	3,136,120円	3,838,510円	702,390円
令和5年度	3	1,634,200円	1,838,800円	204,600円
令和6年度	3	1,515,000円	1,830,110円	315,110円
合計	20	11,352,720円	13,493,500円	2,140,780円
年度平均	4	2,270,544円	2,698,700円	428,156円
区画平均	1	567,636円	674,675円	107,039円

第157号議案

長崎市もみじ谷葬斎場条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 使用料の再算定・・・・・・・・・・	4～7
4 新旧対照表・・・・・・・・・・	8
【参考1】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	9～14
【参考2】使用料の改定・・・・・・・・・・	15～16

市 民 生 活 部

令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（市民生活部所管分）

条 例	施設名
長崎市もみじ谷葬斎場条例	長崎市もみじ谷葬斎場

2 改正の内容

(1) 長崎市もみじ谷葬斎場

ア 使用料（利用料金の基準額）の改定（別表（第4条関係））

（単位：円）

区 分			単位	現 行	改正案
（時津・長与町を含む） 市内	一般	遺体（12歳以上）	1体	6,000	7,800
	小人	遺体（12歳未満）	1体	4,000	5,200
	その他	死産児	1体	2,000	2,600
		埋葬遺骨	1体	2,000	2,600
		肢体等	1体	2,000	2,600
		産汚物	1個	2,000	2,600
市外	一般	遺体（12歳以上）	1体	30,000	39,000
	小人	遺体（12歳未満）	1体	20,000	26,000
	その他	死産児	1体	10,000	13,000
		埋葬遺骨	1体	10,000	13,000
		肢体等	1体	10,000	13,000
		産汚物	1個	10,000	13,000
高島		霊きゅう自動車	1回	7,260	9,430

イ 施行期日

令和8年4月1日

改正後の規定は施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、
同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月市議会 建設水道委員会資料
第160号議案

長崎市都市公園条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2 ～ 4
2 改正の内容	5 ～ 28
3 施行期日	28
4 経過措置	28
5 使用料及び利用料金の基準の再算定	29 ～ 45
6 新旧対照表	46 ～ 101
【参考 1】使用料・手数料の算定方針	102 ～ 107
【参考 2】使用料の改定	108 ～ 109
【参考 3】指定管理者制度導入施設への対応について . .	110 ～ 112

土 木 部
令 和 7 年 9 月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料（利用料金の基準）及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象施設

公園名	施設名	施設カテゴリー	受益者負担率
立山公園	立山市民運動場	公園施設（スポーツ施設）	50%
平和公園	長崎市営庭球場	公園施設（スポーツ施設）	50%
	長崎市営弓道場		
	長崎市営陸上競技場		
	長崎市営ソフトボール場		
	長崎市営ラグビー・サッカー場		
	長崎市平和会館	ホール型施設	50%
東望山公園	東望山運動場	公園施設（スポーツ施設）	50%
稲佐山公園	稲佐山公園野外ステージ	公園施設（屋外ステージ）	50%
	稲佐山公園展望台駐車場	公園施設（スロープカー）	100% ～
	長崎稲佐山スロープカー		
長崎東公園	長崎東公園運動場	公園施設（スポーツ施設）	50%
	長崎東公園コミュニティ体育館		
	長崎東公園庭球場		
	長崎東公園コミュニティプール		

1 改正の概要

(2) 対象施設

公園名	施設名	施設カテゴリー	受益者負担率
小江原台近隣公園	小江原台近隣公園庭球場	公園施設 (スポーツ施設)	50%
長崎市総合運動公園	長崎市総合運動公園かきどまり庭球場	公園施設 (スポーツ施設)	50%
	長崎市総合運動公園かきどまり野球場		
	長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場		
	長崎市総合運動公園かきどまり補助競技場		
	長崎市総合運動公園かきどまり投てき練習場		
田中町公園	田中町ソフトボール場	公園施設 (スポーツ施設)	50%
えがわ運動公園	えがわ運動公園庭球場	公園施設 (スポーツ施設)	50%
香焼総合公園	香焼総合公園運動場	公園施設 (スポーツ施設)	50%
	香焼総合公園庭球場		
元宮公園	元宮公園運動場	公園施設 (スポーツ施設)	50%
	元宮公園庭球場		
	三和少年交流センター	自主学習・研修施設	25%

1 改正の概要

(3) 対象施設の受益者負担率

受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、 <u>公園施設（入ロ-フカ-）</u> ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエ-ション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、 <u>公園施設（スポーツ施設）</u> 博物館、こども遊戯施設 <u>ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）</u>	受益者負担率：75%
受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 <u>自主学習・研修施設</u> その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

ア 行為等使用料（別表第2第3項（第10条関係））

現 行	改正案																																								
<table><tr><th>行為の種類</th><th>単位</th><th>金額（円）</th></tr><tr><td rowspan="2">業として行う写真撮影</td><td>1日</td><td>104</td></tr><tr><td>1月</td><td>1,613</td></tr><tr><td>行商その他これらに類するもの</td><td>1日</td><td>261</td></tr><tr><td>興行</td><td>1平方メートルにつき1日</td><td>18</td></tr><tr><td>広告物の掲出</td><td>広告表示面積1平方メートルにつき1日</td><td>1,613</td></tr><tr><td>集会、展示会、博覧会その他これらに類するもの</td><td>1平方メートルにつき1日</td><td>12</td></tr></table> 使用料の額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないもの又はその期間に1月末満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、1月を30日とした日割計算をする。	行為の種類	単位	金額（円）	業として行う写真撮影	1日	104	1月	1,613	行商その他これらに類するもの	1日	261	興行	1平方メートルにつき1日	18	広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,613	集会、展示会、博覧会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12	<table><tr><th>行為の種類</th><th>単位</th><th>金額（円）</th></tr><tr><td rowspan="2">業として行う写真又は映画の撮影</td><td>1日</td><td>200</td></tr><tr><td>1月</td><td>3,100</td></tr><tr><td>行商、募金その他これらに類するもの</td><td>1日</td><td>390</td></tr><tr><td>興行</td><td>1平方メートルにつき1日</td><td>36</td></tr><tr><td>広告物の掲出</td><td>広告表示面積1平方メートルにつき1日</td><td>2,250</td></tr><tr><td>集会、展示会その他これらに類するもの</td><td>1平方メートルにつき1日</td><td>24</td></tr></table> 使用料の額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないもの又はその期間に1月末満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、<u>その日数に200円を乗じて得た額とする。</u>	行為の種類	単位	金額（円）	業として行う写真又は映画の撮影	1日	200	1月	3,100	行商、募金その他これらに類するもの	1日	390	興行	1平方メートルにつき1日	36	広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	2,250	集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	24
行為の種類	単位	金額（円）																																							
業として行う写真撮影	1日	104																																							
	1月	1,613																																							
行商その他これらに類するもの	1日	261																																							
興行	1平方メートルにつき1日	18																																							
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,613																																							
集会、展示会、博覧会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12																																							
行為の種類	単位	金額（円）																																							
業として行う写真又は映画の撮影	1日	200																																							
	1月	3,100																																							
行商、募金その他これらに類するもの	1日	390																																							
興行	1平方メートルにつき1日	36																																							
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	2,250																																							
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	24																																							

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

イ 施設使用料

(ア) 立山市民運動場、長崎市営ソフトボール場、東望山運動場、田中町ソフトボール場、香焼総合公園運動場及び元宮公園運動場（別表第2第4項第1号（第10条関係））

現 行								改正案	
ア 運動場又はソフトボール場								1 時間あたり178円	
区 分	利用 時間 使用 料	6時 ～8時	8時 ～10時	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	16時 ～18時	18時 ～21時	
	3/1～10/31	356円	356円	356円	356円	356円	356円	534円	
	11/1～ 翌年2/末日								
準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額									
イ 附属設備								1 時間あたり963円	
区 分	利用時間 使用 料					18時 ～21時	19時 ～21時		
	夜間照明設備	3/1～10/31						1,927円	
		11/1～ 翌年2/末日				2,891円			

区 分	金額（1時間につき）
運動場又はソフトボール場	350円
照明設備	1,240円

準備、リハーサル等に利用する場合（照明設備の金額は除く）は、表の5割に相当する額

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(イ) 長崎市営庭球場（別表第2第4項第2号（第10条関係））

現 行		改正案																																						
ア テニスコート		1時間あたり 523円																																						
(単位：円)																																								
<table><tr><td rowspan="2">区分</td><td>利用時間</td><td>8時 ～10時</td><td>10時 ～12時</td><td>12時 ～14時</td><td>14時 ～16時</td><td>16時 ～18時</td><td>18時 ～21時</td></tr><tr><td>使用料 (1コートにつき)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>一般</td><td></td><td>1,047</td><td>1,047</td><td>1,047</td><td>1,047</td><td>1,047</td><td>1,571</td></tr><tr><td>小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒</td><td></td><td>523</td><td>523</td><td>523</td><td>523</td><td>523</td><td>785</td></tr></table>		区分	利用時間	8時 ～10時	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	16時 ～18時	18時 ～21時	使用料 (1コートにつき)							一般		1,047	1,047	1,047	1,047	1,047	1,571	小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		523	523	523	523	523	785	<table><tr><th>区 分</th><th>金額（1時間につき）</th></tr><tr><td>テニスコート（1コートにつき）</td><td>700円</td></tr><tr><td>照明設備（1コートにつき）</td><td>500円</td></tr></table>		区 分	金額（1時間につき）	テニスコート（1コートにつき）	700円	照明設備（1コートにつき）	500円
区分	利用時間		8時 ～10時	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	16時 ～18時	18時 ～21時																																
	使用料 (1コートにつき)																																							
一般		1,047	1,047	1,047	1,047	1,047	1,571																																	
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		523	523	523	523	523	785																																	
区 分	金額（1時間につき）																																							
テニスコート（1コートにつき）	700円																																							
照明設備（1コートにつき）	500円																																							
準備、リハーサル等を利用する場合は、表の4割に相当する額		小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒の区分は廃止																																						
		準備、リハーサル等を利用する場合（照明設備の金額は除く）は、表の5割に相当する額																																						
イ 附属設備																																								
<table><tr><td rowspan="2">区分</td><td>利用時間</td><td>1時間</td></tr><tr><td>使用料 (1コートにつき)</td><td></td></tr><tr><td>照明設備</td><td></td><td>410円</td></tr></table>		区分	利用時間	1時間	使用料 (1コートにつき)		照明設備		410円																															
区分	利用時間		1時間																																					
	使用料 (1コートにつき)																																							
照明設備		410円																																						

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(ウ) 元宮公園庭球場（別表第2第4項第3号（第10条関係））

現 行		改正案																					
ア テニスコート		1時間あたり 209円																					
		(単位：円)																					
<table><tr><td rowspan="2">利用時間</td><td>8時</td><td>10時</td><td>12時</td><td>14時</td><td>16時</td><td>18時</td></tr><tr><td>～10時</td><td>～12時</td><td>～14時</td><td>～16時</td><td>～18時</td><td>～21時</td></tr><tr><td>使用料 (1コートにつき)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		利用時間	8時	10時	12時	14時	16時	18時	～10時	～12時	～14時	～16時	～18時	～21時	使用料 (1コートにつき)								
利用時間	8時		10時	12時	14時	16時	18時																
	～10時	～12時	～14時	～16時	～18時	～21時																	
使用料 (1コートにつき)																							
区分																							
一般		419	419	419	419	628																	
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		209	209	209	209	314																	

準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額

区 分	金額（1時間につき）		-----------------	------------		テニスコート（1コートにつき）	410円		照明設備（1コートにつき）	500円	小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒の区分は廃止 準備、リハーサル等に利用する場合（照明設備の金額は除く）は、表の5割に相当する額			イ 附属設備		1時間あたり419円							
					------------------	------	------		利用時間	18時	19時			～21時	～21時		使用料 (1コートにつき)						
区分																							
夜間照 3/1～10/31			838円																				
明設備 11/1～翌年2/末日		1,257円																					

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(工) 小江原台近隣公園庭球場、えがわ運動公園庭球場及び香焼総合公園庭球場（別表第2第4項第4号（第10条関係））

現 行		改正案																																																																													
1時間あたり 209円 (単位：円) <table><tr><th rowspan="2">使用料 (1コートにつき)</th><th rowspan="2">利用時間</th><th>8時 ～10時</th><th>10時 ～12時</th><th>12時 ～14時</th><th>14時 ～16時</th><th>16時 ～18時</th><th>18時 ～19時</th></tr><tr><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="4">一般</td><td>3/1～4/30 及び 9/1～9/30</td><td>419</td><td>419</td><td>419</td><td>419</td><td>419</td><td></td></tr><tr><td>5/1～8/31</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>628</td></tr><tr><td>10/1～翌年2/末日</td><td></td><td></td><td></td><td>628</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">小学校の児童、中学校の 生徒又は高等学校の生徒</td><td>3/1～4/30 及び 9/1～9/30</td><td>209</td><td>209</td><td>209</td><td>209</td><td>209</td><td></td></tr><tr><td>5/1～8/31</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>314</td></tr><tr><td>10/1～翌年2/末日</td><td></td><td></td><td></td><td>314</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額		使用料 (1コートにつき)	利用時間	8時 ～10時	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	16時 ～18時	18時 ～19時							一般	3/1～4/30 及び 9/1～9/30	419	419	419	419	419		5/1～8/31						628	10/1～翌年2/末日				628										小学校の児童、中学校の 生徒又は高等学校の生徒	3/1～4/30 及び 9/1～9/30	209	209	209	209	209		5/1～8/31						314	10/1～翌年2/末日				314										<table><tr><th>区 分</th><th>金額（1時間につき）</th></tr><tr><td>テニスコート（1コートにつき）</td><td>410円</td></tr></table> 小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒の区分は廃止 準備、リハーサル等に利用する場合は、表の5割に相当する額		区 分	金額（1時間につき）	テニスコート（1コートにつき）	410円
使用料 (1コートにつき)	利用時間			8時 ～10時	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	16時 ～18時	18時 ～19時																																																																						
一般	3/1～4/30 及び 9/1～9/30	419	419	419	419	419																																																																									
	5/1～8/31						628																																																																								
	10/1～翌年2/末日				628																																																																										
小学校の児童、中学校の 生徒又は高等学校の生徒	3/1～4/30 及び 9/1～9/30	209	209	209	209	209																																																																									
	5/1～8/31						314																																																																								
	10/1～翌年2/末日				314																																																																										
区 分	金額（1時間につき）																																																																														
テニスコート（1コートにつき）	410円																																																																														

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(才) 長崎市宮弓道場（別表第2第4項第5号（第10条関係））

現 行

(単位：円)

利用時間		1時間	午前 (8時～12時)	午後 (12時～17時)	1日 (8時～17時)
区分	使用料				
一般	団体（10人以上）	209	649	963	1,309
	個人	52	104	125	209
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	団体（10人以上）	104	314	481	649
	個人	31	52	73	104

準備、リハーサル等に利用する場合（団体の利用に限る）は、表の4割に相当する額

改正案

(単位：円)

区 分		金額
専用の利用の場合		1時間につき 820
個人の利用の場合	一般	1回につき 240
	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	1回につき 120

団体区分を廃止し、専用の利用の区分を新設

準備、リハーサル等に利用する場合（専用の利用に限る）は、表の5割に相当する額

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(力) 長崎市営陸上競技場（別表第2第4項第6号（第10条関係））

現 行					改正案	
(単位：円)						
区分	利用時間 使用料	1時間	午前 (8時～12時)	午後 (12時～17時)	金額（1時間につき）	
				1日 (8時～17時)		
一般		649	1,938	2,619	900円	
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		314	963	1,330		
準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額					小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒の区分は廃止	
					準備、リハーサル等に利用する場合は、表の5割に相当する額	

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(キ) 長崎市営ラグビー・サッカー場（別表第2第4項第7号（第10条関係））

現 行		改正案																																																																					
ア ラグビー・サッカー場		(単位：円)																																																																					
1時間あたり1,571円		(単位：円)																																																																					
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">利用時間</th><th colspan="6">使用料</th></tr><tr><th>8時 ～10時</th><th>10時 ～12時</th><th>12時 ～14時</th><th>14時 ～16時</th><th>16時 ～18時</th><th>18時 ～21時</th></tr><tr><th>区分</th><th></th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">入場料等一般</td><td>を徴収しない場合</td><td>3,142</td><td>3,142</td><td>3,142</td><td>3,142</td><td>3,142</td><td>4,714</td></tr><tr><td>小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒</td><td>1,571</td><td>1,571</td><td>1,571</td><td>1,571</td><td>1,571</td><td>2,357</td></tr><tr><td colspan="2">入場料等を徴収する場合</td><td colspan="6">入場料等を徴収しない場合の使用料の2倍相当額</td></tr><tr><td colspan="2">半面使用の場合</td><td colspan="6">上記使用料の2分の1相当額</td></tr></table>		利用時間		使用料						8時 ～10時	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	16時 ～18時	18時 ～21時	区分								入場料等一般	を徴収しない場合	3,142	3,142	3,142	3,142	3,142	4,714	小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	1,571	1,571	1,571	1,571	1,571	2,357	入場料等を徴収する場合		入場料等を徴収しない場合の使用料の2倍相当額						半面使用の場合		上記使用料の2分の1相当額						<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>金額（1時間につき）</th></tr><tr><td rowspan="3">ラグビー・サッカー場</td><td>入場料等の徴収をしない場合</td><td>1,650</td></tr><tr><td>入場料等の徴収をする場合</td><td>3,300</td></tr><tr><td>半面使用の場合</td><td>上記使用料の2分の1に相当する額</td></tr><tr><td rowspan="2">照明設備</td><td>全基使用の場合</td><td>6,470</td></tr><tr><td>4基使用の場合</td><td>3,700</td></tr></table>		区 分		金額（1時間につき）	ラグビー・サッカー場	入場料等の徴収をしない場合	1,650	入場料等の徴収をする場合	3,300	半面使用の場合	上記使用料の2分の1に相当する額	照明設備	全基使用の場合	6,470	4基使用の場合	3,700
利用時間				使用料																																																																			
		8時 ～10時	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	16時 ～18時	18時 ～21時																																																																
区分																																																																							
入場料等一般	を徴収しない場合	3,142	3,142	3,142	3,142	3,142	4,714																																																																
	小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	1,571	1,571	1,571	1,571	1,571	2,357																																																																
入場料等を徴収する場合		入場料等を徴収しない場合の使用料の2倍相当額																																																																					
半面使用の場合		上記使用料の2分の1相当額																																																																					
区 分		金額（1時間につき）																																																																					
ラグビー・サッカー場	入場料等の徴収をしない場合	1,650																																																																					
	入場料等の徴収をする場合	3,300																																																																					
	半面使用の場合	上記使用料の2分の1に相当する額																																																																					
照明設備	全基使用の場合	6,470																																																																					
	4基使用の場合	3,700																																																																					
準備、リハーサル等を利用する場合は、表の4割に相当する額		小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒の区分は廃止																																																																					
イ 附属設備		1時間あたり（全基）5,657円																																																																					
1時間あたり（全基）5,657円		(単位：円)																																																																					
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">利用時間</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><th>18時 ～21時</th><th>19時 ～21時</th></tr><tr><th>区分</th><th></th><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">夜間照明設備</td><td>3/1～10/31</td><td>全基使用の場合</td><td>11,314</td></tr><tr><td></td><td>4基使用の場合</td><td>5,657</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>11/1～翌年2/末日</td><td>全基使用の場合</td><td>16,971</td></tr><tr><td></td><td>4基使用の場合</td><td>8,485</td></tr></table>		利用時間		使用料		18時 ～21時	19時 ～21時	区分				夜間照明設備	3/1～10/31	全基使用の場合	11,314		4基使用の場合	5,657		11/1～翌年2/末日	全基使用の場合	16,971		4基使用の場合	8,485																																														
利用時間				使用料																																																																			
		18時 ～21時	19時 ～21時																																																																				
区分																																																																							
夜間照明設備	3/1～10/31	全基使用の場合	11,314																																																																				
		4基使用の場合	5,657																																																																				
	11/1～翌年2/末日	全基使用の場合	16,971																																																																				
		4基使用の場合	8,485																																																																				

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(ク) 三和少年交流センター（別表第3（第10条関係））

現 行			改正案		
(単位：円)			(単位：円)		
区分	9時～22時（1時間につき）	22時～翌日9時	区分	9時～22時（1時間につき）	22時～翌日9時
大研修室	880	5,500	大研修室	1,840	10,070
小研修室	660		小研修室	1,230	
和室	324		和室	640	

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

ウ 利用料金の基準

(ア) 稲佐山公園野外ステージ（別表第4第1項（第26条関係））

現 行

(単位：円)

区分		利用時間		9時30分	17時～21時	9時30分	
		～16時		～21時		～21時	
野外ステージ	入場料等を徴収しない場合	平日	9,711	12,948	20,501		
		土日祝日	12,403	16,720	26,431		
	入場料等を徴収する場合	最高の入場料等が2,095円未満	平日	29,134	38,845	61,505	
		最高の入場料等が2,095円未満	土日祝日	37,221	50,170	79,304	
		最高の入場料等が2,095円以上	平日	77,691	103,588	164,015	
		最高の入場料等が2,095円以上	土日祝日	99,272	133,801	211,493	
リハーサル室	平日	1時間につき 377円					
	土日祝日	1時間につき 534円					

準備、リハーサル等に利用する場合は、次のとおりとする。

(1)利用時間の全ての時間を準備などに利用する場合は表の4割に相当する額

(2)9時30分～21時まで利用する場合に、16時以降から21時より前まで準備等に利用する場合は、利用料金から表の9時30分～16時の金額の6割に相当する額を減じた額とする

改正案

(単位：円)

区分		利用時間		9時30分	17時～21時	9時30分	
		～16時		～21時		～21時	
野外ステージ	入場料等を徴収しない場合	平日	13,585	16,800	28,635		
		土日祝日	17,355	21,720	34,270		
	入場料等を徴収する場合	最高の入場料等が2,095円未満	平日	37,830	50,480	79,925	
		最高の入場料等が2,095円未満	土日祝日	48,360	60,200	103,040	
		最高の入場料等が2,095円以上	平日	93,210	124,280	196,765	
		最高の入場料等が2,095円以上	土日祝日	119,080	160,560	253,690	
リハーサル室	平日	1時間につき 560円					
	土日祝日	1時間につき 740円					

準備、リハーサル等に利用する場合は、次のとおりとする。

(1)利用時間の全ての時間を準備などに利用する場合は表の5割に相当する額

(2)9時30分～21時まで利用する場合に、16時以降から21時より前まで準備等に利用する場合は、利用料金から表の9時30分～16時の金額の5割に相当する額を減じた額とする

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(イ) 稲佐山公園展望台駐車場（別表第4第2項（第26条関係））

現 行	改正案														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通自動車</td><td rowspan="4">30分までごと 100円</td></tr> <tr> <td>小型自動車</td></tr> <tr> <td>軽自動車</td></tr> <tr> <td>二輪自動車</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	普通自動車	30分までごと 100円	小型自動車	軽自動車	二輪自動車	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通自動車</td><td rowspan="4">1回につき 1,000円</td></tr> <tr> <td>小型自動車</td></tr> <tr> <td>軽自動車</td></tr> <tr> <td>二輪自動車</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	普通自動車	1回につき 1,000円	小型自動車	軽自動車	二輪自動車
区分	金額														
普通自動車	30分までごと 100円														
小型自動車															
軽自動車															
二輪自動車															
区分	金額														
普通自動車	1回につき 1,000円														
小型自動車															
軽自動車															
二輪自動車															

(ウ) 長崎稲佐山スロープカー（別表第4第3項（第26条関係））

現 行

(単位：円)

区分	個人		団体 (15人以上)	
	片道	往復	片道	往復
一般	300	500	240	400
高等学校又は中学校の生徒	220	370	170	290
小児	150	250	120	200

改正案

(単位：円)

区分	金額	
	片道	往復
一般	600	1,000
小児	300	500

高等学校又は中学校の生徒の区分及び団体金額は廃止

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(工) 長崎東公園運動場（別表第5第1項（第26条関係））

現 行		改正案	
(1) 運動場 1 時間あたり178円			
区分	利用 時間	6時 ～8時	8時 ～10時
	金額		
	3/1～10/31	356円	356円
区分	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時
	金額		
	11/1～翌年2/末日	356円	356円
区分	16時 ～18時	18時 ～21時	
	金額		
	3/1～10/31	356円	534円
区分	11/1～翌年2/末日		
	金額		
準備、リハーサル等を利用する場合は、表の4割に相当する額			
(2) 附属設備 1 時間あたり963円			
区分	利用時間	18時 ～21時	19時 ～21時
	金額		
	3/1～10/31		1,927円
区分	11/1～翌年2/末日	2,891円	
	金額		
準備、リハーサル等を利用する場合（照明設備の金額は除く） は、表の5割に相当する額			

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(オ) 長崎東公園コミュニティ体育館（別表第5第2項（第26条関係））

現 行					改正案																															
(1) 競技場 ア 専用の利用 (単位：円)					(1) 競技場 ア 専用の利用 (単位：円)																															
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">利用時間 区分</th><th>9時～12時</th><th>13時～17時</th><th>18時～21時</th></tr><tr><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="2">体育に利用する 場合</td><td>平日</td><td>3,080</td><td>4,756</td><td>6,421</td></tr><tr><td>土日祝日</td><td>4,756</td><td>6,296</td><td>7,836</td></tr><tr><td rowspan="2">体育以外に利 用する場合</td><td>平日</td><td>6,987</td><td>12,812</td><td>15,148</td></tr><tr><td>土日祝日</td><td>8,150</td><td>15,148</td><td>18,647</td></tr></table>					利用時間 区分		9時～12時	13時～17時	18時～21時				体育に利用する 場合	平日	3,080	4,756	6,421	土日祝日	4,756	6,296	7,836	体育以外に利 用する場合	平日	6,987	12,812	15,148	土日祝日	8,150	15,148	18,647	<table><tr><th>区 分</th><th>金額（1時間につき）</th></tr><tr><td>専用の利用の場合</td><td>2,210</td></tr></table>		区 分	金額（1時間につき）	専用の利用の場合	2,210
利用時間 区分		9時～12時	13時～17時	18時～21時																																
体育に利用する 場合	平日	3,080	4,756	6,421																																
	土日祝日	4,756	6,296	7,836																																
体育以外に利 用する場合	平日	6,987	12,812	15,148																																
	土日祝日	8,150	15,148	18,647																																
区 分	金額（1時間につき）																																			
専用の利用の場合	2,210																																			
準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額					準備、リハーサル等に利用する場合（ <u>専用</u> の利用に限る）は、表の <u>5割</u> に相当する額																															
					※条例上はア 専用の利用とイ 練習の利用を一表とする。																															

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(オ) 長崎東公園コミュニティ体育館（別表第5第2項（第26条関係））

現 行

(1) 競技場
イ 練習の利用
(単位：円)

		利用時間				
		10時 ～12時	13時 ～15時	15時 ～17時	17時 ～19時	19時 ～21時
卓球（1台につき）	小学校の児童又は中学校の生徒	62	62	62	73	73
	高等学校の生徒	157	157	157	188	188
	一般	314	314	314	377	377
バドミントン（1面につき）	小学校の児童又は中学校の生徒	125	125	125	136	136
	高等学校の生徒	251	251	251	282	282
	一般	513	513	513	576	576
バレーボール（1面につき）	小学校の児童又は中学校の生徒	314	314	314	377	377
	高等学校の生徒	639	639	639	764	764
	一般	1,288	1,288	1,288	1,540	1,540
バスケットボール（1面につき）	小学校の児童又は中学校の生徒	314	314	314	377	377
	高等学校の生徒	639	639	639	764	764
	一般	1,288	1,288	1,288	1,540	1,540
その他（1人につき）	小学校の児童又は中学校の生徒	41	41	41	52	52
	高等学校の生徒	94	94	94	104	104
	一般	188	188	188	209	209

改正案

(1) 競技場
イ 練習の利用
(単位：円)

区 分		金額（1時間につき）
練習の利用の場合	卓球（1台につき）	310
	バドミントン（1面につき）	380
	バレーボール（1面につき）	900
	バスケットボール（1面につき）	900

小学校の児童又は中学校の生徒及び高等学校の生徒の区分は廃止

※条例上はア 専用の利用とイ 練習の利用を一表とする。

小学校の児童又は中学校の生徒及び高等学校の生徒の区分は廃止

※条例上はア 専用の利用とイ 練習の利用を一表とする。

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(オ) 長崎東公園コミュニティ体育館（別表第5第2項（第26条関係））

現 行			改正案		
(2) トレーニング室 (単位：円)			(2) トレーニング室 (単位：円)		
区分		金額	区分		金額
当日券（1人2時間につき）	高等学校の生徒	188	当日券（1人2時間につき）	高等学校の生徒	190
	一般	356		一般	380
会員券（1人1月につき）	高等学校の生徒	1,215	回数券（11枚つづり）	高等学校の生徒	1,900
	一般	2,440		一般	3,800
(3) 浴室 (単位：円)			(3) 浴室 (単位：円)		
区分		金額	区分		金額
当日券（1人につき）	大人	360	当日券（1人につき）	一般	400
	小人	100		小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	200
回数券（11枚綴り）	大人	3,600		回数券（11枚つづり）	一般
	小人	1,000	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒		2,000
			小人（小学生）の区分は廃止し、小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒の区分を新設		

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(力) 長崎東公園庭球場（別表第5第3項（第26条関係））

現 行

(1) テニスコート

1時間あたり 209円

(単位：円)

区分	利用時間					
	8時 ～10時	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	16時 ～18時	18時 ～21時
金額 (1コートにつき)						
一般	419	419	419	419	419	628
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	209	209	209	209	209	314

準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額

(2) 附属設備

1 時間あたり419円

区分		利用時間	
		18時 ～21時	19時 ～21時
金額 (1コートにつき)			
夜間照明	3/1～10/31		838円
照明設備	11/1～翌年2/末日	1,257円	

改正案

区 分	金額（1時間につき）
テニスコート（1コートにつき）	410円
照明設備（1コートにつき）	500円

小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒の区分は廃止

準備、リハーサル等に利用する場合（照明設備の金額は除く）は、表の5割に相当する額

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(キ) 長崎東公園コミュニティプール（別表第5第4項（第26条関係））

現 行

(1) 個人の利用
ア 当日券
(単位：円)

利用時間 区分	2時間	超過時間 (1時間につき)
一般	470	150
高等学校の生徒	310	100
小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	150	50

イ 前売券（11回分）
(単位：円)

区分	金額
一般	4,700
高等学校の生徒	3,100
小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	1,500

改正案

(1) 個人の利用
ア 当日券
(単位：円)

利用時間 区分	2時間	超過時間 (1時間につき)
一般	570	240
小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒	290	120

イ 前売券（11回分）
(単位：円)

区分	金額
一般	5,700
小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒	2,900

ア 当日券、イ 前売り券とも、小学校の児童、中学校の生徒又は幼児及び高等学校の生徒の区分を廃止し、小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒の区分を新設

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(ク) 長崎東公園コミュニティプール（別表第5第4項（第26条関係））

現 行		改正案																					
(2) 団体の利用		団体の利用																					
<table><tr><th>区分</th><th>金額 (1人につき)</th></tr><tr><td>30人から49人まで</td><td>当日券の額の100分の90に相当する額</td></tr><tr><td>50人から99人まで</td><td>当日券の額の100分の80に相当する額</td></tr><tr><td>100人以上</td><td>当日券の額の100分の70に相当する額</td></tr></table>		区分	金額 (1人につき)	30人から49人まで	当日券の額の100分の90に相当する額	50人から99人まで	当日券の額の100分の80に相当する額	100人以上	当日券の額の100分の70に相当する額	【廃止】													
区分	金額 (1人につき)																						
30人から49人まで	当日券の額の100分の90に相当する額																						
50人から99人まで	当日券の額の100分の80に相当する額																						
100人以上	当日券の額の100分の70に相当する額																						
(3) 専用の利用 (単位：円)		(2) 専用の利用 (単位：円)																					
<table><tr><th colspan="2">利用時間 区分</th><th>午前 (9時～12時)</th><th>午後 (13時～17時)</th><th>超過時間 (1時間につき)</th></tr><tr><td rowspan="2">25メートル プール</td><td>平日</td><td>20,952</td><td>41,904</td><td>6,285</td></tr><tr><td>土日祝日</td><td>31,428</td><td>62,857</td><td>9,428</td></tr></table>		利用時間 区分		午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	超過時間 (1時間につき)	25メートル プール	平日	20,952	41,904	6,285	土日祝日	31,428	62,857	9,428	<table><tr><th>区 分</th><th>金額 (1時間につき)</th></tr><tr><td>入場料等の徴収をしない場合</td><td>13,510</td></tr><tr><td>入場料等の徴収をする場合</td><td>27,020</td></tr></table>		区 分	金額 (1時間につき)	入場料等の徴収をしない場合	13,510	入場料等の徴収をする場合	27,020
利用時間 区分		午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	超過時間 (1時間につき)																			
25メートル プール	平日	20,952	41,904	6,285																			
	土日祝日	31,428	62,857	9,428																			
区 分	金額 (1時間につき)																						
入場料等の徴収をしない場合	13,510																						
入場料等の徴収をする場合	27,020																						
1 入場料等を徴収する場合の金額は、この表に掲げる金額の2倍に相当する額とする。 2 準備、リハーサル等に利用する場合は、表の5割に相当する額		準備、リハーサル等に利用する場合は、表の5割に相当する額																					

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(ケ) 長崎市総合運動公園かきどまり庭球場（別表第6第1項（第26条関係））

現 行							改正案	
(1) テニスコート		1時間あたり 523円		(単位：円)				
区分	利用時間							
	金額 (1コートにつき)	8時 ～10時	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	16時 ～18時	18時 ～21時	
	一般	1,047	1,047	1,047	1,047	1,047	1,571	
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		523	523	523	523	523	785	
準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額								
(2) 附属設備		1 時間あたり419円						
区分	利用時間							
	金額 (1コートにつき)	18時 ～21時	19時 ～21時					
	夜間照明	3/1～10/31					838円	
照明設備		11/1～翌年2/末日		1,257円				
準備、リハーサル等に利用する場合（照明設備の金額は除く）は、表の5割に相当する額								

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(コ) 長崎市総合運動公園かきどまり野球場（別表第6第2項（第26条関係））

現 行										改正案		
										(単位：円)		

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(サ) 長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場（別表第6第3項（第26条関係））

現 行

(1) 専用の利用

(単位：円)

区分		1時間につき
アマチュアスポーツに利用	入場料等を徴収一般	3,771円
	入場料等を徴収しない場合	小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒1,885円
	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収しない場合の金額の2倍に相当する額
アマチュアスポーツ以外に利用	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の金額の3倍に相当する額
	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の金額の4倍に相当する額

準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額

(2) 個人の利用

区分	1回につき
一般	251円
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	125円

(3) 附属設備

金額 (1時間につき)	区分	全灯	2分の1灯	5分の1灯	10分の1灯
		種類			
照明設備		18,857円	10,476円	5,238円	2,095円

改正案

(1) 専用の利用

(単位：円)

区分		金額（1時間につき）
アマチュアスポーツに利用	入場料等の徴収をしない場合	4,900円
	入場料等の徴収をする場合	9,800円
アマチュアスポーツ以外に利用	入場料等の徴収をしない場合	9,800円
	入場料等の徴収をする場合	39,200円

小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒の区分は廃止

準備、リハーサル等に利用する場合（照明設備の金額は除く）は、表の5割に相当する額

(2) 個人の利用

区分	1回につき
一般	300円
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	150円

(3) 附属設備

金額 (1時間につき)	区分	全灯	2分の1灯	5分の1灯	10分の1灯
		種類			
照明設備		10,430円	5,220円	2,090円	1,050円

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(シ) 長崎市総合運動公園かきどまり補助競技場（別表第6第4項（第26条関係））

現 行		改正案	
(1) 専用の利用 (単位：円)		(1) 専用の利用 (単位：円)	
アマチュアスポーツに利用する場合	区分	1時間につき	
	一般		1,571
	小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		785
	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収しない場合の金額の2倍に相当する額	
アマチュアスポーツ以外に利用	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の金額の2倍に相当する額	
	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の金額の8倍に相当する額	
準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額		小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒の区分は廃止	
(2) 個人の利用		(2) 個人の利用	
区分		1回につき	
一般			125円
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒			62円
準備、リハーサル等に利用する場合は、表の5割に相当する額		準備、リハーサル等に利用する場合は、表の5割に相当する額	
区分		1回につき	
一般			160円
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒			80円

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(ス) 長崎市総合運動公園かきどまり投てき練習場（別表第6第5項（第26条関係））

現 行	改正案												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1時間につき</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td><td>523円</td></tr> <tr> <td>小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒</td><td>261円</td></tr> </tbody> </table> 準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額	区分	1時間につき	一般	523円	小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	261円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1時間につき</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td><td>630円</td></tr> <tr> <td>小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒</td><td>320円</td></tr> </tbody> </table> 準備、リハーサル等に利用する場合は、表の5割に相当する額	区分	1時間につき	一般	630円	小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	320円
区分	1時間につき												
一般	523円												
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	261円												
区分	1時間につき												
一般	630円												
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	320円												

(セ) 長崎市平和会館（別表第7（第26条関係））

現 行					改正案						
(単位：円)					(単位：円)						
区分		利用時間	9時～12時	13時～17時	18時～22時	区分		利用時間	9時～12時	13時～17時	18時～22時
体育に利用	平日		932	1,278	1,508	体育に利用	平日		13,590	18,170	18,460
	土日祝日		1,162	1,508	1,854		土日祝日		13,890	18,460	18,910
体育以外に利用	平日		6,987	12,812	15,148	体育以外に利用	平日		21,450	33,200	36,220
	土日祝日		8,150	15,148	18,647		土日祝日		23,000	36,220	40,680

準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額

準備、リハーサル等に利用する場合は、表の5割に相当する額

2 改正の内容

(2) 所要の整備

第29条（市長による管理）の稲佐山公園展望台駐車場において、項ずれがあったため、改正するもの。

3 施行期日

(1) 令和8年4月1日

(2) 公布の日

4 経過措置

(1) 施行期日以後にされる申請に係る使用料又は利用料金の基準から改正後の金額を適用する。

(2) 施行期日前に発行された会員券、回数券及び前売り券については、従前のとおり使用できる。

令和7年9月市議会 建設水道委員会資料
第161号議案

長崎市公園条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ～ 3
2 改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ～ 6
3 使用料の再算定・・・・・・・・・・・・	7 ～ 10
4 新旧対照表・・・・・・・・・・・・	11 ～ 15
【参考1】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	16 ～ 21
【参考2】使用料の改定・・・・・・・・・・・・	22 ～ 23

土 木 部
令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

- ・ 使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。
- ・ 高島ふれあい多目的運動公園庭球場及び外海運動公園運動場に関しては、有料公園施設から除外するもの。

(2) 対象施設

公園名	施設名	施設カテゴリ	受益者負担率
外海総合公園	外海総合公園運動場	公園施設 (スポーツ施設)	50%
岳路運動公園	岳路運動公園運動場		
琴海北部運動公園	琴海北部運動公園運動場		
琴海中部運動公園	琴海中部運動公園運動場		
	琴海中部運動公園庭球場		
琴海南部運動公園	琴海南部運動公園運動場		
高島ふれあい多目的運動公園	高島ふれあい多目的運動公園庭球場	有料公園施設から除外	
外海運動公園	外海運動公園運動場		

1 改正の概要

(3) 対象施設の受益者負担率

受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（入場券） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市営墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、 <u>公園施設（スポーツ施設）</u> 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学習・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）

2 改正の内容

(1) 使用料の改定

ア 外海総合公園運動場、岳路運動公園運動場、琴海北部運動公園運動場、琴海中部運動公園運動場及び琴海南部運動公園運動場（別表第2第1項（第5条関係））

現 行		改正案																																	
(ア) 運動場 1 時間あたり178円 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th>利用時間 使用料</th><th>6時 ～8時</th><th>8時 ～10時</th><th>10時 ～12時</th><th>12時 ～14時</th><th>14時 ～16時</th><th>16時 ～18時</th><th>18時 ～21時</th></tr><tr><td>3/1～10/31</td><td>356円</td><td>356円</td><td>356円</td><td>356円</td><td>356円</td><td>356円</td><td>534円</td></tr><tr><td></td><td>11/1～翌年2/末日</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額		区分	利用時間 使用料	6時 ～8時	8時 ～10時	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	16時 ～18時	18時 ～21時	3/1～10/31	356円	356円	356円	356円	356円	356円	534円		11/1～翌年2/末日								<table><tr><th>区 分</th><th>金額（1時間につき）</th></tr><tr><td>運動場</td><td>350円</td></tr><tr><td>照明設備</td><td>1,240円</td></tr></table> 準備、リハーサル等に利用する場合（照明設備の金額は除く）は、表の5割に相当する額		区 分	金額（1時間につき）	運動場	350円	照明設備	1,240円
区分	利用時間 使用料		6時 ～8時	8時 ～10時	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	16時 ～18時	18時 ～21時																										
	3/1～10/31	356円	356円	356円	356円	356円	356円	534円																											
	11/1～翌年2/末日																																		
区 分	金額（1時間につき）																																		
運動場	350円																																		
照明設備	1,240円																																		
(イ) 附属設備 1 時間あたり963円 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2"></th><th>利用時間 使用料</th><th>18時 ～21時</th><th>19時 ～21時</th></tr><tr><td>夜間照明設備</td><td>3/1～10/31</td><td></td><td>1,927円</td></tr><tr><td></td><td>11/1～翌年2/末日</td><td></td><td>2,891円</td><td></td></tr></table>		区分		利用時間 使用料	18時 ～21時	19時 ～21時	夜間照明設備	3/1～10/31		1,927円		11/1～翌年2/末日		2,891円																					
区分				利用時間 使用料	18時 ～21時	19時 ～21時																													
		夜間照明設備	3/1～10/31		1,927円																														
	11/1～翌年2/末日		2,891円																																

2 改正の内容

(1) 使用料の改定

イ 琴海中部運動公園庭球場（別表第2第2項（第5条関係））

現 行										改正案	
1時間あたり 209円 (単位：円)											
区分		利用時間									
		使用料8時 (1コートにつき)	10時 ～10時	12時 ～12時	14時 ～14時	16時 ～16時	18時 ～18時	20時 ～19時			
一般	3/1～9/30	419	419	419	419		419	209			
	10/1～翌年2/末日					628					
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	3/1～9/30	209	209	209	209		209	104			
	10/1～翌年2/末日					314					

準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額

区 分	金額（1時間につき）
テニスコート（1コートにつき）	410円

小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒の区分は廃止

準備、リハーサル等に利用する場合は、表の5割に相当する額

2 改正の内容

(2) 所要の整備

高島ふれあい多目的運動公園庭球場を有料公園施設から除外するため、長崎市公園条例施行規則で定めている高島ふれあい多目的運動公園庭球場のコインロッカーの附属設備の規定を廃止する。

そのため、長崎市公園条例施行規則には附属設備の規定がなくなるため、条例第5条第3項の「附属設備の使用料は市長が別に定める」規定を削除するもの。

(3) 施行期日

令和8年4月1日

(4) 経過措置

施行期日以後にされる申請に係る使用料から改正後の金額を適用する。

目 次	ページ
2 池島中央会館	20～34
(1) 改正の概要	20
(2) 改正の内容	21～22
(3) 使用料の再算定	23～26
(4) 新旧対照表	27～30
【参考1】 条例施行規則で制定するもの	31～33
【参考2】 他都市の状況	34
3 黒崎海岸有料シャワー施設	35～38
(1) 改正の概要	35
(2) 改正の内容	36
(3) 使用料の再算定	37
(4) 新旧対照表	38

北総合事務所

令和7年9月

3 黒崎海岸有料シャワー施設

(1) 改正の概要

ア 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

イ 対象条例（北総合事務所所管分）

条 例	施設名
長崎市黒崎海岸有料シャワー施設条例	長崎市黒崎海岸有料シャワー施設

3 黒崎海岸有料シャワー施設

(2) 改正の内容

ア 使用料の改定（第2条関係）

区 分	現 行	改正案
一 般	100円	200円

イ 施行期日

令和8年4月1日

令和7年9月市議会 建設水道委員会資料

第163号議案

長崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ～ 3
3 手数料の再算定・・・・・・・・・・	4
4 新旧対照表・・・・・・・・・・	5
【参考1】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	6 ～ 11
【参考2】使用料の改定・・・・・・・・・・	12 ～ 13
【参考3】他都市の状況・・・・・・・・・・	14

まちづくり部

令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（まちづくり部所管分）：長崎市屋外広告物条例

2 改正の内容

(1) 屋外広告物の概要

屋外広告物の定義（次の4つの要件を全て満たすもの）

- ① 常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板・立看板・はり紙・はり札等並びに広告塔・広告板・建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

※屋外広告物を表示・設置しようとする者は原則許可が必要



(2) 長崎市屋外広告物条例別表第1（第52条関係）

屋外広告物を表示・設置する際に必要となる、許可に対する審査等手数料

区分		単位	現行	変更（案） （1.2倍）	差額
広告塔、広告板、建築物その他工作物等に掲出され、又は表示されたものの並びにこれらに類するもの	0.5平方メートル未満	1枚、1個又は1基につき	120円	140円	20円
	0.5平方メートル以上1平方メートル未満		220円	260円	40円
	1平方メートル以上2平方メートル未満		460円	550円	90円
	2平方メートル以上5平方メートル未満		970円	1,160円	190円
	5平方メートル以上10平方メートル未満		1,900円	2,280円	380円
	10平方メートル以上20平方メートル未満		3,400円	4,080円	680円
	20平方メートル以上30平方メートル未満		5,600円	6,720円	1,120円
	30平方メートル以上40平方メートル未満		7,900円	9,480円	1,580円
	40平方メートル以上50平方メートル未満		11,000円	13,200円	2,200円
	50平方メートル以上		11,450円に50平方メートル以上の面積1平方メートルまでごとに450円を加算	13,740円に50平方メートル以上の面積1平方メートルまでごとに540円を加算	90円
はり紙		1枚につき	5円	変更なし	0円
はり札		1枚につき	120円	140円	20円
立看板		1個につき	220円	260円	40円

(3) 施行期日等

ア 施行期日 令和8年4月1日（手数料の改定以外の所要の整備については公布の日）

イ 経過措置 改正後の長崎市屋外広告物条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和7年9月市議会 建設水道委員会資料

第164号議案

長崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ～ 7
2 改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3 使用料の再算定・・・・・・・・・・	9 ～ 12
4 新旧対照表・・・・・・・・・・	13
【参考1】条例施行規則で制定するもの・・・・・・・・	14
【参考2】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	15 ～ 20
【参考3】使用料の改定・・・・・・・・・・	21 ～ 22

まちづくり部

令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

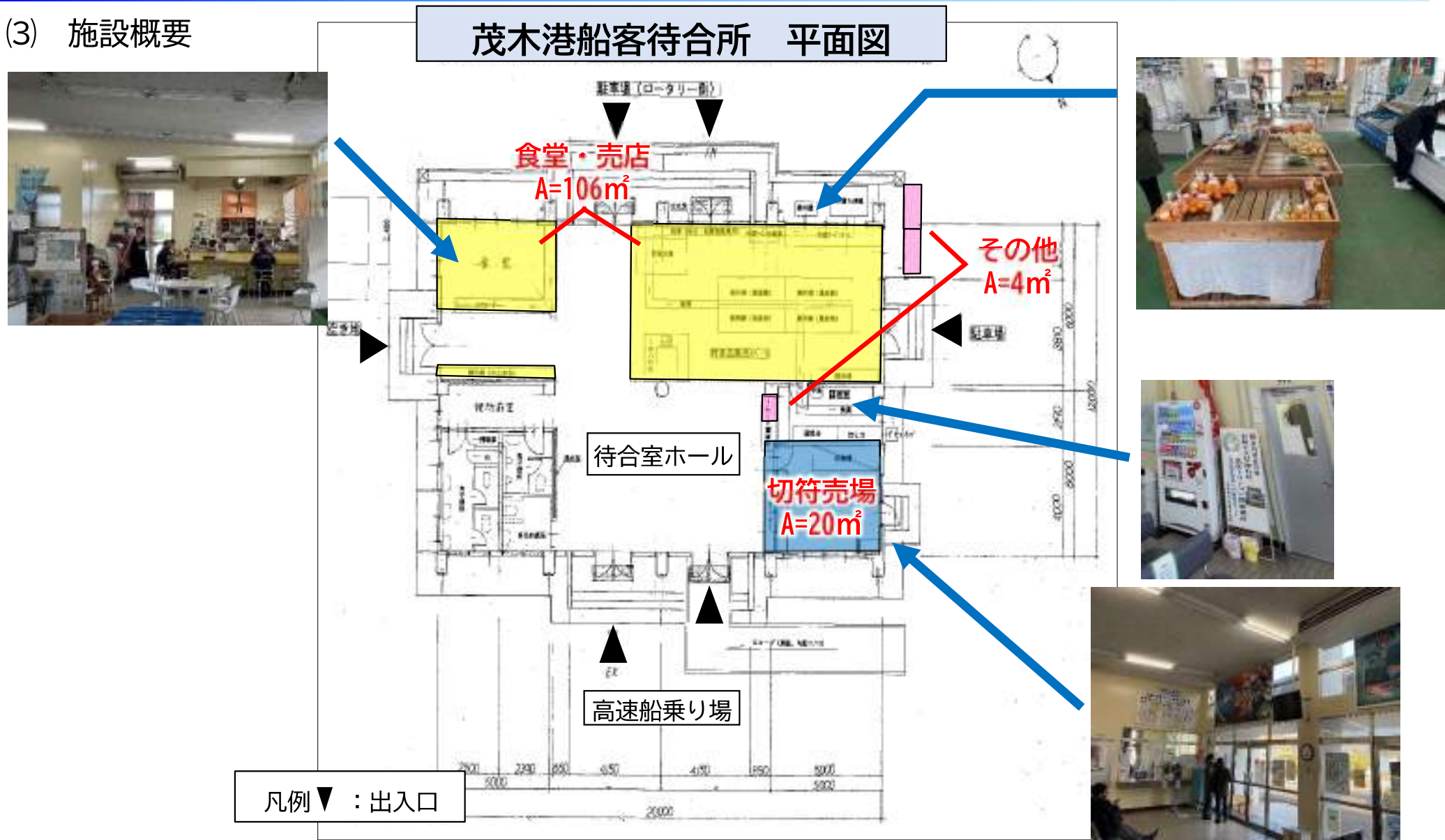
使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（まちづくり部所管分）

条 例	施設名
長崎市港湾施設条例	長崎市茂木港船客待合所
	長崎市伊王島港ターミナル
	長崎市高島港ターミナル
	長崎市池島港船客待合所

1 改正の概要

(3) 施設概要



参考 【建設年】 昭和55年（築45年） 【構造】 鉄筋コンクリート造 【延床面積】 $A=240\text{m}^2$

1 改正の概要

(3) 施設概要

伊王島港ターミナル 平面図



食堂・売店
 $A=10\text{m}^2$

切符売場
 $A=14\text{m}^2$

待合室ホール

その他
 $A=85\text{m}^2$

改修平面図 1/100

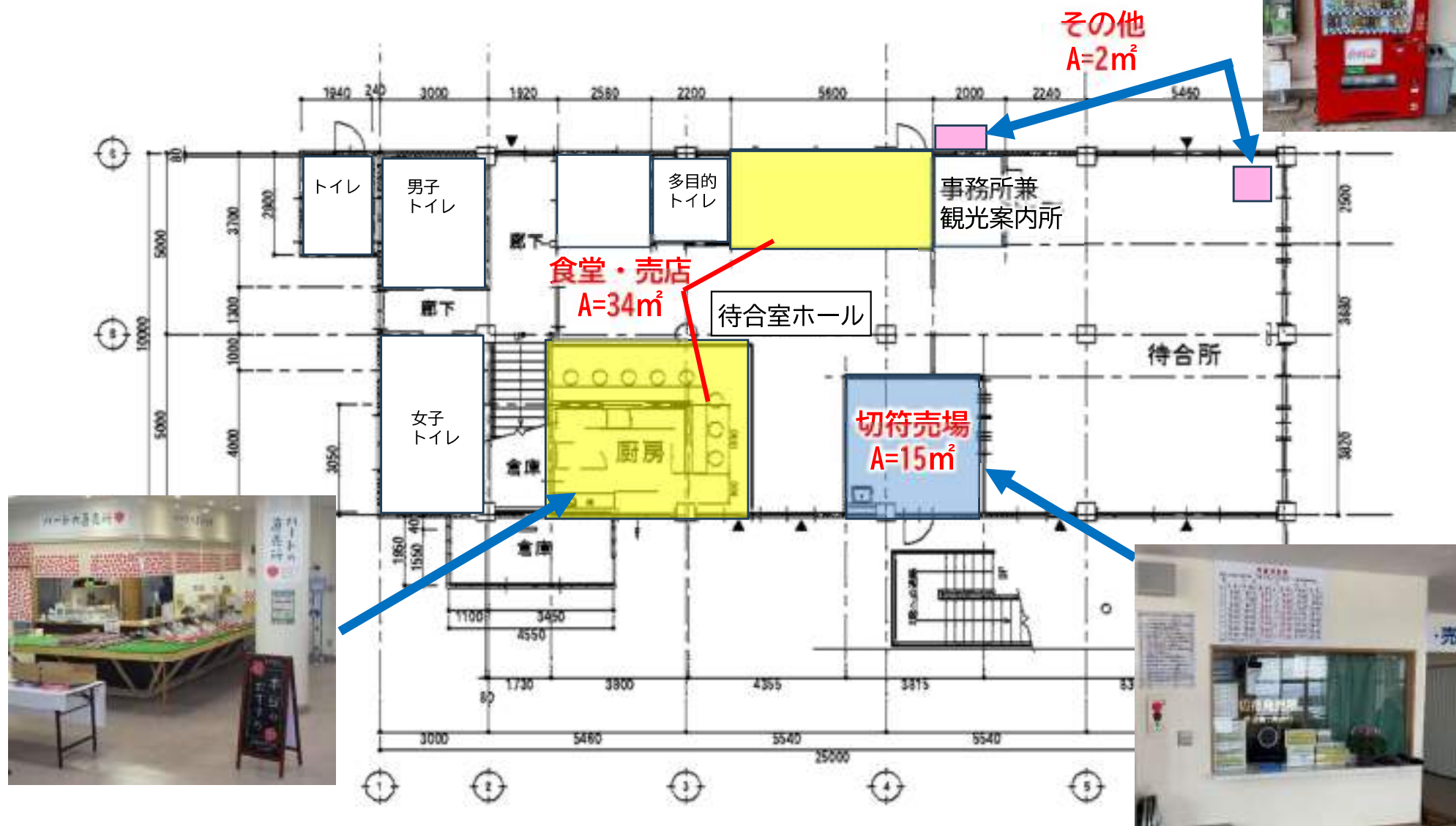


参考 【建設年】 平成元年（築36年） 【構造】 鉄筋コンクリート造 【延床面積】 $A=325\text{m}^2$

1 改正の概要

(3) 施設概要

高島港ターミナル 平面図 (1階)

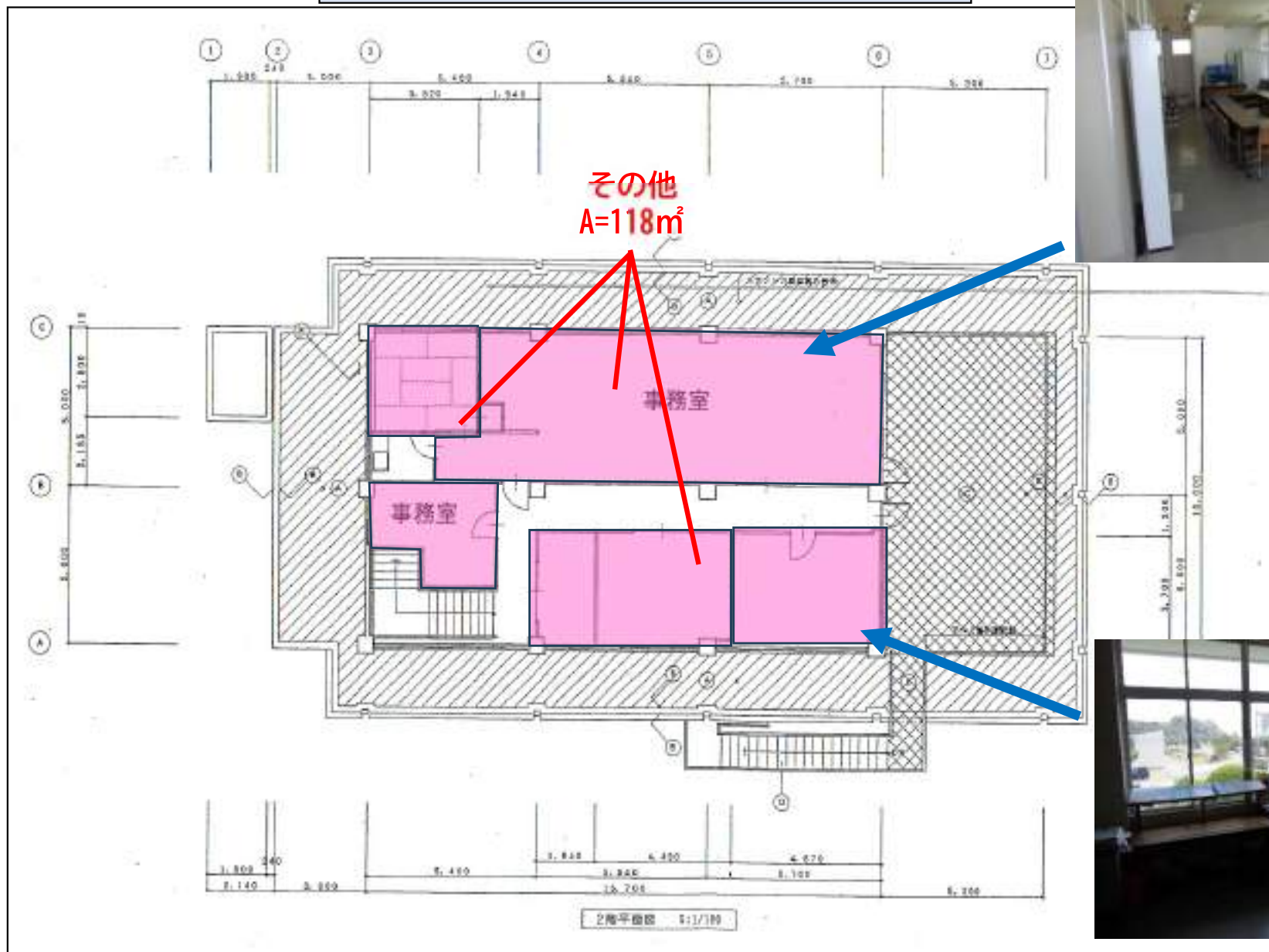


参考 【建設年】 昭和47年 (築53年) 【構造】 鉄筋コンクリート造2階建て 【延床面積】 $A=417\text{m}^2$

1 改正の概要

(3) 施設概要

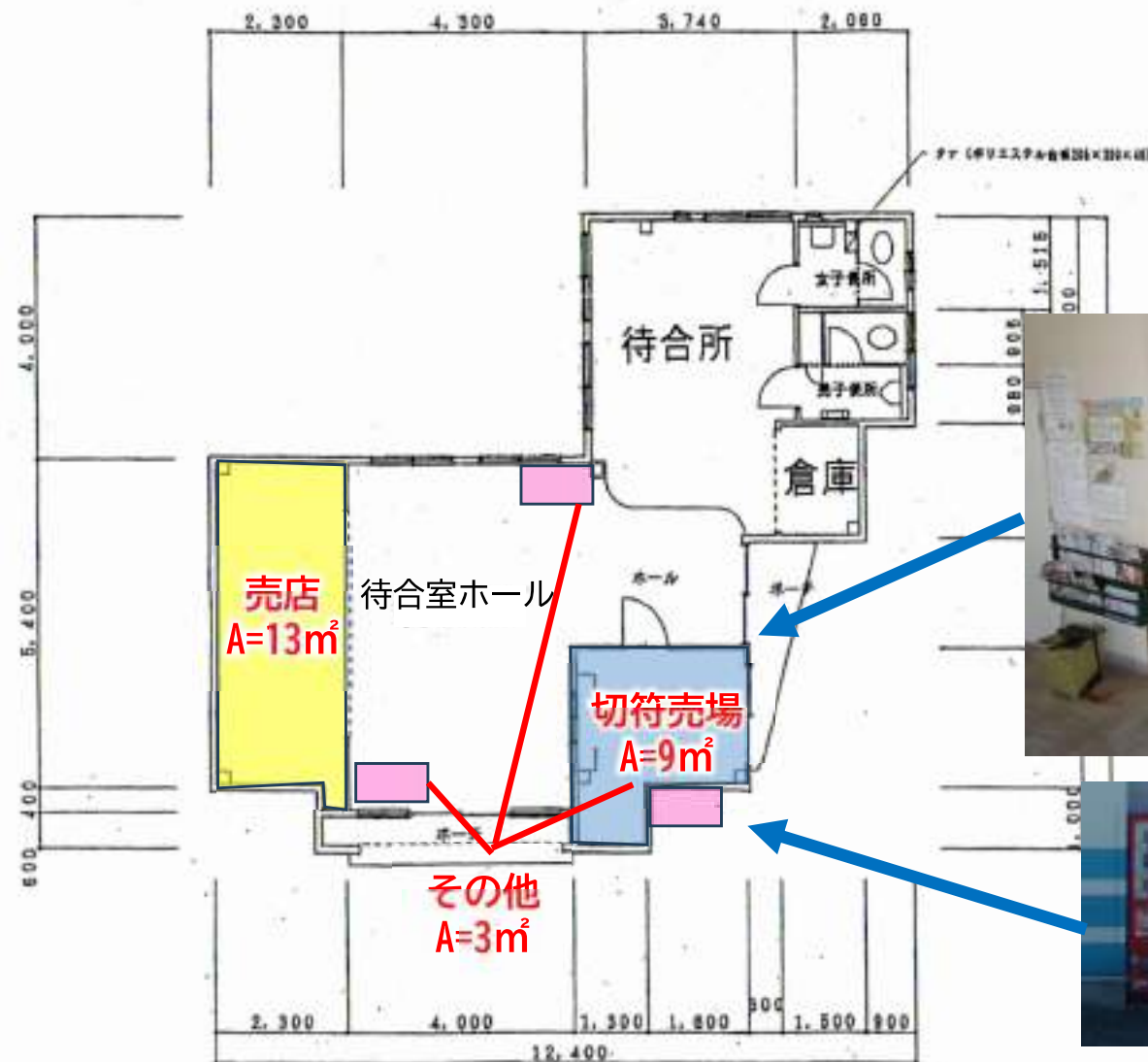
高島港ターミナル 平面図 (2階)



1 改正の概要

(3) 施設概要

池島港船客待合所 平面図



参考 【建設年】 平成7年（築30年） 【構造】 鉄筋コンクリート造 【延床面積】 A=81.94㎡

2 改正の内容

(1) 港湾施設

ア 使用料（利用料金の基準額）の改定（別表（第5条関係））

区 分		現 行(1平方メートル につき1月)	改正案(1平方メートル につき1月)
長崎市茂木港 船客待合所	切符売場	1,079円	1,078円
	食堂又は売店	1,183円	1,302円
	その他の施設	1,613円	2,097円
長崎市伊王島港 ターミナル	切符売場	796円	956円
	食堂又は売店	796円	1,035円
	その他の施設	796円	956円
長崎市高島港 ターミナル	切符売場	1,361円	526円
	食堂又は売店	817円	981円
	その他の施設	817円	981円
長崎市池島港 船客待合所	切符売場	544円	708円
	売店	544円	708円
	その他の施設	272円	381円

イ 施行期日等

(ア) 施行期日 令和8年4月1日

(イ) 経過措置 改正後の長崎市港湾施設条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和7年9月市議会 建設水道委員会資料

第165号議案

長崎市駐車場条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2 ～ 5
2 改正の内容	6 ～ 10
3 新旧対照表	11 ～ 18
【参考1】条例施行規則で制定するもの	19 ～ 20
【参考2】使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度 導入施設への対応について	21 ～ 24

土 木 部

令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

- ・ 附近の駐車場の駐車料金との均衡を図るため、本市の駐車場の利用料金の基準とする額を改定する。
- ・ 利用状況から、マイクロバスの料金を改定し、バスのパークアンドライド料金を廃止する。
- ・ 長崎市茂里町駐車場の有効活用を図るため、定期駐車制度を導入する。

(2) 駐車料金（利用料金の基準とする額）を改定する考え方

本市の駐車場の駐車料金は、駐車場法の規定に準じ、附近の駐車場の駐車料金と均衡を図りその額を設定している。今回、各駐車場の周辺の料金実態調査を行い、次の考えのもと、料金を改定するもの。

ア 算定方法【駐車場法第6条第2項第3号】

附近の駐車場の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

■ 1時間あたりの駐車料金の算出

附近の駐車場の駐車料金との比較

$$\text{1時間あたりの駐車料金} = \frac{\text{市営駐車場料金}}{\text{民間駐車場料金}} < 1.0 \Rightarrow \text{料金改定}$$

(民間駐車場料金と同程度とする)

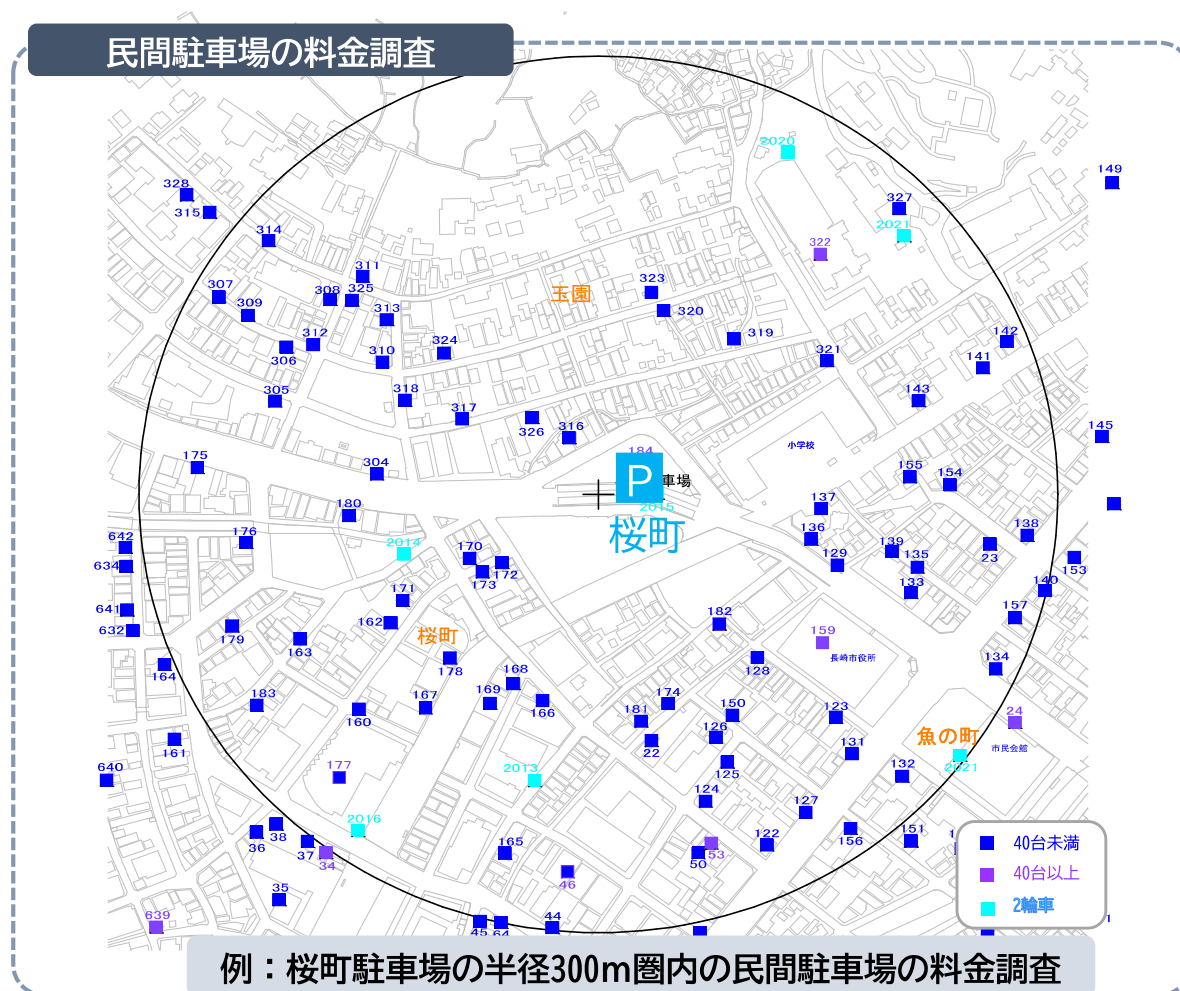
■ 民間駐車場料金の算出

各市営駐車場の附近の駐車料金の平均

$$\text{民間駐車場料金} = \frac{\text{半径300m圏内の駐車場の1時間あたりの駐車料金の合計}}{\text{半径300m圏内の駐車場の収容台数の合計}}$$

1 改正の概要

イ 算定例



■ 調査結果（例：桜町）

現 市営料金(1h)

260円

= 1.00

民間平均料金(1h)

259円

⇒ 1以上であるため、料金は改定しない

■ 調査結果（例：茂里町）

現 市営料金(1h)

240円

= 0.90

民間平均料金(1h)

268円

⇒ 1未満であるため、料金を改定する

1 改正の概要

ウ 算定結果

駐車場	現行料金 ①	周辺駐車場の 平均料金 ②	①÷②	改定	改定料金 ③	増減 ③ - ①
桜町駐車場	260円	259円	1.00	×	260円	0円
長崎市民会館地下駐車場	260円	250円	1.04	×	260円	0円
松が枝町駐車場 松が枝町第2駐車場	280円	291円	0.96	○	300円	20円
平和公園駐車場	260円	215円	1.21	×	260円	0円
茂里町駐車場	240円	268円	0.90	○	270円	30円
松山町駐車場	240円	217円	1.11	×	240円	0円
長崎駅西口自動車場	400円	396円	1.01	×	400円	0円

1 改正の概要

(3) 茂里町駐車場における定期駐車料金制度の導入

茂里町駐車場は平日において利用者数が少ない一方、附近の商業施設では定期駐車制度が導入されており、通勤する方においては駐車需要があることから、駐車場を有効活用するために定期駐車料金制度を導入し、料金を次のとおり設定するもの。

【定期駐車料金】 ・ 平日昼間（午前 8 時から午後10時まで） 11,000円	【定期駐車台数】 ・ 19台〔普通車等の駐車：19台（うち車いすは1台）〕 当面は利用状況及び附置義務台数を考慮し上記のとおり上限台数を設定。その後指定管理者と協議のうえ、必要に応じて変更。
--	--

駐車場の利用状況（R7.4月～R7.7月末）収容台数135台

条 件	瞬間最大駐車台数の平均	条 件	瞬間最大駐車台数の平均
平日(イベントあり)	93台	土日祝日(イベントあり)	129台
平日(イベントなし)	37台	土日祝日(イベントなし)	67台

定期駐車料金 算定方法【駐車場法第6条第2項第3号】

■ 調査結果

定期駐車料金を導入している**周辺施設と同額の駐車料金**に設定。

駐車場名：タイムズPLATMALL

利用時間：平日昼間（午前7時～午後11時）（土日・祝除く）

使用料：11,000円(税込)

(4) 施行期日

ア 令和8年 4月1日 料金改定に係るもの

イ 令和7年11月4日 茂里町駐車場の定期駐車制度に係るもの

2 改正の内容

(1) 長崎市松が枝町駐車場

使用料（利用料金の基準額）の改定（別表第1（第6条関係））

区 分	現 行				改正案			
バス マイクロバス	種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金	種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金
		最初の1時間まで	その後30分までごと			最初の1時間まで	その後30分までごと	
	バス	1,500円	750円	1,040円	バス (マイクロバスを含む)	1,500円	750円	1,040円
	マイクロバス	750円	370円	1,040円				
					[削る]			
普通自動車 小型自動車 軽自動車	昼間駐車料金		夜間駐車料金	昼間駐車料金		夜間駐車料金		
	最初の1時間まで	その後30分までごと		最初の1時間まで	その後30分までごと			
	300円	140円	830円	300円	150円	830円		
回数駐車券	種類		金額	種類		金額		
	140円券(22枚つづり)		2,800円	150円券(22枚つづり)		3,000円		
	300円券(22枚つづり)		6,000円	300円券(22枚つづり)		6,000円		
	370円券(22枚つづり)		7,400円	[削る]				
	750円券(22枚つづり)		15,000円	750円券(22枚つづり)		15,000円		
	1,500円券(22枚つづり)		30,000円	1,500円券(22枚つづり)		30,000円		

2 改正の内容

(2) 長崎市平和公園駐車場

使用料（利用料金の基準額）の改定（別表第1（第6条関係））

区 分	現 行						改正案					
普通自動車 小型自動車 軽自動車	種別	午前7時から午後8時までの1日当たりの駐車料金				午後8時から翌日の午前7時までの駐車料金	種別	午前7時から午後8時までの1日当たりの駐車料金				午後8時から翌日の午前7時までの駐車料金
	車種	最初の1時間まで	1時間を超え1時間30分まで	1時間30分を超え2時間まで	2時間を超える場合		車種	最初の1時間まで	1時間を超え1時間30分まで	1時間30分を超え2時間まで	2時間を超える場合	
	普通自動車					1時間につき	普通自動車					1時間につき
	小型自動車 軽自動車	260円	380円	510円	620円	70円	小型自動車 軽自動車	260円	380円	510円	620円	70円
バス マイクロバス	種別	昼間駐車料金		夜間駐車料金			種別	昼間駐車料金		夜間駐車料金		
	車種	最初の1時間まで	1時間を超える場合				車種	最初の1時間まで	その後30分までごと			
	バス	1,500円	2,090円	1,040円			バス (マイクロバスを含む)	1,500円	750円	1,040円		
	マイクロバス	750円	1,040円	1,040円			[削る]					
回数駐車券	種類		金額				種類		金額			
	130円券(22枚つづり)		2,600円				260円券(22枚つづり)		5,200円			
	750円券(22枚つづり)		15,000円				750円券(22枚つづり)		15,000円			
	1,500円券(22枚つづり)		30,000円				1,500円券(22枚つづり)		30,000円			
	620円プリペイドカード(11回分)		6,200円				620円プリペイドカード(11回分)		6,200円			

2 改正の内容

(3) 長崎市茂里町駐車場

使用料（利用料金の基準額）の改定（別表第1（第6条関係））

区 分	現 行	改正案																								
普通自動車 小型自動車 軽自動車	<table><tr><th colspan="3">入出庫1回ごとの駐車料金</th></tr><tr><th colspan="2">午前8時から午後10時まで</th><th rowspan="2">午後10時から 午前8時まで</th></tr><tr><th>最初の30分まで</th><th>その後30分までごと</th></tr><tr><td>130円</td><td>120円</td><td>30分につき40円</td></tr></table>	入出庫1回ごとの駐車料金			午前8時から午後10時まで		午後10時から 午前8時まで	最初の30分まで	その後30分までごと	130円	120円	30分につき40円	<table><tr><th colspan="3">入出庫1回ごとの駐車料金</th><th rowspan="3">定期駐車料金</th></tr><tr><th colspan="2">午前8時から午後10時まで</th><th rowspan="2">午後10時から 午前8時まで</th></tr><tr><th>最初の30分まで</th><th>その後30分までごと</th></tr><tr><td>140円</td><td>130円</td><td>30分につき40円</td><td>11,000円</td></tr></table> ※定期駐車料金は令和7年11月4日(火)から適用	入出庫1回ごとの駐車料金			定期駐車料金	午前8時から午後10時まで		午後10時から 午前8時まで	最初の30分まで	その後30分までごと	140円	130円	30分につき40円	11,000円
入出庫1回ごとの駐車料金																										
午前8時から午後10時まで		午後10時から 午前8時まで																								
最初の30分まで	その後30分までごと																									
130円	120円	30分につき40円																								
入出庫1回ごとの駐車料金			定期駐車料金																							
午前8時から午後10時まで		午後10時から 午前8時まで																								
最初の30分まで	その後30分までごと																									
140円	130円	30分につき40円	11,000円																							
回数駐車券	<table><tr><th>種類</th><th>金額</th></tr><tr><td>120円券(22枚つづり)</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>130円券(22枚つづり)</td><td>2,600円</td></tr><tr><td>[新設]</td><td></td></tr></table>	種類	金額	120円券(22枚つづり)	2,400円	130円券(22枚つづり)	2,600円	[新設]		<table><tr><th>種類</th><th>金額</th></tr><tr><td>[削る]</td><td></td></tr><tr><td>130円券(22枚つづり)</td><td>2,600円</td></tr><tr><td>140円券(22枚つづり)</td><td>2,800円</td></tr></table>	種類	金額	[削る]		130円券(22枚つづり)	2,600円	140円券(22枚つづり)	2,800円								
種類	金額																									
120円券(22枚つづり)	2,400円																									
130円券(22枚つづり)	2,600円																									
[新設]																										
種類	金額																									
[削る]																										
130円券(22枚つづり)	2,600円																									
140円券(22枚つづり)	2,800円																									

2 改正の内容

(4) 長崎市松山町駐車場

使用料（利用料金の基準額）の改定（別表第1（第6条関係））

区 分	現 行	改正案																											
バス マイクロバス	<table><tr><th rowspan="2">種別 車種</th><th colspan="2">午前7時30分から午後10時までの 1日当たりの駐車料金</th><th rowspan="2">午後10時から翌日の 午前7時30分までの 駐車料金</th></tr><tr><th>最初の1時間まで</th><th>1時間を超える場合</th></tr><tr><td>バス</td><td>30分につき 750円</td><td>2,090円</td><td rowspan="2">30分につき 50円</td></tr><tr><td>マイクロバス</td><td>30分につき 370円</td><td>1,040円</td></tr></table>	種別 車種	午前7時30分から午後10時までの 1日当たりの駐車料金		午後10時から翌日の 午前7時30分までの 駐車料金	最初の1時間まで	1時間を超える場合	バス	30分につき 750円	2,090円	30分につき 50円	マイクロバス	30分につき 370円	1,040円	<table><tr><th rowspan="2">種別 車種</th><th colspan="2">午前7時30分から午後10時までの 1日当たりの駐車料金</th><th rowspan="2">午後10時から翌日の 午前7時30分までの 駐車料金</th></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td>バス (マイクロバス を含む)</td><td colspan="2">30分につき 750円</td><td>30分につき 50円</td></tr><tr><td>[削る]</td><td colspan="2"></td><td></td></tr></table>	種別 車種	午前7時30分から午後10時までの 1日当たりの駐車料金		午後10時から翌日の 午前7時30分までの 駐車料金			バス (マイクロバス を含む)	30分につき 750円		30分につき 50円	[削る]			
	種別 車種		午前7時30分から午後10時までの 1日当たりの駐車料金			午後10時から翌日の 午前7時30分までの 駐車料金																							
		最初の1時間まで	1時間を超える場合																										
	バス	30分につき 750円	2,090円	30分につき 50円																									
	マイクロバス	30分につき 370円	1,040円																										
種別 車種	午前7時30分から午後10時までの 1日当たりの駐車料金		午後10時から翌日の 午前7時30分までの 駐車料金																										
バス (マイクロバス を含む)	30分につき 750円		30分につき 50円																										
[削る]																													
回数駐車券	<table><tr><th>種類</th><th>金額</th></tr><tr><td>120円券(22枚つづり)</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>370円券(22枚つづり)</td><td>7,400円</td></tr><tr><td>750円券(22枚つづり)</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>120円プリペイドカード(22回分)</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>620円プリペイドカード(11回分)</td><td>6,200円</td></tr></table>	種類	金額	120円券(22枚つづり)	2,400円	370円券(22枚つづり)	7,400円	750円券(22枚つづり)	15,000円	120円プリペイドカード(22回分)	2,400円	620円プリペイドカード(11回分)	6,200円	<table><tr><th>種類</th><th>金額</th></tr><tr><td>120円券(22枚つづり)</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>[削る]</td><td></td></tr><tr><td>750円券(22枚つづり)</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>120円プリペイドカード(22回分)</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>620円プリペイドカード(11回分)</td><td>6,200円</td></tr></table>	種類	金額	120円券(22枚つづり)	2,400円	[削る]		750円券(22枚つづり)	15,000円	120円プリペイドカード(22回分)	2,400円	620円プリペイドカード(11回分)	6,200円			
	種類	金額																											
	120円券(22枚つづり)	2,400円																											
	370円券(22枚つづり)	7,400円																											
	750円券(22枚つづり)	15,000円																											
	120円プリペイドカード(22回分)	2,400円																											
	620円プリペイドカード(11回分)	6,200円																											
種類	金額																												
120円券(22枚つづり)	2,400円																												
[削る]																													
750円券(22枚つづり)	15,000円																												
120円プリペイドカード(22回分)	2,400円																												
620円プリペイドカード(11回分)	6,200円																												

2 改正の内容

(5) 長崎市松が枝町第2駐車場

使用料（利用料金の基準額）の改定（別表第1（第6条関係））

区 分	現 行				改正案				
バス マイクロバス	種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金	種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金	夜間駐車料金
		最初の1時間まで	その後30分までごと			最初の1時間まで	その後30分までごと		
	バス	1,500円	750円	1,040円	バス (マイクロバスを含む)	1,500円	750円	1,040円	1,040円
	マイクロバス	750円	370円	1,040円	[削る]				
普通自動車 小型自動車 軽自動車	昼間駐車料金		夜間駐車料金	定期駐車料金	昼間駐車料金		夜間駐車料金	定期駐車料金	
	最初の1時間まで	その後30分までごと			最初の1時間まで	その後30分までごと			
	300円	140円	830円	11,000円	300円	150円	830円	12,000円	
回数駐車券	種類		金額		種類		金額		
	140円券(22枚つづり)		2,800円		150円券(22枚つづり)		3,000円		
	300円券(22枚つづり)		6,000円		300円券(22枚つづり)		6,000円		
	370円券(22枚つづり)		7,400円		[削る]				
	750円券(22枚つづり)		15,000円		750円券(22枚つづり)		15,000円		
	1,500円券(22枚つづり)		30,000円		1,500円券(22枚つづり)		30,000円		

令和7年9月市議会 建設水道委員会資料

第166号議案

長崎市二輪車等駐車場条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2 ～ 3
2 改正の内容	4 ～ 5
3 新旧対照表	6 ～ 10
【参考1】条例施行規則で制定するもの	11
【参考2】使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度 導入施設への対応について	12 ～ 15

土 木 部

令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

附近の駐車場の駐車料金との均衡を図るため、本市の駐車場の利用料金の基準とする額を改定する。

(2) 駐車料金（利用料金の基準とする額）を改定する考え方

本市の駐車場の駐車料金は、駐車場法の規定に準じ、附近の駐車場の駐車料金と均衡を図りその額を設定している。各二輪車等駐車場の周辺の料金実態調査を行い、次の考えのもと、料金を改定するもの

ア 算定例

二輪車等駐車場の料金調査

長崎駅の半径300m圏内の二輪車等駐車場の料金を調査



1 改正の概要

イ 調査結果

○料金分布表
(現況)

市営より安い 市営と同額 市営より高い

時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	0~1	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7	7~8	8~9	9~10	10~11	11~12	12~13	13~14	14~15	15~16	16~17	17~18	18~19	19~20	20~21	21~22	22~23	23~24	24~25
市営二輪	100	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	400
アミュプラザ	0	0	0	200	200	200	200	200	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
夢彩都	0	0	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	400

変更

○料金分布表
(変更)

市営より安い 市営と同額 市営より高い

時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	0~1	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7	7~8	8~9	9~10	10~11	11~12	12~13	13~14	14~15	15~16	16~17	17~18	18~19	19~20	20~21	21~22	22~23	23~24	24~25
市営二輪	100	200	200	200	200	200	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	400	400	400	400	400	400	400	400	500
アミュプラザ	0	0	0	200	200	200	200	200	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
夢彩都	0	0	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	400

ウ 算定結果

利用時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
現行料金	100円	200円																							400円
改定料金	100円	200円							300円							400円							500円		

2 改正の内容

(1) 二輪車等駐車場

ア 使用料（利用料金の基準額）の改定（別表第2（第3条関係））

現 行			改正案（R8.4.1）			
1 通常の駐車			1 通常の駐車			
区分		入出庫1回ごとの金額	区 分		入出庫1回ごとの金額	
24時間以内の場合	最初の1時間まで	円 100	長崎市築町二輪車等駐車場、 長崎市古川町二輪車等駐車場、 長崎市万才町二輪車等駐車場、 長崎市恵美須町二輪車等駐車場、 長崎市新地町二輪車等駐車場、 長崎市元船町第2二輪車等駐車場、 長崎市住吉町二輪車等駐車場、 長崎市興善町二輪車等駐車場、 長崎市新大工町二輪車等駐車場及び長崎市浦上駅二輪車等駐車場	24時間以内の場合	最初の1時間まで	円 100
	1時間を超えるとき	200			1時間を超えるとき	200
24時間を超える場合		24時間につき 200	24時間を超える場合		24時間につき 200	
			長崎市元船町二輪車等駐車場、 長崎市尾上町二輪車等駐車場 及び長崎駅二輪車等駐車場	8時間以内の場合	最初の1時間まで	100
					1時間を超えるとき	200
				8時間を超える場合		8時間につき 100

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(2) 元船町仮設二輪車等駐車場の追加

ア 使用料（利用料金の基準額）の改定（別表第2（第3条関係））

改正案（R8.10.1）				改正案（R10.2.1）			
1 通常の駐車				1 通常の駐車			
区 分			入出庫1回 ごとの金額	区 分			入出庫1回 ごとの金額
長崎市築町二輪車等駐車場、 長崎市古川町二輪車等駐車場、 長崎市万才町二輪車等駐車場、 長崎市恵美須町二輪車等駐車場、 長崎市新地町二輪車等駐車場、 長崎市元船町第2二輪車等駐車場、 長崎市住吉町二輪車等駐車場、 長崎市興善町二輪車等駐車場、 長崎市新大工町二輪車等駐車場及び長崎市浦上駅二輪車等駐車場	24時間以内の場合	最初の1時間まで	円 100	長崎市築町二輪車等駐車場、 長崎市古川町二輪車等駐車場、 長崎市万才町二輪車等駐車場、 長崎市恵美須町二輪車等駐車場、 長崎市新地町二輪車等駐車場、 長崎市元船町第2二輪車等駐車場、 長崎市住吉町二輪車等駐車場、 長崎市興善町二輪車等駐車場、 長崎市新大工町二輪車等駐車場及び長崎市浦上駅二輪車等駐車場	24時間以内の場合	最初の1時間まで	円 100
		1時間を超えるとき	200			1時間を超えるとき	200
	24時間を超える場合		24時間につき 200		24時間を超える場合		24時間につき 200
長崎市元船町二輪車等駐車場、 長崎市尾上町二輪車等駐車場、 長崎駅二輪車等駐車場及び長崎市元船町仮設二輪車等駐車場	8時間以内の場合	最初の1時間まで	100	長崎市元船町二輪車等駐車場、 長崎市尾上町二輪車等駐車場 及び長崎駅二輪車等駐車場	8時間以内の場合	最初の1時間まで	100
		1時間を超えるとき	200			1時間を超えるとき	200
	8時間を超える場合		8時間につき 100		8時間を超える場合		8時間につき 100

イ 施行期日

令和 8年10月1日 長崎市元船町仮設二輪車等駐車場の追加

令和10年 2月1日 長崎市元船町仮設二輪車等駐車場の廃止

令和 7 年 9 月市議会建設水道委員会資料

第 1 6 7 号議案 長崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例

第 1 6 8 号議案 長崎市下水道条例の一部を改正する条例

目次

	ページ
1 長崎市水道事業給水条例	
(1) 災害その他非常の場合の指定給水装置工事事業者の確保に係る改正について	2 ～ 3
(2) 手数料の見直しに係る改正について	4 ～ 5
2 長崎市下水道条例	
(1) 災害その他非常の場合の指定工事店の確保に係る改正について	6 ～ 7
(2) 手数料の見直しに係る改正について	8 ～ 9
3 新旧対照表	
(1) 第 1 6 7 号議案（給水条例）	10
(2) 第 1 6 8 号議案（下水道条例）	11
4 参考資料	
(1) 通知文（技術的助言）	12～13

上 下 水 道 局
令 和 7 年 9 月

(1) 災害その他非常の場合の指定給水装置工事事業者の確保に係る改正について

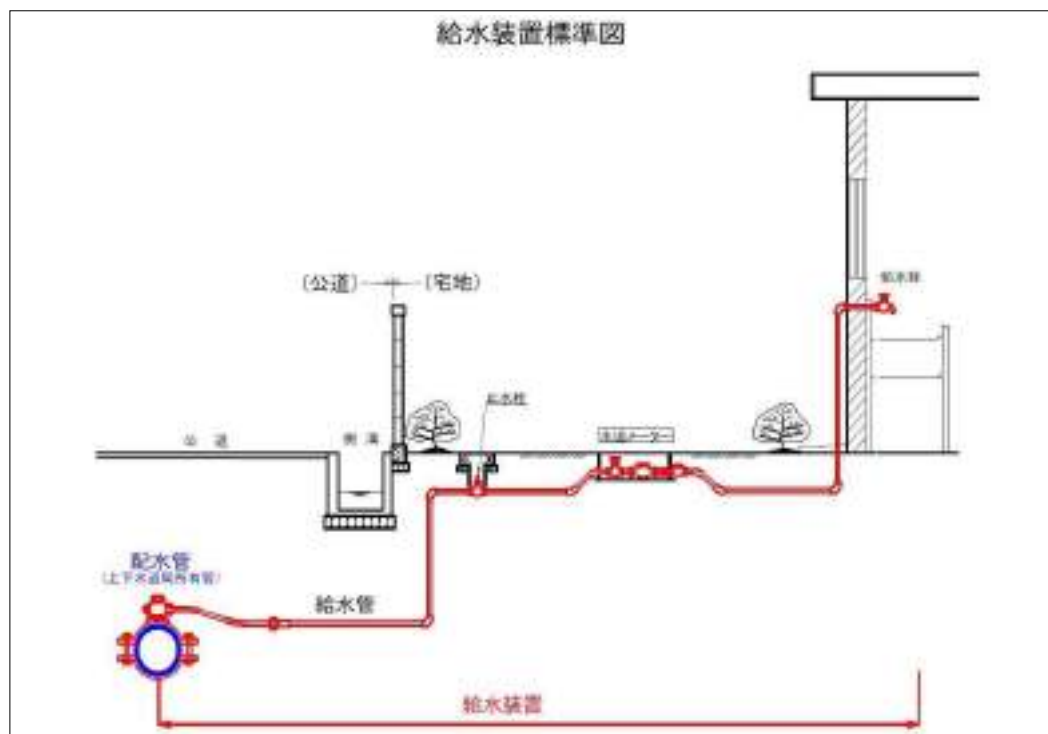
ア 条例改正の背景（災害時の復旧の遅れ）

令和6年能登半島地震では、個人が管理する宅内配管（給水装置※1）の復旧が遅れ、長期間にわたり飲用水や生活用水の確保ができないなど、不便な生活を余儀なくされた。

これは、平常時に宅内配管工事を担う地元事業者だけでは、災害時における大量の復旧需要に対応できなかったこと、事業者自身も被災したこと等により、復旧に必要な人員（マンパワー）の確保が困難な状況となったことが主な要因とされている。

このような災害その他非常の場合において、宅内配管の復旧に対応する事業者を確保するため、国土交通省から各上下水道事業者に対して、他の上下水道事業者や他の上下水道事業者が指定した者でも工事を施行することができるよう検討することについて技術的助言がなされた。

この助言を受けて、本市においても災害時における上下水道サービスの迅速な復旧により、市民生活の早期正常化を図ることができる体制を構築するため条例改正を行うこととする。



※1 給水装置

住宅に水を供給するために配水管から分岐して設けられた給水栓や給水用具で居住者の所有物となるもの

イ 指定給水装置工事事業者

(7) 指定の基準

- ・事業所ごとに給水装置工事主任技術者を配置すること
- ・機械器具（金切りのこ等の切断用具、ねじ切り器等の加工用具、パイプレンチ等の接合用具、水圧テストポンプ）を有すること
- ・欠格要件（心身の故障により事業を適正に行うことができない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者など）に該当しないこと 等

(4) 長崎市における指定状況

328事業者 (令和7年9月1日現在)	市内業者	226事業者
	県内業者	88事業者
	県外業者	14事業者

※5年おきの更新制

ウ 改正内容

給水装置工事を施行できる者

改正前
・管理者 ・管理者が指定した事業者



改正後
・管理者 ・管理者が指定した事業者 災害その他非常の場合であって管理者が必要と認めるとき ・都道府県、他の市町村等の水道事業者 ・都道府県、他の市町村等の水道事業者が指定した事業者

エ 施行期日 公布の日

(2) 手数料の見直しに係る改正について

ア 算定方法

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担率（100\%）}$$

※料金の上り幅が大きいものは、激変緩和措置を設ける（現行料金を基準に 1.1～2 倍を上限に設定）

（参考）激変緩和措置

現行価格	激変緩和措置
～250 円	2 倍
251～500 円	1.5 倍
501～2,000 円	1.4 倍
2,001～10,000 円	1.3 倍
10,001～100,000 円	1.2 倍
100,001 円以上	1.1 倍

イ 対象となる手数料

手数料名称	内 容
指定給水装置工事事業者新規申請手数料	上下水道事業管理者が給水区域内において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を指定するための手数料 ①受付→②審査→③データ入力→④工事に関する手続きの説明→⑤指定証交付 など
指定給水装置工事事業者更新申請手数料	指定給水装置工事事業者の指定の更新を行う際、徴収する更新手数料 ①受付→②審査→③データ入力→④指定証送付 など
工事検査手数料	指定給水装置工事事業者による給水工事の完了後、申請どおり適正に工事が行われたか検査を行うための手数料 ①日程調整→②図面等の事前確認→③現地検査→④データ入力→⑤検査報告の送付 など
水道事業に係る諸証明手数料 ※ 新設（長崎市手数料条例より移行）	水道料金の支払状況や水道の使用期間等の証明をする際に徴収する手数料 ①受付→②審査→③交付

ウ 再算定結果

手数料の内容			現行額	業務量 (分)	人件費	物件費	再算定 結 果	激変緩和 措 置	最終結果	端数処理	改定額
指定給水装置工事事業者 新規申請手数料			10,500	194	12,998	244	13,242	12,600	12,600	—	12,600
指定給水装置工事事業者 更新申請手数料			6,200	107	7,169	337	7,506	—	7,506	7,500	7,500
水道事業に係る諸証明手数料			※ 300	長崎市手数料条例における諸証明手数料の考え方に準ずる							400
工事検査手数料	新設工事又は改造工事	メーター口径 20 ミリメートル以下	3,500	98	6,546	350	6,896	4,550	4,550	—	4,550
		メーター口径 25 ミリメートル以上 50 ミリメートル以下	5,000	136	9,112	350	9,462	6,500	6,500	—	6,500
		メーター口径 75 ミリメートル以上	6,500	175	11,692	350	12,042	8,450	8,450	—	8,450
	新設工事又は改造工事 以外の工事		2,400	65	4,322	350	4,672	3,120	3,120	—	3,120
	メーターの個数が 1 個増すごとの加算額		200	5	355	0	355	—	355	350	350

※長崎市手数料条例別表第 1 第 266 号（その他の諸証明手数料）

エ 定期的な見直し 原則 5 年ごとに実施する。

オ 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日

(1) 災害その他非常の場合の指定工事店の確保に係る改正について

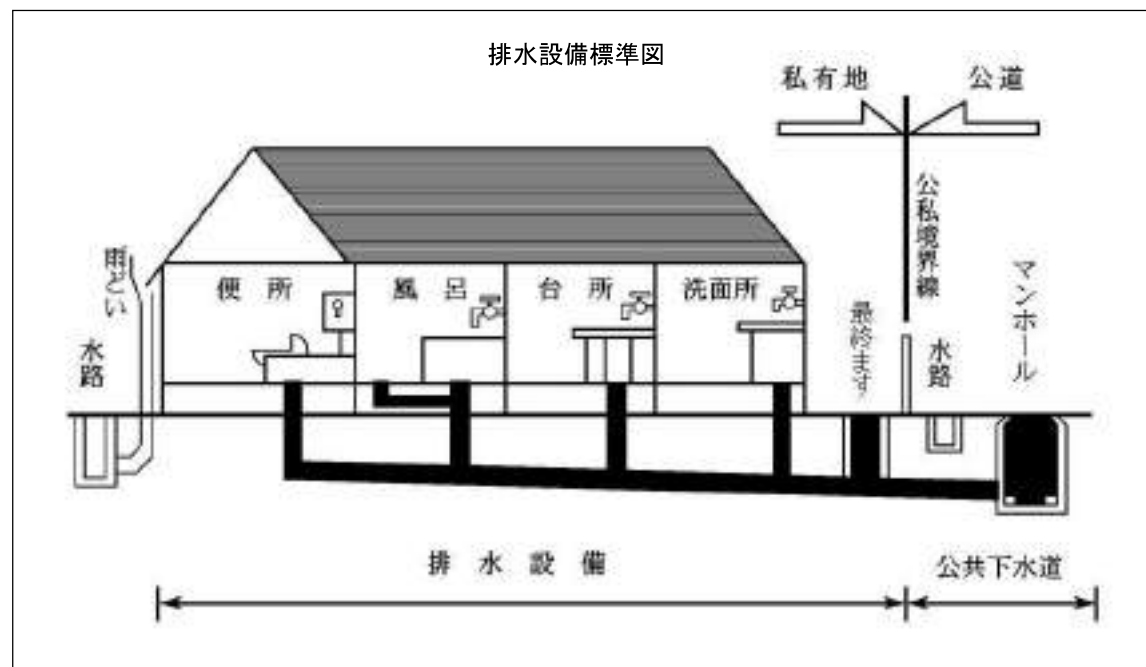
ア 改正の背景（災害時の復旧の遅れ）

令和6年能登半島地震では、宅内の排水設備の復旧が遅れ、長期間にわたり下水道が使用できないなど、不便な生活を余儀なくされた。

これは、平常時に宅内排水設備工事を担う地元事業者だけでは、災害時における大量の復旧需要に対応できなかったこと、事業者自身も被災したこと等により、復旧に必要な人員（マンパワー）の確保が困難になったことが復旧の遅れの要因とされている。

このような災害その他非常の場合において、宅内配管の復旧に対応する事業者を確保するため、国土交通省から各上下水道事業者に対して、他の上下水道事業者が指定した者でも工事を施行することができるよう検討することについて、技術的助言がなされた。

この助言を受けて、本市においても災害時における上下水道サービスの迅速な復旧により、市民生活の早期正常化を図ることができる体制を構築するため条例改正を行うこととする。



イ 指定工事店

(7) 指定の基準

- ・事業所ごとに下水道排水設備責任技術者を配置すること
- ・機械器具（金切りのこ等の管の切断用、レベルやテープ等の測量用、スコップやつるはし等の掘削用、タンパ等の埋め戻し用）を有すること
- ・長崎県内に営業所を有すること
- ・欠格要件（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者など）に該当しないこと 等

(4) 長崎市における指定状況

260事業者 (令和7年9月1日現在)	市内業者 185事業者
	県内業者 75事業者

※5年おきの更新制

ウ 改正内容

排水設備工事を施行できる者

改正前
・管理者が指定した事業者



改正後
・管理者が指定した事業者 災害その他非常の場合であって管理者が必要と認めるとき ・都道府県、他の市町村等の公共下水道管理者が指定した事業者

エ 施行期日 公布の日

(2) 手数料の見直しに係る改正について

ア 算定方法

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担率（100\%）}$$

※料金の上り幅が大きいものは、激変緩和措置を設ける（現行料金を基準に 1.1～2 倍を上限に設定）

（参考）激変緩和措置

現行価格	激変緩和措置
～250円	2 倍
251～500円	1.5 倍
501～2,000円	1.4 倍
2,001～10,000円	1.3 倍
10,001～100,000円	1.2 倍
100,001円以上	1.1 倍

イ 対象となる手数料

手数料名称	内 容
指定工事店新規申請手数料	上下水道事業管理者が排水設備工事を適正に施行することができるものと認められる者を指定するための手数料 ①受付→②審査→③データ入力→④工事に関する手続きの説明→⑤指定証交付 など
指定工事店更新申請手数料	排水設備指定工事店の指定の更新を行う際、徴収する更新手数料 ①受付→②審査→③データ入力→④指定証送付 など
下水道事業に係る諸証明手数料 ※ 新設（長崎市手数料条例より移行）	下水道使用料の支払状況や下水道使用料の使用期間等の証明をする際に徴収する手数料 ①受付→②審査→③交付

ウ 再算定結果

手数料の内容	現行額	業務量 (分)	人件費	物件費	再算定 結 果	激変緩和 措 置	最終結果	端数処理	改定額
指定工事店新規申請手数料	10,000	194	12,998	247	13,245	13,000	13,000	—	13,000
指定工事店更新申請手数料	5,000	107	7,169	330	7,499	6,500	6,500	—	6,500
下水道事業に係る 諸証明手数料	※ 300	長崎市手数料条例における諸証明手数料の考え方に準ずる							400

※長崎市手数料条例別表第 1 第 266 号（その他の諸証明手数料）

エ 定期的な見直し 原則 5 年ごとに実施する。

オ 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日

令和7年9月市議会 教育厚生委員会資料

第135号議案 長崎原爆資料館条例の一部を改正する条例
第137号議案 長崎市永井隆記念館条例の一部を改正する条例

目次	ページ
【長崎原爆資料館】	
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 改正内容及び算定結果・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ～ 8
3 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 ～ 11
【長崎市永井隆記念館】	
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
2 改正内容及び算定結果・・・・・・・・・・・・・・・・	12 ～ 13
3 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14 ～ 15
（参考1）使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	16 ～ 21
（参考2）使用料の改定・・・・・・・・・・・・・・・・	22 ～ 23
（参考3）使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について	24 ～ 26

原爆被爆対策部
令和7年9月

【長崎原爆資料館】

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例

条 例	施設名
長崎原爆資料館条例	長崎原爆資料館

2 改正内容及び算定結果

(1) 展示室

ア 利用料金の基準額の再算定の考え方

平和施設の観覧料については「被爆地・長崎市の使命」に鑑み、「市民生活上の必要性」などで定義するマトリクスでは整理できない施設であることから、施設の特性に応じて料金を設定している。
(P22「(参考2) 使用料の改定 (1) 見直しの対象」参照)

2 改正内容及び算定結果

イ 改正内容（別表第1（第9条関係））

区 分	現 行		改正案
	個人	団体	
一 般	200円	160円	200円
こども（小学生～高校生）	100円	80円	無 料

ウ 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③（①÷②）	受益者負担率 ④
平和施設	長崎原爆資料館	236,239,931円	421,182人	561円	50%

使用料項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置 ※ ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨ (⑧と同額)	増 減 (⑨-⑤)
				金 額 ⑧	理 由		
一 般	200円	290円	400円	200円	広島平和記念資料館と同一金額とするため。	200円	0円
こども	100円		200円	無 料	次代を担う若者が、被爆の実相をより学びやすい環境を整えるため。	無 料	▲100円

※ 激変緩和措置：現行料金200円、100円の2倍（P20「（参考1）使用料・手数料の算定方針」内「工 激変緩和措置」参照）

2 改正内容及び算定結果

(2) ホール

ア 利用料金の基準額の再算定の考え方

(ア) 受益者負担率

50%とする。（P23「（参考2）使用料の改定（2）各施設の受益者負担率」内「ホール型施設」参照）

(イ) 附属設備（冷暖房、コンセント）利用料の加算

冷暖房利用料及びコンセント利用料はホール利用料へ加算する。

(ウ) 利用時間帯及び曜日による利用料金の差の設定

現行の利用時間の区分（午前9時～正午/午後1時～午後5時/午後6時～午後10時）及び曜日の区分（平日/土日休日）を維持し、貸室利用料（ホール利用料から冷暖房利用料及びコンセント利用料を除いたもの）に現行料金比率を乗じる。

【現行料金比率】

曜 日 \ 利用時間	利用時間		
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
平 日	1.0倍	1.0倍	1.2倍
土曜日、日曜日又は休日	1.2倍	1.2倍	1.44倍

(エ) 入場料金の徴収の有無による利用料金の設定

入場料金その他これに類する料金を徴収する場合のホール利用料は倍額とする。（現行と同じ）

(オ) 準備又はリハーサル利用時の利用料金の設定

準備又はリハーサルのための利用に係る4割徴収の規定は、5割徴収に見直す。

2 改正内容及び算定結果

イ 改正内容（別表第2（第9条関係））

区 分 利用時間	現 行 ※1			改正案		
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
平 日	8,852円 (15,535円)	11,796円 (20,637円)	14,163円 (23,004円)	20,130円	26,840円	29,910円
土曜日、日曜日又は休日	10,622円 (17,305円)	14,153円 (22,994円)	16,992円 (25,833円)	22,430円	29,910円	33,590円

※1 () 内は冷暖房利用料及びコンセント利用料を含む

ウ 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{\text{①}}{\text{②} \times \text{③} \times \text{④}} \right)$	受益者負担率 ⑥
平和施設	長崎原爆資料館	15,390,475円	498.2㎡	4,667h	7.4%	90円/㎡	50%

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 ※2 1時間あたり ⑧	コスト/室 1時間あたり ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 1時間あたり ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ※3 ⑪	最終結果 1時間あたり ⑫	増 減 1時間あたり ⑬ (⑫-⑧)
ホール (498.2)	5,166円	44,723円	22,370円	6,710円	6,710円	1,544円

※2 現行料金=貸室利用料2,951円+冷暖房利用料2,158円+コンセント利用料57円

※3 激変緩和措置：現行料金5,166円の1.3倍（P20「（参考1）使用料・手数料の算定方針」内「工 激変緩和措置」参照） - 5 -

2 改正内容及び算定結果

ウ 算定結果

使用料項目		現行料金 ①	コスト/室 ②	再算定結果 ③ (②×50%)	激変緩和 措 置	個別事由		最終結果 ⑤ (④と同額)	増 減 ⑥ (⑤-①)
						金 額 ④	算定方法		
【基準額】 ホール 1時間あたり		5,166円	44,723円	22,370円	6,710円	6,710円	基準額として設定 (貸室3,830円+冷暖房等 2,880円)	6,710円	1,544円
平 日	午前9時～ 正午(3h)	15,535円	134,169円	67,090円		20,130円	基準額6,710円 × 3時間	20,130円	4,595円
	午後1時～ 午後5時 (4h)	20,637円	178,892円	89,450円		26,840円	基準額6,710円 × 4時間	26,840円	6,203円
	午後6時～ 午後10時 (4h)	23,004円	178,892円	89,450円		29,910円	(貸室3,830円 × 1.2 + 冷暖 房等2,880円) × 4時間	29,910円	6,906円
土・ 日・ 休 日	午前9時～ 正午(3h)	17,305円	134,169円	67,090円		22,430円	(貸室3,830円 × 1.2 + 冷暖 房等2,880円) × 3時間	22,430円	5,125円
	午後1時～ 午後5時 (4h)	22,994円	178,892円	89,450円		29,910円	(貸室3,830円 × 1.2 + 冷暖 房等2,880円) × 4時間	29,910円	6,916円
	午後6時～ 午後10時 (4h)	25,833円	178,892円	89,450円		33,590円	(貸室3,830円 × 1.44 + 冷 暖房等2,880円) × 4時間	33,590円	7,757円

※ 表中下線部：現行料金比率（P4「2 改正内容及び算定結果」内「（ウ）利用時間帯及び曜日による利用料金の差の設定」参照）

2 改正内容及び算定結果

(3) 駐車場

ア 利用料金の基準額の再算定の考え方

(ア) 受益者負担率

100%とする。（P23「（参考2）使用料の改定（2）各施設の受益者負担率」内「市営駐車場」参照）

(イ) マイクロバス料金の廃止

大型バスと同一の区画を利用するため廃止する。

イ 改正内容（別表第3（第9条関係））

区 分	現 行		改定案	
	最初の1時間まで	その後30分までごと	最初の1時間まで	その後30分までごと
バス	520円	520円	710円	710円
マイクロバス	260円	260円	廃 止	廃 止
普通自動車 小型自動車 軽自動車	100円	100円	200円	200円

2 改正内容及び算定結果

ウ 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
平和施設	長崎原爆資料館	10,696,280円	3,056㎡	3,748h	13.0%	7.2円/㎡	100%

使用料項目 ※1 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	コスト/台 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措置 ※2 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
大型バス1台 (100.0)	520円	716円	710円	720円	710円	190円
マイクロバス1台 (100.0)	260円	716円	710円	390円	廃 止	
普通車1台 (28.0)	100円	201円	200円	200円	200円	100円

※1 最初の1時間まで及びその後30分までごと

※2 激変緩和措置：現行料金520円の1.4倍、260円の1.5倍、100円の2倍（P20「（参考1）使用料・手数料の算定方針」内「エ 激変緩和措置」参照）

(4) 施行期日

令和8年4月1日

（経過措置）

- 改正後の別表第2の規定は、施行日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、施行日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 改正後の別表第3の規定は、施行日以後の入庫に係る駐車場の利用について適用し、施行日前の入庫に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。

【長崎市永井隆記念館】

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例

条 例	施設名
長崎市永井隆記念館条例	長崎市永井隆記念館

2 改正内容及び算定結果

(1) 展示室

ア 利用料金の基準額の再算定の考え方

平和施設の観覧料については「被爆地・長崎市の使命」に鑑み、「市民生活上の必要性」などで定義するマトリクスでは整理できない施設であることから、施設の特性に応じて料金を設定している。

(P22「(参考2) 使用料の改定(1) 見直しの対象」参照)

2 改正内容及び算定結果

イ 改正内容（別表（第8条関係））

区 分	現 行		改正案
	個人	団体	
一 般	100円	80円	200円
こども（小学生～高校生）	無 料	無 料	無 料

ウ 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③（①÷②）	受益者負担率 ④
平和施設	長崎市永井隆記念館	14,157,872円	11,396人	1,242円	50%

使用料項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置 ※ ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨ (⑧と同額)	増 減 (⑨-⑤)
				金 額 ⑧	理 由		
一 般	100円	630円	200円	200円	長崎原爆資料館の料金を上限とするため。	200円	100円
こども	無 料			無 料	次代を担う若者が、被爆の実相をより学びやすい環境を整えるため。	無 料	

※ 激変緩和措置：現行料金100円の2倍（P20「（参考1）使用料・手数料の算定方針」内「工 激変緩和措置」参照）

(2) 施行期日

令和8年4月1日